季刊

労働統研

クォータリー

1992年冬季号

● EC統合と日本経済

特集 高齢者生活保障の現代的課題

高齢者生活保障の今日的課題

高齢期生活の現実一忘れられた高齢期の貧困一

高齢者の地域ケア・システム形成の責任と課題

医療の「合理化」と「営利化」をめぐる動き

高齢者の住宅保障問題

国際・国内動向

佐々木 建

江口 英一

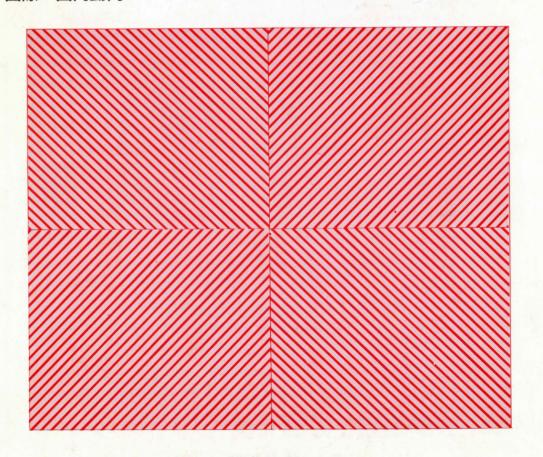
唐鎌 直義

石倉 康次

朝日 健二

小泉 英雄





労働総研クォータリー

第5号 (1992年冬季号)



——目 次——

| ● EC統合と日本経済 ······佐々オ | ; 建 | 2 |
|---|---------|----|
| 特 集●高齢者生活保障の現代的課題 | | |
| ■高齢者生活保障の今日的課題・・・・・・・・・・江口 | 英一 | 9 |
| 高齢期生活の現実 一忘れられた高齢期の貧困一 | 直義 | 19 |
| ■ 高齢者の地域ケア・システム形成の責任と課題石倉 | 康次 | 27 |
| ■ 医療の「合理化」と「営利化」をめぐる動き - 5つの病院から追い出されたAさんの例から- 朝日 | 健二 | 32 |
| ■ 高齢者の住宅保障問題小泉 | 英雄 | 36 |
| 国際・国内動向● ■ ILO 「旅館・飲食店に関する条約及び勧告」について大木 | 寿 | 41 |
| ■混迷のソ連労働組合運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 勇 | |
| | | |
| ■ 過労死をめぐる国際世論の形成 一過労死弁護団の国際活動から— | 博 | 47 |
| ■公立学校共済組合の「証券不正事件」について中ノ目 | 新治 | 50 |
| ■男女雇用機会均等法をめぐる最近の動き 坂本 | 福子 | 53 |
| | | |
| プロジェクト 研究部会報告 「日本の団体交渉制度―その実態と改革方向」プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 祐吉 正 | 56 |
| 討論のひろば●「新『育児休業法』と日本の労働者」を読んで山田 | 郁子 | 58 |
| 書 評●鈴木直次 著 『アメリカ社会のなかの日系企業 ――自動車産業の現地経営―』 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 与一 | 59 |
| 新刊紹介●『フレキシビリティー・今日の派遣労働者』草島 和幸/『旭化成・三菱化成』 塚田 義彦/『ナゼ日本人ハ死ヌホド働クノデスカ?』木下 武雄/『めんどう | | 62 |

くさいもの・人間』渡辺 純子

EC統合と日本経済

佐々木 建

I 学ぶ時代から連帯する時代へ

「EC統合と日本経済」、これが編集部から私に 与えられたテーマである。率直にいって、私は この表題を好まない。あまりに通俗的で、革新 的態度の表明には適当なものとはいえないこと もその理由のひとつである (そのことはあとで 詳しく論じる)。この表題の通りにECの仕組み や日本とECとの間の貿易や直接投資について 紹介することはさほど困難ではなく、単純明快 な作業であるが、ECそれ自体についても92年 市場統合問題についても、それを紹介するため にあらためて時間を費やすことが無駄に思える ほど膨大な解説書、研究書が刊行されているか らである(注1)。労働省につらなる日本労働研 究機構の出版物、たとえば前田充康『EC統合と 労働問題-1992年-』(日本労働研究機構、1989 年)、『海外労働白書―世界経済の拡大と雇用/ EC統合と進出企業-』(平成2年版)を見てほし い。これだけの仕事を大学の研究者が個人でな しとげることは不可能であろう。あまりにも膨 大な時間と研究費が必要だからである。

私がヨーロッパ研究をはじめた頃と比較して、今はヨーロッパに関する出版物は点数も多く水準も高い。どの研究成果も膨大な第一次資料を駆使して精緻に展開されている。それは何故であろうか。日本資本主義が、そしてその主役である日本多国籍企業が、すでにEC域内市

場の発展過程に急速に関わりはじめ、ヨーロッ パ労働運動と直接に対立する関係が形成されて いるからである。輸出に占めるECの比重を例に とると、1982年の13.1%から90年には実に18. 8%にも増大している。82年を基準にみると、90 年には2.98倍にも増加している(注2)。かつて の「集中豪雨型」の再現である。ECは、アメリ カ、東南アジアとならぶ最も重要な輸出相手地 域になりつつある。これと歩調をあわせて、日 本多国籍企業のヨーロッパ進出は急テンポで展 開されている。対ヨーロッパ製造業直接投資額 をみると、85年を基準に89年には9.6倍に急増 し、90年には前年比で54.0%増が見込まれてい る(注3)。このように国際展開の新たな戦略対 象になりつつある地域を精査するのは当然のこ とであろう。

フランスの首相が日本人の働きぶりを「蟻」に例えたことが、あまりに極端な日本人観だとして問題視されたのを記憶しておられる人も多いであろう。フランスの労働者よりも年総労働時間で500時間あまりも長く働き、「過労死」にいたるまで労働を強制されている日本人労働者の製品が対応のいとまも与えないほど急速に輸出されているとき、フランス国民がこのようにはあれているとき、フランス国民がこのようには高し、批判するのも無理からぬことといえるよう。イギリスの労働者が進出する日本多国籍企業の生産・経営システムをあたかもこの世にかつて存在したことのない怪物のように観察した

としても、それは理由のあることといえよう。 このようにヨーロッパと直接に深くかかわり 合っている、しかも急速にかかわっている現実 を基準にした場合、日本の労働運動の対応には、 またそれに研究の分野で支援する人たちの視点 も調査の水準にも(もちろん私自身も含めて)、 かかわっていることに対する国際的責任と連帯 の視点が、またそのことが日本の労働者の状態 と運動に与える影響を解明する視点が欠落して いるのではないか。

- (注1)最新のものとして次をあげておく。小野 耕二『EC統合とドイツ統一』大月書店、 1991年。
- (注2)日本銀行調査統計局『日本経済を中心と する国際比較統計』第28号、1991年、133、 136ページ。
- (注3)『通商白書』(平成3年版)、211ページ。

II なぜ「ヨーロッパ資本主義」か

政府や財界寄りのヨーロッパ研究とわれわれのとでは、当然その分析視点が違うはずである。あえて表題について異議をとなえたのも、その違いを明確にしたいためである。率直に左翼的に「現代ヨーロッパ資本主義の危機と政治変革の展望」としたほうが、視点の相違が明確になったかも知れない。もっともこのように変えれば、うすよごれた「教条主義」の亡霊の再登場と誤解されるかもしれないし、労働者、国民の間での92年市場統合への関心のたかまり、ドイツの併合的統一、ソ連・東ヨーロッパ社会主義体制の解体によって噴出している民族的、人種的対立への関心のたかまりに応えることにならないおそれもあるのかもしれない。

それにもかかわらず、この視点とテーマ設定の相違にこだわるのには、私なりの理由と主張があってのことである。私はずっと以前からEC

について多数の論文を発表してはいるが、EC それ自体をまともに精緻に研究したことがない。私にとっては、ヨーロッパ資本主義の全体構造を分析する、その限りでECの役割を論じることが課題なのであって、EC そのものの制度的構造を観察することには、率直にいってあまり興味がない。

この点をいまあらためて強調する政治変革的 意義はなにか。マルクス主義の影響をうけた経 済学の現状分析は単純な経済論や制度論であっ てはならず、「資本主義論」でなければならない というのが、私のかねてからの持論であり、「経 済論」は書きたくないのである。それでは私の 場合、「資本主義論」とはどういうことなのか。 資本主義を歴史的に限りのある仕組み、社会主 義への移行過程を内在化している仕組み、社会 主義への移行の客観的条件と主体的条件を成熟 させている仕組みとしてとらえる議論である。 だから現状分析とは、そのような資本主義観を ふまえて、その視点をそれぞれの歴史の局面で 具体化する分析作業なのである。研究はたんな る現状紹介であってはならず、つねに歴史的洞 察の力量が試されている、それが私の研究に対 する基本的態度である。

それでは、ヨーロッパ資本主義とはなにか、 この立場からの分析の課題はなにか。

第1に、ヨーロッパ資本主義とは、ドイツ、イギリス、フランスといった個々の資本主義国の総計にとどまらず、ECを中軸にする経済統合政策の展開によって促進されて緊密化した多国籍企業、貿易、労働力移動等で国際的相互依存の構造である。それは便宜的な呼称ではなく、経済統合政策によって促進された実体のある国際的仕組みであると私は考える。だからヨーロッパ諸国の分析は、一国だけを切りとった分析に限定してはならず、その国際的構造と統一し

て捉えることが必要である。

第2に、発展途上国問題が現代資本主義の支配構造の核心であるだけに、ヨーロッパ地域内の「南北問題」、そして新たに発展途上国として登場しつつある旧社会主義国との関係を含めて、途上国との国際的構造がヨーロッパ資本主義のもっとも重要な構造である。

第3に、そのように国際的構造のヨーロッパ 的総括が可能であれば、ヨーロッパにおける政 治変革の展望も以前とは違った国際的性格を帯 び、労働運動に、そしてまた階級闘争一般に新 しい歴史的条件をつくりだすことになる。92年 市場統合問題にしても、われわれが分析する場 合には、政治変革の国際的条件の変化とかかわ らせて分析する力量が、左翼的、民主主義的分 析視角の有効性が試されているのである。

第4に、以上のような全体構造をふまえて、 政治変革を目指す諸勢力の歴史的体験とその理 論、理念の柔軟で機敏な総括(もちろん途上国 との共存政策を重要な構成部分として)が課題 となる(注2)。

- (注1)人類全体の生存条件の探求が経済学の課題であるとする立場にたつなら、発展途上国問題こそが、そして先進資本主義国との関係こそが最重要課題であるはずなのに、資本主義研究というと、先進国研究あるいは先進国間の経済関係の研究だと誤解している人が研究者のなかでさえ少なくない現状は、早急に打破されねばならない。EC研究にとどまらず、日本資本主義研究でも同じ傾向がある。どうしてこのようにアジア研究に関心が低いのであろうか。
- (注2)私の現代ヨーロッパ資本主義研究の全体 構造はこの4点にそって展開されている。 初期の研究成果である『現代ヨーロッパ

資本主義論一経済統合政策を基軸とする 構造一』(有斐閣、1976年)は第1の課題 の分析に、中期の成果である『多国籍企 業と労働問題』(ミネルヴァ書房、1982年) は第3の課題の分析、多国籍企業の発展 と外国人労働者雇用の増大を素材にして 階級関係の国際化の分析に焦点を合わせ ている。第4の課題は『現代ドイツ資本 主義論』として展開される予定である。

第2の課題にかかわる途上国との共存 政策についての私の関心の一部は、次に 示してある。「『第三世界』とどのように 連帯するか―W・ブラントが問いかける もの一」『griot (グリオ)』、第1巻 (1991 年春)

III 歴史的転機にたつEC

最近の動向について考えていることを少し論 じてみたい。

社会主義体制の解体を契機にヨーロッパの地域統合は重大な歴史的岐路に立たされている。 ECをヨーロッパ資本主義とほぼ同一視することが可能であったのは、社会主義体制との歴史的対立によるヨーロッパの分裂を前提にしていたからである。この歴史的前提はいま大きく揺らいでいる。ソ連・東ヨーロッパ社会主義体制の崩壊は、EC即ヨーロッパ資本主義という図式を次の二つの点で急速に古びさせている。

第1に、ヨーロッパ統合の理念の歴史的起源は西ローマ帝国の版図と神聖ローマ帝国の理念的再興であるという西ヨーロッパ支配層による歴史の歪曲を完全に打ち壊した。この理念は社会主義体制との対立を前提に、反社会主義を旗印に結集するために勝手につくった歴史理解であった。その理解はEC加盟国支配層の行動様式の基礎としてまだ大きな力を発揮しているとは

いうものの(たとえばバルト3国独立紛争やユーゴスラビア民族紛争に対する対応に示されている)、ヨーロッパ統合はいま、ヨーロッパの拡大という厳しい歴史的転機にあって全く新しい構想とその理念的基礎を探らなければならなくなっている。

ヨーロッパはECを基軸として統一された市場圏に再編されるのだろうか、それとも旧ソ連邦を中軸とする東ヨーロッパ・ユーラシア統合が実現し、この2大ブロックとその相互関係に再編成されるのだろうか、いま問題はそのように提起されている。その成否は旧ソ連邦がEC型統合を実現できるかどうかにかかっている。10月18日に調印されたソ連邦経済共同体条約は、旧ソ連邦内の国際分業のほころびをとりあえず修復する努力にしかすぎず、私には今のところ全面的再編の過渡的措置のようにしかみえない。

かつて「ヨーロッパの没落」がクーデンホーフ・カレルギやジャン・モネ等のヨーロッパ統合 運動を生みだしたのと同じように、社会主義体制の没落は、新しいカレルギやモネのような思想運動を内部に生み出しつつあるのだろうか。かつて彼らを統合運動に駆り立てたのは、勃興する社会主義に対する資本主義の救済の使命感であった。いま社会主義を資本主義に対抗して救済しようという歴史的使命感すら旧社会主義の指導層には見当たらず、ただ矮小化された民族的利益の追求に狂奔しているのでは、社会主義の新しい歴史の創造をめざす経済統合の理念とその実現の運動が近い将来発展するとは考えられない。

第2に、それではヨーロッパ資本主義はECに よってソ連・東ヨーロッパ地域を全面的に従属 的に支配できるだろうか、ヨーロッパ世界の拡 大とその内部の対立を解決できて、新しい寄生 的「超帝国主義」の時代を現出させられるのだ ろうか、問題はそのように問われている。

いまの時点でこの問いに大胆に答えることは 容易ではない。この重大な歴史転機を主導する 新しい理念は、支配層の側にも政治変革の主体 の側にもまだ見えかくれさえしていないからで ある。しかし、次の点だけは明らかであろう。

第1に、寄生的な「超帝国主義」の実現可能性は先進国労働運動の態度選択にかかっている。 最近の外国人排斥運動の高まりと右翼的政党の活動の活発化をみていると、周辺諸国の窮乏を放置して自分たちの生活水準の維持だけを目指す潮流を強めているようにもみえる。労働運動と政治変革を目指す諸勢力の新しい国際主義的態度からの啓蒙と説得的な政策提言がなければ、右翼的潮流が政治過程でいま以上に影響力を持つ可能性もないわけではない。

第2に、「超帝国主義」の成否は旧社会主義国内部の政治変革主体の再生のありかたにもかかっている。社会主義体制の解体は資本主義的成果を短期的に達成できるという幻想によってつき動かされ、社会主義的理念の最良のものさえいとも簡単に放棄する結果を生みだした。この幻想からの目覚めとその理念の再生が結合されるならば、旧社会主義体制内の政治変革の諸勢力が再び歴史進歩の担い手として登場できる条件も急速に成熟するかもしれない。

政治過程が右に振れるにしても左に振れるにしても、安定した資本主義的「ヨーロッパ合衆国」の展望はないといってよいであろう。社会主義体制の解体によって、ヨーロッパ資本主義の内部に、西ヨーロッパ内部の政治変革を目指す諸勢力にくわえて社会主義的成果と新たな社会主義運動の再生過程を取り込んだことによって、それとの複雑で永続的な対決に直面することになる。それは、これまでの外在的な社会主

義よりもはるかに手ごわい相手になることは必 至である。ヨーロッパ統合は長期的にみれば、 おそらく新しい社会主義運動の成熟のなかで 「社会主義的ヨーロッパ合衆国」への展望を切 り開くことになるであろう。

ECはこれらの社会主義の解体後の諸問題に合理的に柔軟に対応できるのだろうか、農業危機と経済難民の急増に対応できるのだろうか、ますます激化する地域的・民族的対立を解決できるのだろうか。いま既存の地域秩序は、明らかにその歴史的役割を終えつつある。ヨーロッパの経済統合はすでに後戻りのできない必然的な過程であるとしても、これらの歴史的課題の解決はECへの周辺諸国の選択的な吸引だけでは不可能であろう。多様な統合形態の重層的、複合的構造への組み直しなしに、安定した地域秩序の実現を描くことはできないのではないか。その重層性が寄生性の基礎となるかどうかは、ヨーロッパの(そして次に見るように日本の)労働運動の力量にかかっている。

IV ECと多国籍企業、そして「日本の挑戦」

ECが最近のように巨大多国籍企業の支配の 現実をぬきに論じられるのは、どうしたこと か。そのことは明らかに、EC論を平板で無機質 のものにしているだけでなく、日本多国籍企業 の戦略の意義の過小評価にもつながっている。

ECが「独占のヨーロッパ」として出発したこと、それが「冷戦」の所産であることは紛れもない事実であって、巨大産業のヨーロッパ市場における安定した競争秩序を作ることを目的にし、その成功によって社会主義体制との対立過程で優位を保持しようという体制であった。ECが構想され発足した1950年代は、そのような時代であった。

「冷戦体制」の基礎とした位置づけについては、

1960年代終わり頃から大きな変化があらわれは じめたことは事実であり、69年にドイツ社会民 主党 (SPD) が政権を担ったことによって東ド イツ敵視の外交原則である「ハルシュタイン・ド クトリン」が放棄され、「東方外交」の展開によって東西両ドイツの相互承認と経済関係の緊密 化、「一つの民族と二つの国家」を理性的立場で 最終的に確認する外交的態度が確立され、75年 の全欧安全保障・協力会議へルシンキ宣言に象 徴される「デタント」の時代がはじまり、EC設 立時の政治的背景は消失している点は正しく評 価しなければならない。

しかし「独占のヨーロッパ」という規定については、私はなおこだわってみたい。確かに1960年代終わり頃からその補正がはじまってはいる。社会的統合の実現の意義が強調されはじめ、89年11月の「EC社会憲章」(「労働者の基本的社会権に関する共同体憲章」の略称)の採択過程に典型的な、共同市場の発展によって制約される労働者の権利をめぐる問題がようやく本格的に経済統合の重要課題として展開されはじめてはいる。

設立時の国際政治の状況と加盟国国内政治の 力関係を反映して共同市場の設立による公正な 競争秩序の実現を優先させたことによって、そ の最大の受益者が多国籍企業であるのは当然で あった。社会民主主義政党の政権獲得や労働組 合運動の自覚の高まりを背景に、EC設立後10数 年にしてようやく労働組合的権利の「空洞化」 と「ソーシャル・ダンピング」を規制する要求が 提示されることになったのである。92年市場統 合は多国籍企業の域内市場での発展の条件を一 層整備するもので、それに対応した労働組合的、 市民的権利の保障と新たな発展とのあいだのず れはますます拡大している。その意味では、多 国籍企業統制は依然として労働運動(市民的運 動にとっても)の最重要課題なのである。

しかも、その「独占のヨーロッパ」のなかで 日本多国籍企業の位置づけが急速に変貌してい る。1968年にJ.-J. セルヴァン・シュレベールは 空前の世界的ベストセラーとなった『アメリカ の挑戦』のなかで、「15年後にアメリカ、ソ連に ついで第三の世界工業大国になるのはヨーロッ パではなくて、ヨーロッパに進出するアメリカ 企業」であり、ヨーロッパ市場の組織も殆どア メリカの手中にあることを警告した。この主張 は当時のドゴール派の対米戦略を表現したもの ではあったが、アメリカ多国籍企業がヨーロッ パ経済統合の受益者であることを言い当てた点 で注目されたのである。アメリカ企業のヨーロ ッパ進出がすでに成熟から停滞の局面にはい り、それにかわって日本企業の進出が怒濤のよ うに開始されているいま、92年市場統合と社会 主義体制解体後のヨーロッパ地域秩序再編の最 大の受益者である『日本の挑戦』が開始されて いるともいえよう。

92年市場統合を契機にヨーロッパ多国籍企業が従来までの国民的基盤に強く規定された仕組みから脱却して新しい国際的支配構造に再編される可能性が大きくなっているとはいえ、なお戦略の決定には国民的基盤を全面的に無視することは困難であるから、統合の利益を最大限に享受するのは、立地を自由に選択可能な日本企業であろう。しかも『日本の挑戦』がかつての『アメリカの挑戦』と決定的に違うのは、その進出規模の点ではなく、世界最高の生産力水準を誇る日本的経営・生産システムの優位性をてこに、その移植によってEC、ヨーロッパ市場における支配網の確立を目指している点であろう。

日本的経営・生産システムとはなにか。労働 組合的権利の空洞化と既存の労働条件の急速な 再編を前提にした新しい労働の強制のシステム である。このような反労働者的システムをもって進出する日本多国籍企業の統制は、ヨーロッパ、日本双方の労働運動に課せられた歴史的課題となっている。

このように日本資本主義とヨーロッパ資本主 義は多国籍企業進出によって緊密に結び合わさ れ、そのことによって労働運動も共通の課題で 連帯することが求められはじめている。

V 「連帯」の意義を問いなおす

日本の労働運動にとって、ヨーロッパ資本主義研究は資本主義に未来はないという命題を論証するための素材だけであってはならない。それを「鏡」として日本資本主義の国際化構造の特徴と同時に、運動にとっての教訓を学びとる視点も依然として重要ではあるが(注1)、いま求められているのは、国際的責任の自覚と国際連帯の態度であろう。

この「連帯」という表現は、労働運動の歴史とともに古い。しかも、これまでその表現に込められていたものはというと、労働者階級の「階級的連帯」の表明であり、こころざしを同じくする運動に対する支援や資金的援助の理念の表明であった。第一インターナショナル以来、国境をこえた「国際連帯」は労働運動の崇高な理想型であった。いま社会主義体制の解体と民族解放運動の混迷によってこの「国際連帯」にペシミスティックな傾向が生まれている。しかし、もう一度真摯な態度でその意義とあり方を再検討すべき歴史的局面にあるのではないだろうか。

第1に、現代資本主義社会の労働運動は大きく変貌をとげている。それに対応して古典的な「階級的」連帯から、「市民的」連帯を大きく取り込んだ柔軟で機敏な連帯活動に発展させられねばならないのではないか。

第2に社会主義的、民主主義的政治勢力が政

権を担える力量を持ち、労働組合運動や市民運動がすでに社会的にも政治的にも、また経済的にも一定の力を持っているいま、かつてのように道義的連帯から具体的、政策的支援へ発展させられねばならない。

EC市場への日本多国籍企業の進出はヨーロッパの運動との連帯の新しい条件をつくり出している。その課題に積極的に対応することは、日本の労働運動や政治変革の運動の発展にとって大きな意義を持つものといえるであろう。

(注1)これは、私が『日本型多国籍企業一貿易 摩擦から投資摩擦へ一』(有斐閣、1986 年)、『日本型国際化と人権』(部落問題研 究所、1991年)で多国籍企業統制と外国 人労働者との共生についての提言で示し た方法と視点でもある。日本の運動はヨ ーロッパの運動の体験の集積から十分に 学んでいるようには思われない。この視 点と方法での研究成果が待たれる。

(大阪市立大学教授)

労働総研・全労連共催で 時短シンポジウムを開催

●日 時 : 1992年3月7日(土)

●場 所 : 東京・広島 (予定)

● テーマ : 「労働時間短縮の日本的障害―その克服への道」

(くわしい要項などは、労働総研・03-3940-0523、または全労連・03-5472-5841まで)

高齢者生活保障の今日的課題

江口 英一

はじめに

これまで日本の労働者は、国から公的な生活保障政策、特にいわゆる社会保障などの恩恵を、戦前はもちろん、戦後においても、実質上はほとんど受けてきたとはいえない。それぞれみな、自分でやってきたようなものである。したがってこの種の問題を考えようといっても、ど遠いことで、なかなかピンとこないことは、無理からぬことである。ただそうはいっても、これからは、資本主義市場下のますますきびいた活・労働条件の枠組による生活になるなかで、良かれ悪しかれ、そしてまだ現実は遠くにある問題であろうとも、この種の生活問題を正面から考えざるを得なくなるだろう。そこで以下、与えられた課題について簡単にのべてみよう。

I. 労働者はなぜ高齢者(期)生活保障を たたかわねばならないか

1. 自分の問題であること

上記のように、みもふたもない言い方であるが、お許しいただきたい。その意味はのちに述べよう。一つだけいっておきたいことは、われわれは高齢者、あるいは高齢者生活が、いわば一つの社会層とその生活のように、別個に一般

的なものとしてあるとは考えない。高齢者一般があるわけではない。高齢者とか高齢者生活とは、さまざまな社会層の人のそれまでの生涯と、今や高齢期に達してきた生活、その集まりというだけである。労働者の、あるいは農民の、あるいは商工自営業者などの、高齢期にある人々であり、その生活と考える。そこでたとえば労働者を考えれば、現在その人が若かろうと年をとった人であろうと、高齢者(期)問題は、それぞれ自分の、今の、あるいは将来の問題ということになる。そういう意味で自分の問題である。若い労働者ならば、いまはひとごとのように見えるが、やがて自分の問題にいや応なくなるのだから考えろよ、といった言葉でいわれるところのものである。

けれども、われわれがそう言うのは、例えば 今日就業人口の7割を占める労働者の場合をと って見れば、それは前記以上のことを意味する と、われわれは思っている。というのは、ひと つ老齢退職年金(年金と略していわれる)をと って見よう。それはある意味で、企業の退職金 とおなじように、乱暴にいえばある意味で老齢 年金も、賃金の後払い的な性格をもつものと考 えることもできるのである。要するに自分の今 の賃金と関係している。賃金とは、などと改ま っていうまでもなく、それは生活費に見あうは

ずのものであり、これを生涯にとっていわゆる 生涯賃金を考えれば、それには生涯の生活費に 見あうはずのものであり、したがって労働者の だれにでもくる高齢期の生活費は、働いている 時の賃金に、その相当分がふくまれているはず である。現実には、それらは賃金の後払い分と して受取っているということで、そこではじめ て子供に迷惑をかけない、自立した労働者の高 齢期生活像を考えることができるし、また今日 現実的にも、高齢期労働者は、夫婦で、息子達に 世話にならずに生きることを望むのが、理論に もかなっている。つまり年金は、自分の問題、 すなわち賃金の問題ということになる。それは 賃金をとりかえしていることになり、食えない 年金の場合も、その分をふくめてそれをとりか えしていることになる。

ただこれはひとつの考え方で、それだけでは やはり不充分な部分があるということも否定で きないだろう。というのは、たとえば年金生活 の内容は、もちろん日々の食生活や衣生活など の消費財消費の部分と、医療、住宅、交通等の 長期の社会的固定経費といわれる様々なサービ スの消費部分などもふくまれ、これらの部分は もともと賃金でまかなわれるべき部分なのか。 国等の公共と資本が、社会そのものがなり立つ ために、もともとそれが負担すべき生活基盤制 度・施設であり、義務教育がどこの国でも原則 無料であるように、国や資本が無料で提供すべ きものである。そうするとその部分は賃金とい うより、利潤部分からその支出がまかなわれる べきものである。医療でもおなじであろう。健 康とか病気とかは、個人の範囲のものと考えら れない社会的なものである以上、国民を健康に 保ち回復させるのは、国あるいは資本の責任で ある。それを、少し先走っていえば、日本では、 老人医療無料制度は1983年2月有料化され、そ

れを突破口として、一般健康保険がこれは戦前にさえなかったことだが、自己負担制度が1984年10月、はじめて導入された。要するに高齢者問題を突破口に、年金はもちろん医療についても、また福祉の介護問題とその有料化など、国民生活全体の問題、すなわちその生活条件の悪化が、俎上に上されてきた。労働者の生活だけでなく、国民の全階層の問題となってきた。これをどうはねかえし、国、資本、利潤部分から出させるか、そのたたかいとなってきた。つまり、こうなると、労働者の「自分の問題」であるだけではない。問題は、自分の問題だけではない、こういう側面があるのだ。

2. 全階層の「統一した」共同のたたかいの問題 であること

こうして、高齢期労働者生活保障の問題は、 国民生活全体の問題であり、国と資本に対する 国民全体の問題だ、ということになる。労働者 の高齢期生活保障の問題は、国民全体の生活保 障のキーポイントに位置している。いまの日本 の政治、そして階級闘争の矢がそこに向けられ ている以上、そこがポイントだということにな る。

周知のように、ハヴァナで1982年2月開催された第10回世界労働組合大会は、『社会保障憲章』を新しくつくり、「前文」でつぎのようにのべている(かの有名な1961年の『社会保障憲章』とほとんどかわりないが)。

「社会保障制度の導入は、労働者階級が永年に わたって雇用主の搾取に反対しておこなってき た数えきれない統一したたたかい(innumerable united struggles)の成果である。資本主 義諸国における闘争の中で生み出されたこれら の勝利は、労働者の不断の行動と警戒(constant action and vigilance)によってのみ維持するこ とができる」(『人権としての社会保障原則』小 川政亮編著、ミネルヴァ書房、1985年刊、328 頁)、と。

この「統一されたたたかい」(united struggles)とは、統合されたたたかい、あるいは共同 のたたかい、というように理解されてもかまわ ないだろう。すなわちそれは同じ労働者階級内 の統一されたたたかいだけでなく、他の社会層、 すなわち農民層、商工自営業層、職人層、場合 によっては中小零細企業主層などとの間の、結 合された共同の闘争もふくむものであろう。な ぜなら、労働者層だけが良くなろうとしても、 他の階層がだめになれば、だめだからである。 これをもっとビジブルにいうなら、労働者の息 子世帯が良くなっても、故郷の畑をたがやして いる年老いた父母が悪くなれば、その家族(拡 大された)全体はよくなったとはいえないから である。換言すれば、労働者である息子だけが よくなろうとしてもだめであり、自分がよくな るためには、他がよくならなければならないの である。つまり、生活というものはトータルな ものであり、国民生活とはまさに全体的、総合 的なものだということである。これについては もう少し説明しなければ充分ではないが、ここ ではこれだけにして進もう。

今日、高齢者(期)生活問題を考えると、国民の間に、高齢者ともっと若い人びと、現役の人びとと離退した人びと、お金のある人とない人びと、職業の異なるそれぞれの層等々、これら諸社会集団間に、だんだん著しくなる相互不一致、離反、更にあらわな敵対とまでいかないにしても不連帯、言葉での一致の裏側での、胸の中の猜疑心、離反等がむしろ拡大しつつあるといえないだろうか。特に高齢者(期)生活問題についていうと、そういうことがないとはいえないのである。それは、現実の、現役労働者の今日の労働と生活がカローシに追いかけられるほどつ

らいものであり、また世帯・家族生活が、ゆが み、そのリズムを失い、崩壊の危機にさらされ ているほど大変であることから出てくるともい えよう。せまい住宅での同居の祖父母に、孫が 「おじいちゃんいつ死ぬの」といったという。 笑えない話もある。けれども、そのような相互 離反、分断は単に経済、生活からくるだけでは ない。その大きなものは、イデオロギー面での 支配者側から仕組まれるものが大きいだろう。 これは小さな問題ではない。私がさしあたり思 う二つのものは、ひとつは例の「高齢化社会危 機論」であり、もうひとつは西洋ではスティグ マ stigma といっている貧困へのいわゆる「汚 辱感」、すなわち恥であると自ら思うこと、その 人に対する侮蔑、無視、といった社会感情の、 支配者側からの積極的な醸成、イデオロギー的 煽り立てである。前者の「高齢化社会危機論」 は、それが科学的には全く認論であることがす でに早くから証明され (例えば1988年5月16日 『赤旗』日本共産党経済政策委員会発表資料)、 完膚なきまで粉砕されているにもかかわらず、 支配者側はその論をとり下げず、とくに行政機 関や同調する社会保障・福祉研究者を用いて、 カビの生えたその議論を大声で宣伝しつつ、諸 政策・施策強行の露払いに用いている。それは なぜか。それは、将来扶養が可能かどうかとい った人口学的、客観的に見える議論をよそおい つつ(それ自身既述の通りまちがっているのだ が)、その意図は、高齢者とそれより若い人との 間、現役労働者とリタイヤした者との間をひろ げ、利害不一致を強調し、おなじ労働者階級の 中を分断しようとする意図から、それはおこな われていると私は思う。そのことのまちがいは、 私のいい方で小論冒頭ですでにのべたが、いず れにしてもこのイデオロギーは、年金、医療など 社会保障の進展に対するブレーキというより、

それを大幅に後退させる支配者側の行動に、大きな利益を与えるイデオロギーとして、大きな効力をもつものである。

もう一つのスティグマ、すなわち貧困への汚 辱感の醸成は、70年代終り頃、とくに強力に植 えつけられた。その頃、社会保障・福祉は怠け者 を養成するものであること、その頃 "たそがれ のロンドン"というベストセラーの本が出され たのと併行し、福祉国家イギリスはもはやたそ がれの国だという大宣伝がなされた。その裏 で、日本経済の人べらし合理化、やがて80年代 の「臨調・行革」とつづくが、いずれにしても貧 乏な人は怠け者で、福祉とくに生活保護を受け なければならぬ人は自業自得なのであって、だ から生活保護への門はできる限りせまく、あら ゆる手だてを用いて認定を制限せよという主旨 の通達が、厚生行政当局から出された(有名な 「社保123号通知」1981.11.17)。 いずれにして も、かくて貧困は現に存在していながらかくれ て出てこないといった構造が、日本社会の底辺 に形成されていった。その上に、「日本は豊かだ」 というイデオロギー的宣伝がなされた。それに 併行して、生活の公的保障としての社会保障・ 福祉が、ゆり動かされ、削減されていった。先述 の老人保健法の制立、健保一割自己負担、年金 制度の大改悪が進行していった。

以上の支配者的イデオロギーのまちがいを、われわれは粉砕し、その上に、労働者をはじめとする各階層の「統一した」「共同」のたたかいがすすめられなければならない。その一つの大きな眼目が、高齢者(期)生活であるということである。そのような「統一闘争」あるいは「共同闘争」が、反対に「自分の問題」を解決していくことになる。

II. 高齢者(期)生活保障制度の しくみについて

労働者は、これまでのべてきたように、「統一 闘争」あるいは「共同闘争」を通じ、生活保障 のための公的制度をたたかいとっていかねばな らぬが、その今日のポイントの一つは「高齢者 (期)生活保障」のためのたたかいであった。そ れは現に高齢期にあるものはもちろん、若壮年 層にとってもおなじであるということであった。 賃金労働者にとってその高齢期の生活保障制度 の枠組みを、ではわれわれはどう考えるか。そ れを考えるにはつらい過重な労働と低い賃金に あえぐ労働者にとって、生活はどうあるべき か、何のためにそうあるべきなのか、特に高齢 期の生活はどうあるべきか、何がいわば目標な のか、それをお前はどう考えるかという問いに、 私はこたえた上で、そのための仕組みについて 述べるのが至当であろう。それはしかし私に、 今日の労働者状態をふまえた上で述べる充分な 準備と能力がないし、また一応それについて次 の章で、若干の私の考え方を述べることとし、 順序が逆になるかもしれないが、前述のように、 ごく大まかな形であるべき仕組みについて、私 の考え方をのべておきたい。したがってかなり 一般的なものの域を出ないかもしれない。

老後、高齢期生活を公的に保障する制度のは じめに来るのは、やはり公的な老齢退職年金(以 下年金と省略)制度であろう。年金の位置づけ、 とくに賃金および利潤に対する位置づけについ ては、簡単ながら、前章においてとりあげた通 りである。いずれにしても、年金は高齢期生活 のための財源としての基礎であり、それが充分 でなければ老後生活はおくれない。年金は、少 いからといって、それ自体をストライキをやっ て賃金のように直接高めることは出来ない。基 本的には受取っただけで生活するしかないわけ だから、その高さは最も大切であるこというま でもない。若し低ければ他の方法、労働者はも ともと生活の資源としての資産所得がないこと が前提なのだから、年金生活を穴うめするため 就労し、更に労働所得を受取る以外に道はな い。のちの各論にも示されるだろうが、日本の 先進国として法外に低い年金 (厚生年金・共済 年金・国民年金)のもとでの高齢者の就業率は、 これまた法外に高いことは、よく知られたこと である。もう一つつけ加えねばならぬのは日本 の年金、とくに厚生年金と共済年金 (国民年金 は極度に低く、実際上これが公的保障による年 金といえるか、と空しくなるばかりである)に おける大きな格差である。人間、それほどもう あとがない同じ年寄りとなって、いわば人間の カチというものを考えるに、常識あるものなら、 そこにこんな大きな格差があってよいと、考え つくことは無理である。しかしそれは日本の年 金が、格差の大きな賃金所得にリンクする積立 方式によっているからである。しかも民間の場 合、残業所得の大きな賃金の中の基本給に、主 としてリンクするのである。

年金はいずれにしても、老後生活の安定を目的とするものであり、したがって労働者の生涯にとって、とくに現役労働者にとって、その生涯の見通し、つまりいろいろの生活上の計画、たとえば子供の教育にいたるまで、その生涯の見通しを得るための一定のイメージがなければならないものである。労働者生活は、ただ日々のそれだけでなく、長期的な生涯の生活という側面をもっているのだから、労働者にとってはそれが充分であることを考え、要求せざるを得ないことはあたりまえの話である。

ところで長期の積立方式による厚生年金とか 共済年金の場合、その雇用が長期にわたって継 続されなければ、安定した年金は、もともと望 めないだろう。国民年金は、基礎年金として、 雇用の継続という条件はないが、その掛金の高 さとその據出期間の長さから、それから脱落し、 無年金者となる不安定雇用労働者(もともと規 模4人以下の零細企業の場合、被用者でありな がら国民年金によらざるを得ない。その他日雇 労働者、臨時・パートもおなじである)は現在、 私の推計では500万人はいると思う。厚生年金、 共済年金の常用労働者の場合、人べらし合理化 や倒産にともなう失業、派遣労働者化、自立営 業者化などに反対し、雇用の安定、労働法に規 定された雇用や地位の安定は、年金の前に絶対 に必要なものであろう。ところが、80年代を通 じて雇用の流動化と不安定化は、逆にむしろ増 大せしめられている。われわれは老後生活を守 るため、まず雇用の安定、雇用保障をたたかい とる必要がある。それをなし得るのは個人では なく労働組合の力であろう。この問題こそ本特 集の「高齢者生活保障の現代的課題」の最初に くるべき最重要課題だろう。

つぎに高齢者(期)生活保障の問題とは、生涯を通ずる長期の生活の安定と生活計画の確保の問題だとすれば、疾病、傷害の問題は、それを破壊する最大のものの一つであることは、異論がないところだろう。ところが今日の日本の医療制度、それに対応する医療保障のシステムは年々悪化し、健康と生活安定の破壊者の最大の原因となっていることは周知のところである。そのくわしい状況については、あとの各論の中でとりあげられるだろうからここでは述べないが、戦前、東京の東部、零細なおもちや工場のプレス作業が、どこの家でもトントンきこえる地域では、そこに働く職人的労働者達の間では、「ケガと弁当手前持ち」という言葉が通用する世界だった。ところが、戦後、とくに経済大国と

なったという日本の現実では、再び、「病気・ケ ガと弁当手前持ち」という状況となりつつある。 もともとすでにのべたように、疾病はなりたく てなる人はいないのだし、注意していても社会 的な環境の中で感染するものである。それを最 近の老人保健法の改悪の過程で、高齢者は疾病 によくおちいり、今日の医療制度のもとでの医 療をうける「受益者」なのだから、多くを負担 すべきであるということで、91年9月27日法案 が通過させられ、自己負担ははね上り、2年後 には、画期的な、物価に対するスライド制が認め られることになった。しかし疾病は前述のよう にもともと社会的なものであり、健康の回復、 保持は社会を保持し、生産を維持するために最 低必要な条件であり、これこそ公的なものとし て国民全体に差別なく医療を保障すべきである。 原則としてそれは、イギリス、その他でおこなっ ているように公費医療として、無料とすべきも のであろう。そうしてはじめて労働者生活、と くにその高齢期生活は安定し、その見通しの上 に、労働者生活の長期的見通しがはじめてなり 立つのである。そうでなくてどうして「人間ら しい生活」といえようか。

さて、労働者生活、とくに高齢者(期)生活保障のための要因としてその他で大きなのは、住宅であろう。住宅が高齢者(期)生活にとって、決定的に重要なのは、そこが社会生活の拠点であると共に、その費用(家賃、持家の時はその修理費)が、労働者の年金で実際上まかなえるものとして考えられない、という点で重大である。イギリスなどでは、だから、持家を持たない高齢年金生活者のほとんどは、国からレントリベート(家賃補助)をうけている。持家のものはレート(地方税)リベートをうける、住宅サービス保障である。なぜそうなるのか。この小文では追及できないが、資本主義経済の法則と

して、人口集中、地価の高騰、住宅投資が長期 投資になるための利子の高さなどにより、更に その住宅供給に対する需要側の支払能力たる賃 金がおいつかないためである。そのためそのし わよせが最も弱いところに集中し、それが労働 者の年金生活者に集中するためである。労働者 が持家を高い利子つきローンで借りていたとし ても、その年々の修理補修費は、まことに馬鹿 にできない額になるではないか。地方税を含め て、それはたとえ持家に住んでいても、家賃を 支払っているとおなじである。したがって、公 営の低家賃住宅を、どこの国でも多くもってい る。とくにイギリスなどでは、3割の住宅が公営 住宅であり、かつて低賃金労働者の集中してい たロンドン東部イーストエンドなどでは、いま、 6、7割が公営住宅に建替っている、と私はき いている。

その他に高齢者(期)生活保障の枠組みに置く 必要のある政策・施設は、数多くあるだろう。 要するにその枠組みは、狭く考えず、広くとら えることであろう。たとえば、交通・通信、テ レビ、ラジオをふくむレクリエーション、日々 の生活の中の更に高齢者生活にとくに必要な暖 房、電気・水道などとそれに要する費用等であ る。これらの減免をふくむ公的保障は、日本以 外の福祉国家なら、どこでも進んでいる。この 他いわゆる介護問題などの社会福祉サービスな どもその枠組みに入るが、余白がないのでここ では省略しよう。

さて、最後にいっておきたいのは、これらの 保障制度は、生活がトータルなものであるとい うことから、機能的に同じ働きをし、補完する ということがあることである。これを英国の有 名な社会保障研究者ティトマスは、制度間の機 能的等価物という概念で説明している。たとえ ば、公営低家賃住宅の供給は、低家賃になった 分だけ、その人に、年金をプラスしたとおなじ 効果をもつ、といったことである。だからといって公的制度としてのそれぞれの独自性、それ ぞれの分野でのたたかいの重要性はかわらない が、そのような概念と機能の存在は、社会保障、 生活保障制度における「統一闘争」「共同闘争」 の一つの大きな基盤となるものである。要する にわれわれは一つ一つの制度に目を限局される ことなく、いつも大局を見ていなければならぬ ということである。いまの社会保障、生活保障 の運動は、それぞれの分野での担当窓口の行政 との間だけの、専門的な、何かタコツボ的な、 たたかいのような気が、私にはする。

III. たたかいながら考えよう 一むすびにかえて一

1. 生活を考えること、とくに高齢者(期)生活を考えることの意味

いま、労働者は、しばしば指摘されるように、いわゆる過密・長時間労働の中で、雨の日も寒い風の日も遠距離通勤し、カローシがいわれるほどくる日もくる日も働いている。このような過重労働の状況は、何もカローシがいわれる最近の情勢の中で生じているのではない。労働者は前からそうだったのであり、労災認定を得ていない、かくされた疲れすぎによる死亡といったことは、ずっと前からあったことだろう。ではなぜ労働者は、そこまで働くよう追いこまれていくのか。

それは単に企業の労務管理政策や、いわゆる 日本的労使関係などというものの存在のみに、 帰することはできないだろう。やはり、ここで いう生活の問題が基本にあると考えざるを得な い。明日の米がない、したがって働く、といっ たことではたしかにない。しかしすでに前章で もふれてきたように、今日の労働者には生活の 安定の最低限の保障と生活の長期の見通しがない。そして高齢者(期)保障が、かけらほどもないのだ。あるように思えても、年金額など、その時にならないと、自分の年金が(今後のありうべき改悪もふくめて)日本の労働者は誰一人として分らないだろう。こういった国が先進国の中で、いったいどこにあるだろうか。

生活を安定させ、長期の見通しが一定程度つ くとか、あるいは将来の展望がある程度あると は、いったいどういうことであろうか。それは いうなれば、決して景気のよいことをいってい るのではない。そういう言葉ではなく、まず何 よりも、労働と生活にわたる今日のはげしい攻 撃の中、これ以上悪くなることはないところを 求め、そこに到達するというたたかい、それを 経なければならないということである。たとえ ば私の手もとにある、全労連加盟のIMIU(全日 本金属情報機器労働組合)のだした『91秋闘労 働条件の最低到達基準と当面の目標について』 (『91年秋闘方針別紙』)には闘いの目標として、 「労働時間・休日・休暇」とあり「最低到達基 準」「当面の目標」として、それぞれ具体的に数 字を出して、きめている。その他「定年制」「退 職金」「労災補償」「社会保険料負担割合変更」「育 児休暇・介護休暇」「青年に対する結婚一時金」 「結婚休暇」「出産休暇」「労働者・労働組合の 権利」(「労働組合の自由と保障について」およ び「職場状況点検表」の点検結果にもとづいて、 事前協議・同意協定などの要求を出すこと) な どについても、最低限これだけは、という基準 といったものをきめている。

私はこのような、これらの決定という闘争方法自体に、大きな敬意を表するものである。私はこれらの最低基準について、さらに生活、たとえば年金額、できうれば最低限の必要家計費、その場合の住宅条件や家賃、医療費の最高限、

交通・通信費、さらにレクリエーションなどにいたる最低基準があればなおよいと思う。ただそれは一つの単産のなしうることの範囲を超えているとは思う。

いいうることはこのようなたたかいは、第1 の段階であり、1つの抵抗線をきずく闘い、と いってよいであろう。これ以上労働・生活条件 が悪化することに抵抗するという意味で、決し てとびはねたことをいっているのではない。そ の抵抗線の構築の上に、更に高い目標としての 労働者生活の一層の安定と長期的な見通しを追 及していくということである。その長期的見通 しの獲得は、おのずから労働者の目を、つらい 日々の労働と家庭生活から、内へではなく、外へ 向けさせるであろう。子供をかかえ、その成長 への日々の注意とケア、朝早い自分の出勤と夜 おそい帰宅、近所へのつきあい、住宅ローンの 支払いや、まさかの時のための貯蓄など、労働 者は剣の刃わたりのような生活を、日々おくっ ているのが一般である。そのような中で、どう して目を外へ向けるひまがあろうか。目は内へ 内へと向い、会社のコースにのり、またのりお くれまいとするのがせいぜいである。それが解 決策のごとく見えてくる。その目を外へ向けさ せること、それぞれこれまで述べてきたように、 われわれが生活を見ることを重んずること、そ の見とおしと安定を追及することの意味に外な らない。したがってわれわれは外への目、更に すすめば労働者の組織化への目が、たとえば心 ない人のつぶやきとしての「今の若い人は」と いった言葉にふくまれているその失望感を決し て肯定しないだろう。それにはその条件をつく ることが先行しなければならない、ということ をいいたいのである。それは意識の問題よりも、 もっと物的な条件の問題である。

2. 高齢者(期)生活保障のたたかいの方向

すでにのべたように、今日の高齢者(期)生活保障の制度のたたかいの状況は、それを社会保障やそのいわゆる社会保障周辺制度(住宅、教育等々)に即していうならば、これらの生活保障制度がおかれた、とくに1980年以来のその不当な削減、それを防衛する守勢のたたかいを余儀なくされていることによって、それぞれの分野別に、関係団体によって個別的に、あるいは若干の「共同」組織を組んで、いわば専門集団と関係行政または議会との間でたたかわれている現状を、もちろん批判しようと私は思ってないし、むしろそれは無理からぬことであると思っている。制度闘争は、今日その制度が改廃常ならずたえず変化し、さらに微に入り細に入りである現状では、それは至し方ないことであろう。

けれども、そうだからといって、闘いが各分 野でそれぞれたたかわれ、それぞれの分野で、 悪くいえば自己満足的にその闘いを評価してい るだけでは、結局今日の強い支配者側の力によ って各個撃破的に、全体的に敗退の道をたどる 可能性が強いといわねばならない。それはすで に80年代を通ずる経験が、それを示していると いってもいい。われわれは、個々の分野の闘い も重要であるが、それらを横につなげ、そこか ら共通要因をとり出し、より高い次元に立った、 そして組織的には階級的センター的な中央組織 に集中された、持続的なたたかいの中心軸が、 いまいちばん必要であると思っている。これを 労働者生活、とくに高齢者(期)生活保障のたた かいに即していうなら、今日それはどのように 集約されるか、ということである。それをわれ われはさしあたり次の2つに考えている。

ひとつは80年代から支配者側でよくもち出してきている、いわゆる「国民負担率」という概念の中味をなす租税負担(もちろん消費税もふくめて)、および社会保障の負担料の問題であ

る。これが、80年代を通じて、社会保障給付の 方が軒並大幅に削減される中で、軒並に、逆に とる方として、大幅に増大されたのである。そ れはウナギ上りといってよいのであって、家計 調査(総務庁)からのわれわれの分析でいうと、 これを「世帯主の勤め先企業規模別」でいうと、 1975 (昭和50) 年を100として、1989年 (平成元 年)には、規模1-4人の零細企業労働者の場 合、384.9、30-99人の場合、392.8、1000人以 上の場合、388.3、官公(公務員)の場合、311. 4、となっている。この間家計における実収入の のびは零細企業 (1-4人) で204.7、中小企業 (30-99人とすると) で220.3、大企業 (1000人 以上) で219.9、官公で194.0であった。実収入 ののびと税負担、社会保険負担料ののびのギャ ップは大きなものであることが、官庁統計にも、 明確にあぶり出されている。もちろんここには 消費税負担は入っていない。それは家計調査上 は、各消費財貨の価格に入っていて、官庁統計 では、別掲されないからである。また、社会保 険の自己負担料、社会福祉サービスの自己負担 料などももちろん含まれていない。

こういう中で、支配者側(政府、経団連、そのブレーン)は、日本では先出「国民負担率」が38.5%で西欧の50%程度よりまだ低い、これを今後もっと引上げ、50%くらい(45%ともいっている)まで引上げるといっている。この「国民負担率」とは、国民所得がその分母となり、その中には企業所得(利潤)、賃金、その他が含まれている。日本の特に高い搾取率(利潤率)の下での大きな企業の利潤部分が入っている国民所得で、出した前記38.5%が、企業にとってならいざ知らず、労働者の貧しい日々の家計における所得にとって、どうして西欧先進国にくらべて低いなどと、どうしてただちにいえるだろうか。小論では詳述し得ないが、年金保険へ

の掛金率が今後めちゃくちゃな上昇をするはずであることがすでにきめられている。2020年までに、厚生年金でいうと掛金率を賃金の26%にまでもっていくという。それはもちろん企業と折半であるが、苦しい家計の中から、これからの若い労働者の家計は、それにたえうるとかやっていけると思う程、人のいい労働者はいまい。これは一つの例だが、現に高齢になった労働者の「老人保健法」の91年9月27日の大幅な自己負担上昇と、スライド制導入の議会での可決は、耳新しいところである。

こうしてわれわれの生活保障、社会保障へのたたかいの当面の目標の大きな結節点は、租税もふくめてその保険料、自己負担、その他の負担を、これ以上あげるなということ、もっと下げよということである。身障とくに精神障害の障害年金認定をうけるための診断書が、1枚(病歴が長いのでふつう2、3枚にはなる)1万円であるということを、ふつうの人は知っているであろうか。ともあれ、このような目標をめざし、社会的コンセンサスをつくりあげていくセンター的機関の力量が求められている。

もう一つの目標は、上記と裏腹になることであるが、公的な負担部分をすこしでも増大せよということである。この点こそ80年代臨調行革以来、政府側が無理を重ねつつ、強力に実施してきたことである。それに対して正面からそれをゆりもどそうということであり、容易でないことはわかるが、いまやそうする他ない程、矛盾が積み重なってきていると思う。いわゆる湾岸戦争で110億ドルもただちに出しうる事実があるのに、公費負担をすべての生活保障制度にわたり削減するばかりなのは解せない、ということである。年金の厚生年金の二階建部分の国庫負担はゼロになったし、国民健保の公費負担縮小の問題、それからでてくる諸矛盾について

は広く知られているが、ともあれ国民医療費年 額19兆円における国庫負担は、その24%にすぎ ないとは、あまりに低いではないか。逆に、年金 の国庫負担削減と逆に拠出料の上昇のはざまの 中で、いわゆる「民間活力化」の結果か、私的生 命保険加入率の飛躍的拡大につながっている。 独占資本はますます利益を上げ、そのかげで公 的年金の無年金者が増大している。その数はお そらく500万人を下らないだろう。このような矛盾は将来、国民生活に巨大なマイナスを引きおこしていくことだろう。われわれは生活の公的保障制度における公的負担をこれ以上減じないこと、そしてそれを逆に増大させること、これが先出の言葉でいえば、闘いの結節点の第二であろう。

(理事・中央大学名誉教授)

90年代労働運動の創造的発展のために、運輸一般のすぐれた実践を理論的に解明し、展望を切りひらく――

季刊理論誌

年4回発行/年間購読料2,000円(送料別)/タイトル公募中

●創刊号企画(91年12月20日発行予定)

〈特集〉運輸一般92春闘

92春闘をいかにたたかうか/春闘アンケート分析/重機の過労死認定闘争/運輸一般と秋田県労連/基本給を重視するのはなぜか/大阪青年部の再建/「連合」とのちがい鮮明に 多数派へ/中小企業労働運動と運輸一般/ゴミ問題と清掃部会の運動/他

全日本運輸一般労働組合 東京都北区滝野川3-3-1☎03-3910-1536

高齢期生活の現実

──忘れられた高齢期の貧困──

唐鎌 直義

ここでは高齢者の経済生活について、主にその収入を中心に述べることにする。近年「高齢化社会危機論」をテコとして社会保障の後退が度重ねられてきたが、その一方で「負担の公平化論」にもとづいて高齢者に「相応の」負担を強要する動きが顕わになっている。社会保障・社会福祉の公的責任の曖昧化と金で買う「市場福祉」の拡大も、結局のところ高齢者の負担を高めることにいきつく。その際、政府や厚生省が述べているように、今日の高齢者は「リッチ」な生活を送っているのだろうか。小論では、高齢者の多くが厳しい生活を強いられており、経済大国日本の社会システムの矛盾がとりわけ高齢者にシワ寄せされている実情を明らかにすることとしたい。

1. あまりにも低額な年金の放置

高齢者の経済生活の状況を把握した公的な統計資料は、極く限られている。ここでは『国民生活基礎調査』(厚生大臣官房統計情報部)のなかの「高齢者世帯」についての特別集計を主たる材料としつつ、高齢者の経済生活の一端をみることにする。

「高齢者世帯」とは、「男子65歳以上、女子60歳以上の高齢者のみから成る世帯、および高齢者と18歳未満の者から成る世帯」と定義されている。したがって、ここからは、息子や娘の家族と同居して三世代世帯を構成している高齢者の状況は把握できない。表一1は、65歳以上の者のいる世帯についてその世帯形態別分布をみたものだが、三世代世帯が最も高い割合(約41%)を示している。しかし、この表から先の「高齢

表1 高齢者のいる世帯の世帯形態別分布(1989年)

(単位:千世帯、%)

| | | | | | | | | (12- | 1 15 111 / /0/ |
|-----|-------------------|--------|--------------------|--------------|--------|-----------------|-----------------|-------|----------------|
| | | 計 | 住み込み・寄宿 舎等の単独世帯 | その他の 単独世帯 | 夫婦のみ世帯 | 夫婦と未婚子 のみの世帯 | 片親と未婚子 のみの世帯 | 三世代世帯 | その他の世帯 |
| 実 | | 千世帯 | | | | | | | |
| - | 全世帯 | 39,417 | 1,551 | 6,315 | 6,322 | 15,478 | 1,985 | 5,599 | 2,166 |
| 数 | 65 歳以上の者 のいる世帯 | 10,774 | 16 | 1,576 | 2,257 | 737 | 524 | 4,385 | 1,280 |
| 雄 | | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 構成比 | 全世帯 | 100.0 | 3.9 | 16.0 | 16.0 | 39.3 | 5.0 | 14.2 | 5.5 |
| 11 | 65歳以上の者 のいる世帯 | 100.0 | 0.1 | 14.6 | 20.9 | 6.8 | 4.9 | 40.7 | 11.9 |
| | 出 現 率 | 27.3 | 1.0 | 25.0 | 35.7 | 4.8 | 26.4 | 78.3 | 59.1 |

出所)「平成元年国民生活基礎調査」より。

注)「出現率」とは、各世帯形態ごとにみた「65歳以上の者のいる世帯」の出現率を意味する。

| 年 次 | 全 世 | - 帯 | 高齢者 | 全世帯に占める | |
|--------|-------|-------------|-------|-------------|----------|
| 4 0 | 推計数 | 指 数 | 推計数 | 指 数 | 高齢者世帯の割合 |
| | (万世帯) | (1965年=100) | (万世帯) | (1965年=100) | (%) |
| 1955 年 | 1,896 | 73 | 43 | 53 | 2.2 |
| 1960 " | 2,248 | 87 | 50 | 63 | 2.2 |
| 1965 " | 2,594 | 100 | 80 | 100 | 3.1 |
| 1970 " | 2,989 | 115 | 120 | 150 | 4.0 |
| 1975 " | 3,288 | 127 | 162 | 203 | 4.9 |
| 1980 " | 3,534 | 136 | 243 | 303 | 6.9 |
| 1985 " | 3,723 | 144 | 311 | 389 | 8.4 |
| 1989 " | 3,942 | 152 | 415 | 520 | 10.5 |

表 2 高齢者世帯数の推移

出所) 平成元年「国民生活基礎調査」より作成。

者世帯」の定義に当てはまるものをピック・アップすると、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」が大略該当し、「その他の世帯」「夫婦と未婚子のみの世帯」の一部が該当する。これらの世帯の構成割合の合計値は、おそらく40~45%になると推定される。今日では「高齢者世帯」は、高齢者を含む三世代世帯とほぼ同数存在すると考えてよい。

また表-2からわかるように、「高齢者世帯」 の数は、高度経済成長期以降、増加の一途をた どっており、とくに80年代以後の急増が目立っ

図1 ひとりあたり平均退職年金額(1987年3月)(月額)

 厚 生 年 金
 129.460円

 国家公務員共済組合
 172,317円

 地方公務員共済組合
 190,030円

 根立学校教職員共済組合
 152,200円

 農林漁業団体職員共済組合
 28,818円

 国民年金(老齢福祉)
 27,200円

 0
 5万円
 10万円
 15万円
 20万円

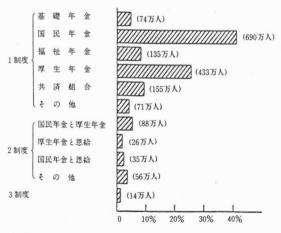
(出所) 1988年「社会保障統計年報」より作成。

ている。現在では全世帯に占めるその割合は10 %を超えるまでになっている。

以上のような理由から、ここでは「高齢者世帯」に代表させて、高齢者の経済生活の状況を みることにする。

今日では高齢期生活の基盤のひとつが年金であることはいうまでもない。しかし、わが国の年金制度はその形成の歴史的経緯から複数の制度の分立構造をとっており、どの制度に所属していたかによって、受給額に大きな格差が生じている。図―1はひとりあたりの平均退職年金

図 2 年金制度別にみた公的年金受給者数(1988年)



(出所)

1988年度「国民生活基礎調査」(厚生大臣官房統計情報部)より作成。

額を月額として表示したものだが、厚生年金・ 共済年金と対比した場合の国民年金の著しい低 位性が特筆される。その水準は月額29,000円と いう、生活保護基準(老齢単身)をも大きく下回 るものである。我国の国民年金制度は、受給者 の最低生活を保障するという『ベヴァリジ報告』 (1942年) 以来の社会保障の原則を完全に放棄 してしまっている。しかも、図一2に表示され ているように、国民年金の受給者は690万人に達 しており、全年金受給者の40%近くを占めてい る。これに無拠出の老齢福祉年金の受給者と、 基礎年金の受給者とを加えると、その割合は50 %を超える。社会生活どころではない肉体の生 存すらも確実に危ぶまれる水準の年金しか受給 していない高齢者がその半数を占めているとい う現実は、実際驚くべきことである。政府や厚 生省は、ひとくちに「年金制度の成熟」などと いうが、こうした現実をどう理解したうえでの 発言であろうか。このような低すぎる年金に規 定されて、わが国の高齢者の稼働率は、先進資 本主義国中稀にみる高率を示している。働かな ければ生きていけないのである。イギリスでは 老齢年金は「退職年金」(retired pension) と呼 ばれるが、わが国で年金をたよりに純然たる 「引退生活」をおくれる高齢者はどのくらいい るであろうか。この意味において、わが国の年 金制度は、とくに国民年金は、退職年金と呼べ るような代物ではない。以前に福祉年金がその あまりの低水準性のゆえに、「飴玉年金」と椰楡 されたことがあったが、現在でも国民年金はそ の汚名を濯ぐほどのレベルに達していないとい わねばならない。

国民皆年金以来30年あまりを経て、しかも高 度経済成長を通じた資本関係の著しい発展をみ たわが国で、自営業型ないしは地域型に分類さ れる国民年金の受給者が今なお多数派を占めて いる現実は、どのように説明されるべきものであろうか。結局のところ、わが国の経済成長は、厚生年金に加入しえない、制度的に差別された大量の不安定就業者の活用のうえに達成されてきたのではないか。資本側からみれば、労働者の相当部分を国民年金への加入に押し込めることで、総体としての労働費用を巨額に節約し、資本蓄積の一助として為してきたのではないか。低水準の年金の受給者が、経済大国日本で、不均衡なまでに大量に存在する現実は、このように日本経済のあり方と成長そのものの秘密に直結している。

2. 貧困な高齢者世帯の大量な存在

低額の年金の受給者が、そのまま低水準の生活を送ることを余儀なくされているとは限らないだろう。生活は個人としてではなく、世帯として営まれているからである。たとえば、妻が国民年金の受給者でも、夫が厚生年金の受給者であり、両方の年金を合計して老後生活が営まれていることは、最も想定し易い生活状況である。また、個人として営まれている場合でも、年金以外の収入が付け加われば、生活の水準は上昇するからである。したがって、世帯としての収入の水準をみることが必要になる。

表一3は高齢者世帯の年間収入の分布状況を 所得階級50万円ごとの構成比として示したもの である。最近3年間の推移が示してある。この 表で最も注目されるのは、年収100万円未満の高 齢者世帯が何と23%も存在していることである。 年収100万円といえば、高齢者単身世帯の生活 保護基準にほぼ該当するが、それ以下の高齢者 世帯が実に4分の1近くもの高率で存在してい るのである。また高齢者夫婦のみ世帯の生活保 護基準は、年間150万円とみてほぼ間違いないで あろうが、この金額で区切ると、それ以下の年

| 所 得 階 級 | 相 | 相 対 比 率 | | | 積 比 | 率 | |
|-------------|----------|----------|----------|--------|--------|---------------|--|
| 771 1寸 1自 秋 | 1986 年 | 1987 年 | 1988 年 | 1986 年 | 1987 年 | 1988 年 | |
| | % | % | % | % | % | % | |
| 50 万円未満 | 5.2 | 2.9 | 6.3 | 5.2 | 2.9 | 6.3 | |
| 50~100 万円 | 17.5 | 15.8 | 17.0 | 22.7 | 18.7 | * 23.3 | |
| 100~150 " | 17.2 | 14.6 | 19.8 | 39.9 | 33.3 | ※ 43.1 | |
| 150~200 " | 15.7 | 15.6 | 13.2 | 55.6 | 48.9 | * 56.3 | |
| 200~250 " | 13.6 | 15.2 | 10.9 | 69.2 | 64.1 | 67.2 | |
| 250~300 " | 9.2 | 10.4 | 9.0 | 78.4 | 74.5 | 76.2 | |
| 300~350 " | 5.6 | 6.2 | 5.6 | 84.0 | 80.7 | 81.8 | |
| 350~400 " | 3.3 | 4.7 | 4.1 | 87.3 | 85.4 | 85.9 | |
| 400~450 " | 2.2 | 3.0 | 2.8 | 89.5 | 88.4 | 88.7 | |
| 450~500 " | 2.1 | 2.1 | 1.9 | 91.6 | 90.5 | 90.6 | |
| 500~550 " | 1.0 | 1.4 | 1.5 | 92.6 | 91.9 | 92.1 | |
| 550~600 " | 0.8 | 0.8 | 1.1 | 93.4 | 92.7 | 93.2 | |
| 600~650 " | 0.8 | 1.5 | 0.7 | 94.5 | 94.2 | 93.9 | |
| 650~700 " | 0.8 | 0.9 | 0.7 | 95.3 | 95.1 | 94.6 | |
| 700~800 " | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 96.5 | 96.3 | 95.6 | |
| 800~900 " | 0.5 | 0.7 | 0.7 | 97.0 | 97.0 | 96.3 | |
| 900~1,000 " | 0.5 | 1.0 | 0.4 | 97.5 | 98.0 | 96.7 | |
| 1,000 万円以上 | 2.5 | 2.0 | 3.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| 平均所得額 | 259.3 万円 | 261.0 万円 | 273.1 万円 | | | | |

表 3 高齢者世帯の所得階級別世帯分布の推移

出所)「国民生活基礎調査」(平成元年版 厚生大臣官房統計情報部) より作成。

収の高齢者世帯は何と43%も存在している。生活保護基準スレスレあるいはそれ以下の水準の生活を送る高齢者世帯が高齢者世帯の4割強(170万世帯)を占めていることは、まさに驚嘆すべき事実といわねばならない。高齢者の貧困が膨大に存在していることを、この数値は物語っている。

最近「リッチな高齢者」論が政府や厚生省によって語られているが決して「リッチ」とはいえない年収300万円をひとつの目安としてみると、それ以上の収入のある高齢者世帯は上位18%しか存在していない。年収500万円以上の世帯は、わずか8%にすぎない。「リッチな高齢者」の存在を針小棒大に宣伝することは、事実にもとづかない一種の政策イデオロギーである。表一3に示された高齢者世帯の所得分布状況を素

直に読めば、今日の高齢者の経済生活の状況は 一目瞭然である。

なおこの表には示さなかったが、全世帯でみても年収200万円未満の世帯が17%弱存在している。この数値も、まともな市民社会としては許容されないはずの貧困の存在を物語っている。

戦後のイギリスでは福祉国家体制の出発によって貧困が解消されたといわれていた。この神話の根拠となっていたのは1951年のB・S・ラウントリーの第3回ヨーク市調査の結果であった。ラウントリーの設定した貧困基準では、それ以下の生活を送っている世帯の出現率は1.5%と測定された。しかし、1965年にB・エイベル・スミスとP・タウンゼントは、公的扶助(日本では生活保護)基準の1.4倍を貧困測定基準として採用し、それ以下の生活を送る世帯が16%存在す

ることを明らかにした。彼らの研究は「貧困の 再発見」と評価され、労働党政権下の新たな社 会保障改革の原動力となった。

いま仮りに、表一3を参考としつつ、生活保護基準の1.4倍を貧困測定基準として貧困世帯の量を測定すると、高齢者世帯ではおそらく50%(207万世帯)がそれに該当するであろう。また全世帯でみると、どんなに低く見積ってもおそらくその20%(788万世帯)が基準以下となるであろう。これがイギリスでの事態であるならば、確実に政府の責任が問われ、政権交替となっている事態といえよう。16%の貧困を重視する国と無視または軽視する国。それは民主主義の根幹に深くかかわる問題である。

ところで、数字というものは極めて客観的なものにみえるが、それを多いとみるか少ないとみるかは、著しく社会的・政治的影響を受ける。たとえば近年、糖尿病が「国民病」として重要視されており、種々の雑誌等で特集記事が組まれているが、その有症率は成人10人につき1人、つまり10%とされている。10%の有症率で「国民病」であるのならば、20%の貧困率はもう立派な「国民的政策課題」でなければならない。しかし、そうはなっていないところに、数字を評価する人間の側の政治的・主観的問題が存在

している。

以上のように、年金という個人収入の面でみても、世帯としての年間収入でみても、今日の高齢者世帯の40%は被保護世帯と同等以下の生活を送っているのである。

3. 稼働所得の低位性

高齢期貧困の原因は、低い年金だけではなく、 稼働所得の低さにもよっている。

表一4は高齢者世帯の世帯業態別分布をみた ものだが、世帯主が60歳代では約47%の世帯が 年金・財産収入以外の何らかの稼働所得を得て 生活している。高齢者のこの高い就労率は先進 資本主義国中異例のものであり、たとえばイギ リスでは退職高齢者の就労率は10%程度となっ ている。

わが国で高齢者の就労率が高いとはいえ、それは高齢者の雇用機会が十分に用意されているためではない。むしろ実態は正反対である。たとえば、最近の「労働力不足」状況が伝えられるなかでも、求人の対象は20歳代以下の若年労働力であって、年齢の上昇とともに求人倍率は低下し、50歳を超えるとそれは1.0を大幅に割り込んでいる。60歳代の高齢者の求人倍率は0.3程度がせいぜいである。こうして、今日「若者天

表 4 世帯業態別高齢者世帯数

(単位:千世帯、%)

| | 世帯主の 年齢区分 | 一般常雇者世帯 | 短期雇用者世帯 | 会社・団 体等の役 員世帯 | 自営業者世帯 | 農耕世帯 | その他の 所得を伴 う仕事を している 世帯 | 所得を伴 う仕事を していな い世帯 | 計 |
|-----|--------------|---------|---------|---------------------|--------|------|------------------------------------|-----------------------------|-------|
| ш. | 60~69 歳 | 249 | 67 | 55 | 223 | 118 | 95 | 897 | 1,703 |
| 世帯数 | 70 歳以上 | 108 | 32 | 60 | 257 | 138 | 97 | 1,759 | 2,450 |
| 数 | 合 計 | 357 | 99 | 115 | 480 | 255 | 192 | 2,656 | 4,153 |
| 盐粧 | 60~69歳 | 14.6 | 3.9 | 3.2 | 13.1 | 6.9 | 5.6 | 52.7 | 100.0 |
| 構成比 | 70 歳以上 | 4.4 | 1.3 | 2.4 | 10.5 | 5.6 | 4.0 | 71.8 | 100.0 |
| 比 | 合 計 | 8.6 | 2.4 | 2.8 | 11.6 | 6.1 | 4.6 | 64.0 | 100.0 |

出所) 表3に同じ。

注)「短期雇用者世帯」とは「1年未満の契約の雇用者世帯」を意味する。

特集・高齢者生活保障の現代的課題

表 5 公的年金・恩給の所得に占める割合別にみた高齢者世帯の分布(1989年)

| 受給なし | 20%未満 | 20~40% | 40~60% | 60~80% | 80~100% | 100% | 計 | 世世粉 | 構成比 |
|----------|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| 2411 0 0 | 2070714114 | 20 10/0 | 10 00/0 | 00 00/0 | 00 100/0 | 100/0 | ΗI | 压而致 | 145/20,11 |
| % | % | % | % | % | % | % | % | | % |
| 11.4 | 0.4 | 6.4 | 9.1 | 7.6 | 6.1 | 58.3 | 100.0 | 264 | 23.4 |
| 10.5 | 2.1 | 12.3 | 8.3 | 9.4 | 8.0 | 48.8 | 100.0 | 373 | 33.0 |
| 6.7 | 3.6 | 7.1 | 7.6 | 8.5 | 12.1 | 54.5 | 100.0 | 224 | 19.8 |
| 7.3 | 4.5 | 11.8 | 10.0 | 20.9 | 16.4 | 28.2 | 100.0 | 110 | 9.7 |
| 7.5 | 11.3 | 15.1 | 26.4 | 24.5 | 5.7 | 7.5 | 100.0 | 53 | 4.7 |
| 13.3 | 10.0 | 16.7 | 30.0 | 13.3 | 6.7 | 13.3 | 100.0 | 30 | 2.6 |
| 15.0 | 25.0 | 25.0 | 22.5 | 7.5 | _ | 5.0 | 100.0 | 40 | 3.5 |
| 24.3 | 54.1 | 21.6 | _ | _ | _ | _ | 100.0 | 37 | 3.3 |
| 10.1 | 5.4 | 11.1 | 10.3 | 10.3 | 8.6 | 44.2 | 100.0 | 1,129 | 100. |
| | 11.4 10.5 6.7 7.3 7.5 13.3 15.0 24.3 | % % 11.4 0.4 10.5 2.1 6.7 3.6 7.3 4.5 7.5 11.3 13.3 10.0 15.0 25.0 24.3 54.1 | % % 11.4 0.4 6.4 10.5 2.1 12.3 6.7 3.6 7.1 7.3 4.5 11.8 7.5 11.3 15.1 13.3 10.0 16.7 15.0 25.0 25.0 24.3 54.1 21.6 | % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 10.5 2.1 12.3 8.3 6.7 3.6 7.1 7.6 7.3 4.5 11.8 10.0 7.5 11.3 15.1 26.4 13.3 10.0 16.7 30.0 15.0 25.0 25.0 22.5 24.3 54.1 21.6 — | % % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 7.6 10.5 2.1 12.3 8.3 9.4 6.7 3.6 7.1 7.6 8.5 7.3 4.5 11.8 10.0 20.9 7.5 11.3 15.1 26.4 24.5 13.3 10.0 16.7 30.0 13.3 15.0 25.0 25.0 22.5 7.5 24.3 54.1 21.6 — — | % % % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 7.6 6.1 10.5 2.1 12.3 8.3 9.4 8.0 6.7 3.6 7.1 7.6 8.5 12.1 7.3 4.5 11.8 10.0 20.9 16.4 7.5 11.3 15.1 26.4 24.5 5.7 13.3 10.0 16.7 30.0 13.3 6.7 15.0 25.0 25.0 22.5 7.5 — 24.3 54.1 21.6 — — — — | % % % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 7.6 6.1 58.3 10.5 2.1 12.3 8.3 9.4 8.0 48.8 6.7 3.6 7.1 7.6 8.5 12.1 54.5 7.3 4.5 11.8 10.0 20.9 16.4 28.2 7.5 11.3 15.1 26.4 24.5 5.7 7.5 13.3 10.0 16.7 30.0 13.3 6.7 13.3 15.0 25.0 25.0 22.5 7.5 — 5.0 24.3 54.1 21.6 — — — — — | % % % % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 7.6 6.1 58.3 100.0 10.5 2.1 12.3 8.3 9.4 8.0 48.8 100.0 6.7 3.6 7.1 7.6 8.5 12.1 54.5 100.0 7.3 4.5 11.8 10.0 20.9 16.4 28.2 100.0 7.5 11.3 15.1 26.4 24.5 5.7 7.5 100.0 13.3 10.0 16.7 30.0 13.3 6.7 13.3 100.0 15.0 25.0 25.0 22.5 7.5 — 5.0 100.0 24.3 54.1 21.6 — — — — — — | % % % % % % % 11.4 0.4 6.4 9.1 7.6 6.1 58.3 100.0 264 10.5 2.1 12.3 8.3 9.4 8.0 48.8 100.0 373 6.7 3.6 7.1 7.6 8.5 12.1 54.5 100.0 224 7.3 4.5 11.8 10.0 20.9 16.4 28.2 100.0 110 7.5 11.3 15.1 26.4 24.5 5.7 7.5 100.0 53 13.3 10.0 16.7 30.0 13.3 6.7 13.3 100.0 30 15.0 25.0 25.0 22.5 7.5 — 5.0 100.0 40 24.3 54.1 21.6 — — — — 100.0 37 |

出所)表3に同じ。

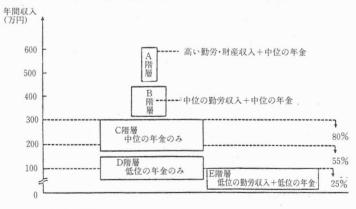
国・老人地獄」と呼ばれる雇用状況が形づくられている。

高齢者は収入面での低い年金と家計支出の面でのお金のかかる暮しとに規定されて働き口を探さなければならないのだが、その多くは不安定で低賃金のものでしかない。こうした雇用における「老人地獄」の原因には、高齢者の雇用を経済的必要として捉えずに、全て「生きがい」としてしかみなさない政府・労働省の姿勢があげられる。確かに、長い労働生活を経て高齢期に至り、まあまあの(月額20万円前後の)厚生年金を支給されている人にとっては、就労は「老

後の生きがい」程度のものでよいのかも知れない。そして老後の「働かない自由」というものもあって然るべきであろう。しかし先にみたように、著しく低い年金のゆえに追加収入を獲得しなければ生活が成り立たない多くの高齢者にとっては、最低限の賃金を保障する雇用の場は必要不可欠のものである。

表一5は高齢者世帯について、所得に占める 公的年金・恩給の割合別分布を所得階級別に表 示したものである。300万円を超える年収は、何 らかの年金以外の収入がプラスされてはじめて 獲得されていることがわかる。ここから一般に、

図3 収入構造からみた高齢者世帯の諸階層(概念図)



注)表5より作成。

年金だけで年収300万円を超える世帯は滅多にないことがわかる。注目されるのは年収100万円未満の層と200万円未満の層である。この二つの階層では、年金のみで生活している高齢者世帯は各々50%程度しかいない。残りの50%は年金にそれ以外の収入を付け加えても、なお年収が100万円、200万円にそれぞれ達していないのである。

このように今日の高齢期貧困の原因には低い 年金と低い稼働所得の両方が挙げられる。年金 によっても賃金によっても、その最低限の生活 が保障されない、いわば宙ぶらりの状態に置か れている。厚生行政と労働行政のはざまで低い 水準の生活に閉塞された存在。こうした「無責 任の体系」の間隙に口を広げた「老人地獄」に 落ち込まされている存在。それが今日の「豊か な社会」日本の高齢者にほかならないのである。

表一5と表一3を参考にしつつ、現在の高齢者世帯の階層的諸類型を概念図として描いたものが図ー3である。この図において、とくにD階層、E階層に属する高齢者世帯を今後、公的貧乏線以上に引き上げていくような政策が何よりも高齢者福祉の課題といえよう。

4. 社会保障の後退と高齢者

以上では、主としてフローの所得の面から高齢者の経済生活をみてきた。しかし、高齢者の生活はフローの所得の拡大のみによって安定するものではない。公的な住宅供給や社会的な医療・福祉サービスの提供等々の現物で給付される部分=社会的ストックによっても支えられねばならない。これはD・E階層の高齢者だけでなく、むしろ高齢者全体の生活に強い影響を及ぼす。元々、高齢期生活は社会的ストックの存在を前提として初めて成り立ちうるものであろう。江口氏が言及されているように、これらは「機

能的等価物」(R・ティトマス) というべきものであり、生活の一般的な前提条件としてその公的な拡充が図られねばならない。

しかし、臨調行革以降のわが国の社会保障制度は、高齢者の福祉領域を中心に大きく後退を重ねており、生活の一般的条件は商品化の方向へと切り崩されてきた。それは全面同時多発的な攻撃であり、老健法の改悪をはじめとして枚挙の暇がないほどである。高齢者の生活は今や社会的ストックの有料化・家計負担化によっても大きく不安定化せしめられつつある。

そもそも社会保障とは誰のためのものであろうか。歴史的にみると、社会保障は「気の毒な一部の人のためのもの」という制限的な位置づけと「労働者をはじめとする勤労者全体のもの」という階級的位置づけとの間を大きく揺れ動いてきた。資本の力が強まったときには前者の位置づけにそって圧縮せしめられ、労働者の力が強まったときには後者の位置づけにそってその拡充が図られてきた。この意味において、社会保障の発展と後退はすぐれて階級的力関係の所産なのである。

しかし、わが国では戦後一貫して社会保障の階級的位置づけが、たとえば賃金問題などよりもはるかに軽視されてきたのではないか。企業別に封鎖された労働組合運動が勤労者全体の利益を代弁するよりもむしろ組織労働者だけのクラフト・ユニオン的利益の擁護者であり続けた限りにおいて、社会保障という社会的なストックの形成は相対的に軽視されてきたといえよう。

だが今や、賃金(フロー)だけで労働者の生活が安定しえないことは、ようやく誰の眼にも明らかになってきた。長期にわたる高額の住宅ローンを組んで片々たる持ち家を取得することさえ、大都市圏では「今は昔」の物語である。またどの子どもにも高等教育を受けさせることは

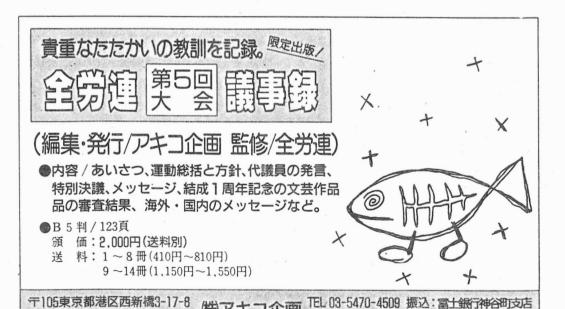
相当の家計負担を覚悟しなければならないが、 そのことが逆に少産問題を生み出すひとつの要 因となっている。さらに病気になったときに必 要となる医療費や生活費の不安は、民間生命保 険会社の契約件数を急成長させている。こんな 社会は本当は誰しも理想としない社会である。 今日わが国でさかんな「豊かさ」をめぐる論議 は、実は広い意味での社会保障要求そのものと いってよいであろう。

政府が今日なおしがみついている「日本型福 祉社会論」は、社会保障の制限的な位置づけの

日本機関紙印刷所内

典型であるが、今後「本当の豊かさ」を要求する 国民の側との対立を先鋭化させずにはおかない だろう。それは日本の経済成長が進めば進むほ ど深刻な矛盾=アンバランスとして現われざる をえない。そして国民は、なんでもかんでも市 場化によって「豊かさ」への展望が切り拓かれ るとは決して考えてはいないのである。そのひ とつの重要な突破口が高齢者をめぐる社会保障 の問題であると、筆者には思われる。

(長野大学専任講師)



FAX 03-5470-4548

当座預金 54829

㈱アキコ企画

高齢者の地域ケアシステム形成の責任と課題

石倉 康次

高齢期は「総括期」

人の高齢期は、人生の「完成期」とも「総括 期」とも言われる。個人史において高齢期が「総 括期」とするなら、高齢者問題がさかんに取り 上げられる今日の日本は、ここにいたる日本社 会の歴史の総括的な姿がそこに示されていると 見れるのではないだろうか。いま日本の「豊か さ」を問う議論が大きな流れになってきている が、「豊かさ」を問うことはある意味では、歴史 をたずねることなしに可能である。しかし、高 齢者問題を問うことは日本の歴史を問うことに むかわせる必然性を持っている。今の高齢者や 高齢者を親に持つ世代が動員され支えてきた戦 後日本の経済発展の質が何であったのかふりか える作業に、私たちを誘うわけである。とぼし い社会資源のなかで自分の健康だけがたよりの 高齢者がくらす過疎地、高度成長期に開発され た大都市圏のニュータウンで高齢期をむかえる 退職者夫婦世帯、地上げや家賃の高騰に揺れる 都心部の借家にくらす高齢者。これらはいずれ も地域で高齢者を支えるシステムの構築が切実 に求められている舞台であるが、このような地 帯は戦後日本の経済発展が不可避的に生みだし たものにほかならない。高齢者の地域ケアの必 要根拠を、お題目的に「都市化」「核家族化」「女 性の労働者化」一般にもとめる議論が多いが、 それでは責任の所在が意識的にか無意識的にか

あいまいにされてしまう。家族や地域の高齢者を支える力を解体し、高齢者を支える社会的資源やシステム形成を怠たり、今日の高齢者問題の深刻化をきたした責任は、戦後日本の経済発展を推進してきたものにあることを、戦後過程の「総括」によって明確にすべきではないだろうか。

若い世代の眼

今の若い世代は「高度経済成長期」の末期に 生まれ、「飽食の時代」に育った。そしてその多 くは核家族に暮らし、高齢者を身近に感じた り、その影響をうけて成長してはいない。日本 の核家族には、スウェーデンのように大人にな れば親と世帯分離するが親子の付き合いや人間 関係は濃密に続けるという習慣がまだ根付いて いない。農業や地場産業を破壊し、大企業中心 の地域開発が推進された結果、若い世代は仕事 をもとめて大都市に集中し、しかも狭い住宅を 確保することがやっとという状態が放置される なかで、いわば外的に強制された核家族化が短 期間に進んだからである。また、この過程で地 域社会も同じように切り裂かれていった。子ど もから高齢者までの各世代がバランスのとれた 構成で身近に共住しているのではなく、過疎地 には高齢者が、ニュータウンには同一世代がと いうように世代的に偏向した住民構成となった 地域社会がつくられた。さらに、住宅が市場メ

カニズムを基礎に供給されてきたため、住宅地により所得階層が分れることにもなった。こうして各世代、各所得階層がばらばらに隔離されて住む地域が形成されてきてしまった。地域社会でも若者は高齢者と身近かに出会うことはなくなってしまったのである。

高齢者福祉の担い手は、こうして形成された 大都市部の若者のなかからは育ってこないのだ ろうか。そんな思いにさせられることを最近体 験した。非常勤講師をしている大学で受講生に 課した「社会福祉と地域の関係について思うと ころを述べよ」という課題レポートに次のよう に書いて提出した学生があった。

「かつて、近所づきあいとして、隣近所で困 っているときは助け合うのがあたりまえだっ た。核家族化が進むなかで地域の役割はほと んど少なくなってきている。それまであたり まえだったことをみんな福祉サービスへぶち 込み頼りきっている。学校のこと教育のこと はすべて教育サービスという第三者にまかせ きりで都合のいいときだけ愛情をふりかざ す。自分の親でもホームに預ければいいと、 他人に面倒なことをおしつける。そんな家族 もいやらしさを感じる。何か自分でできるこ とはないか。そんなことも一度も考えずにホ ームへ入れてしまえという発想がどれだけ老 人の心を傷つけてきたか。自分のことばか り、都合ばかり考え、金、金の発想は本当に 嫌だ。自分が社会福祉を勉強して結局こんな 人達の尻ぬぐいをしてやっているだけではな いかと思うとやりきれなくなる。私が福祉の 勉強をやっているのも偽善の仮面をかぶって いるのではないのか。都市化した社会で育っ てきた私の心の中に自分だけ何とかなればい いという考えが根をおろしている。私達のよ うなかつての"コミュニティー"というものを 知らないものにとって "地域へのかかわり" とは自分とは関係のないものなのだ。」

福祉を学ぶ学生が、自らを偽善者ではないかといぶかる心をもっているとはいささかショックであった。しかし、彼が東京のベッドタウン千葉県H市で育ったこと。学校は荒れ、住民の多くが共稼ぎサラリーマンという「定時制」住民、成人した子ども達は他出し、昼間は人気が少なくひっそりとしている。住民の第一世代はそろそろ高齢期に入りつつあるが高齢者向けの公的福祉サービスがないに等しい。住民の多くは地元の政治に無関心で投票率も低い。まるでアメリカの荒廃した都市のようだという彼の解釈を聞いて、やっとその思いを理解することができた。

家族の介護力の低下と地域ケア形成の責任

とはいえ、彼の言うように社会福祉は自分のことしか考えない人のための尻ぬぐいをしているのであろうか。この意見は老人ホーム入所者家族から費用徴収をするのを合理化するためや、老人の入院費の負担額の値上げを合理化するためにだされた「家族で世話をしている人との公平を期すため」という論理に通じるところがある。

自分の力で介護したくても住宅条件や介護に さける人手と時間のなさでそれを断念せざるを 得ない現実がある。今の労働者家族には、所得、 労力、住宅などの点から介護力が著しく低下し、 親の方もそんな事情を知って世話になるまいと 体力が続くかぎり頑張ろうとする。そうして、 お互いが我慢してとことん頑張り、その限界が 来たとき社会福祉に頼ることになる。それが非 難されることなのであろうか。多くの労働者は みずからの労働力を売ってみずからと家族の生 活を再生産してきた。彼に支払われる賃金には 親の老後生活費は含まれていたのだろうか。ま た労働者が手にする賃金と住宅の価格や家賃水 準からいって、親と共に住める住宅の確保はい かに困難なことであったことか。そのうえ、親 元を遠く離れた労働者が親との同居を選ぶこと は、収入の低下を覚悟して職場を代わるか、あ るいは長年培ってきた地域の人間関係の網の目 から親を切り離してしまう犠牲を払うことを意 味した。高齢にはいっての環境の激変は深刻な 影響をその人の心身にもたらすことは必然であ る。もし、日本の国土と産業が均衡ある発展を とげ、職住が近接していたり、社会保障・福祉 政策や住宅・土地政策に系統的に力が入れられ てきたのなら、労働者がこのようなジレンマに 追い込まれることはなかったであろう。東京と 太平洋ベルト地帯を中心に国土の開発を行な い、しかも、土地政策がほとんどないに等しく、 大都市圏の地価高騰とバブル経済下の土地投機 で人間らしい居住条件の獲得はほとんど絶望的 となり、都市に住もうとする労働者にとって、 なにかを犠牲にしないかぎり住居の確保は不可 能となってしまった。

さらに、要介護の状態になる契機の多くが脳 血管疾患や心臓病、糖尿病である。その原因は 食生活や飲酒、喫煙などの生活習慣にあると一 般に言われるが、長期にわたる労働形態や労働 にかかわるストレス、労働環境などの影響も無 視できない。

こうみてくるなら、家族の介護力の低下と地域ケア形成の責任は、戦後の経済成長路線を促進し、労働者の人間的な生活条件の形成を軽視してきたものにまず帰せられるべきと言えるのではないだろうか。したがって、低下した家族介護力を支える地域ケアシステム形成に必要な費用の大半はそのものたちが負担すべきなのである。この点からみて、福祉関係施策に対する

国庫補助率が2分の1でしかないこと、高齢者 保健福祉10カ年戦略(いわゆる「ゴールドプラ ン」)と引き換えに導入された消費税がすべての 国民に一律に課税するものであることは大いに 問題にされるべきであった。健康保険や厚生年 金の事業主負担が2分の1でしかないこと、国 民年金や国民健康保険への国庫負担の縮減も同 様である。また、単なる「公平論」から公的な 高齢者サービスについて利用者の負担を強いる ことは、家族や地域の介護力の低下を招き、成 人病増加の条件を作り、かつ社会的に対応すべ きで、システムの整備を怠ってきたものの責任 を不問にし、問題の後始末を高齢者やその家族 に押しつけることにほかならない。さらに、保 険会社による介護つき保険や不動産業者による 有料老人ホームなどの市場形成を誘導するとい う最近の国の政策動向は、1個人1家族では対 処できない問題への対応の必要性にサービス商 品の提供によって応える方向をめざしている。 これは一方で問題を放置しておいて、それをあ らたな過剰資本の増殖の場として市場開放しよ うというわけでこれほどの非効率はない。

このような福祉に関わる責任問題について日本の労働者や労働組合はまだ本格的に問うたことはない。かつて1970年前後に革新自治体が日本の全国に誕生したとき、すすんで地域福祉サービスの提供を単独の財源ではじめたことはある。だが、財政危機の壁を突破することは出来なかった。それは、問題の責任の所在を積極的に問うのではなく、住民の立場にたつ自治体が単独で引き受けようとしたことからくる限界でもあった。今、その限界を乗り越える社会的な力の形成が求められている。

地域ケアシステム形成への2つのアプローチ

いま「在宅福祉」や「在宅看護」が政府によ

って強力に推進されようとしている。高齢者の 地域ケアシステム形成という点から単純に歓迎 するわけにはいかない。その背後には、医療費 への国庫や社会保険財政からの負担の縮減をね らいとした高齢者の長期入院拒否、高齢者向け 医療サービスの希薄化、その受け皿として「在 宅福祉サービス」「在宅医療・看護」を促進しよ うとする圧力が動いているからである。そして この動きは、医療や福祉の中に利用者の負担を 求めること、公的制度や医療保険の対象外の「自 由契約」制度をつくりだしていこうとする動き と一体となって進められている。現役労働者の 介護不安に対処し女性労働力を確保するという 資本の立場からも介護の社会化を促進せざるを 得ないという背景もある。これを高齢者ケアシ ステム形成の第1のアプローチとしよう。

一方、高齢者や勤労者の側からも在宅サービスや地域ケアシステムの形成を求める切実な現実があり、その現実を根源的な出発点にし、社会的な対応をすべきものとして何が求められているのかを徹底して追求する立場から地域ケアシステムの形成を探求する第2のアプローチがある。

第1のアプローチは医療費削減が重視されるが在宅医療や在宅看護の質は軽視される傾向を有し、介護家族の負担が軽減されさえすれば介護されている高齢者に人間の尊厳が損なわれるような処遇がされていても問題としない傾向を産み出す危険性を伴っている。第2のアプローチは具体的なサービスのなかで第1のアプローチが有するそのような傾向や危険性と対立しつつ形成されてきている。この第2の立場にたった高齢者地域ケアシステムは次の3つの側面をもってすすめられている。

高齢者地域ケアシステム形成の3つの側面

そのひとつは公的責任において運営され、地 域ケアサービスの体系はそれぞれの地域の必要 にもとづいて整備され、開発されていくという 側面である。このケアサービスの体系には「在 宅福祉サービス」にとどまらず通所サービス、 入所施設も含まれる。また介護サービスやリハ ビリサービスなど、もっとも緊急性を要するね たきりや痴呆などの要介護者向けサービスから、 緊急時対応サービス、疾病予防や健康保持サー ビス、社会参加の条件づくりまで含まれる。ま た、在宅ケアの条件ともなる住宅対策や高齢者 が外出しやすい都市環境の整備も視野に収めら れる必要がある。高齢者向け保健・福祉サービ スが我が国においてもっとも発達しているのは おそらく東京都下の自治体であろう。少なくと も全国の市町村においてそこで実施されている くらいのサービス水準の確保がめざされるべき だろう(全国老地連と東京老地連発行の『東京 の区市町村における高齢者福祉単独事業一覧』 参照)。さらに、医療機関との連携も不可欠であ る。そして、おのおののサービスメニューがそ れを必要とする人に実際に提供され生活を有効 に支えているかを利用者や市民がチェックでき る機構づくりも必要である。

第2の側面は、サービス体系の整備をめざすとりくみと並行して、それぞれの地域社会において希薄になった住民同志の交流と連帯の復活をめざすことである。各地ですすめられている高齢者問題の学習や高齢者施設の見学運動のとりくみ、ボランティアによる家事援助や話相手の活動は、このような地域住民の交流と連帯を可活動は、このような地域住民の交流と連帯を再組織する活動としての性格を有しているだけではなく、福祉拡充をめざす住民自治の草の根の力を育てることにもなってきている。また、

高齢者自身が労働組合の一員として設立した年 金者組合、老後保障をすすめる会などは要求団 体としてだけではなく、地域の高齢者の交流と 連帯を深めるとりくみを発展させつつある。

第3の側面は、高齢者とその家族、さらには 広く市民のなかにある地域ケアを必要とする要 求をキャッチし、その利用者、対象者の立場に たって、公的なケアサービスにつなげたり、住 民の連帯と交流を活性化させる方向につなげる 役割を果す前線部隊を生みだしているという側 面である。このような役割は本来、福祉事務所 のケースワーカーや保健所保健婦など公的機関 の専門労働者に期待される役割であり、実際に その役割を担ってきたという実績もある。しか し、第二臨調以降、公務員が対象者や市民の側 に立った仕事を継続することは、広範な住民の 支持と要請を背後にしないかぎり不可能な状況 が生まれてきている。このようななかで、住民 の立場に立つことを追求してきた民間医療機関、 民間社会福祉法人の職員やヘルパー、ケースワ 一カー、高齢者団体をはじめとする住民組織、 地方議会議員など民間団体のなかからこの第3 の役割を担う動きが形成されつつある。

高齢者やその家族と市民の側に立った地域ケアシステムはこのような3つの側面が、複合的に展開したときに実現し発展をとげていくように思える。

まとめにかえて

いま多くの市町村では社会福祉関連八法の改正と高齢者保健福祉推進十カ年戦略を受けて、ホームヘルパーの増員と在宅介護支援センターの設置、特別養護老人ホームや老人保健施設の開設が急がれ、老人保健事業に関わる市町村保健婦の再編成も行なわれている。また、在宅サービス事業委託の受け皿づくりとしての福祉公

社、事業団、社会福祉協議会、ボランティア協会の設立や再編成も急ピッチで進められている。このような動きのひとつひとつに、先の地域ケアシステム形成の2つのアプローチの違い、高齢者とその家族や勤労者の立場に立った地域ケアシステム形成の3つの側面から捉えなおして対応することが必要であろう。

1960年代には「ポストの数ほど保育所を!」をスローガンに、労働者が地方自治体を舞台にして運動し、それを実現してきた。その結果、今日では日本の福祉労働者の多数を保育労働者が占め、福祉労働運動の重要な担い手となっている。それから30年近くをへた現在、高齢者のよりとめ、60年代の保育運動に匹敵するかそれを上回る規模の運動を、全国津々前々の市町村で構築していけるかどうかが問われている。そしてこの運動は、高齢者が生きてきた歴史を問いなおし、すべての人が高齢期にそれぞれの人生の花を咲かせることをめざす文化運動としての性格をもつように思われる。

(総合社会福祉研究所主任研究員)

医療の「合理化」と「営利化」をめぐる動き

── 5 つの病院から追い出されたAさんの例から ──

朝日 健二

病院から追い出されたAさんの例

民主団体の優秀な活動家であったAさん (64 歳・男) が退職した翌年の正月、早朝の外出中に倒れた。救急車で公立S病院に緊急入院して治療を受け、生命はかろうじてとりとめたものの全身麻痺、完全な言語障害が残った。入院 2 週間後の医師の説明によると、脳幹部出血によるもので手術の方法がなく、リハビリによる機能回復を待つ以外にないということであった。それから例の「老人追い出し」が始まった。

S病院の婦長さんは、「救急入院の患者は1ヵ 月で退院していただくことになっています」と 奥さんに告げてきた。自分たちの税金で運営し ている公立病院が、紹介された患者でないとい うだけで差別することに疑問を抱いた奥さんは 病院に説明を求めたが、婦長との関係が悪くな るばかりで、やむなく転院を決めた。転院先の Y病院は2週間だけの「試験入院」を認めたが、 入院中に肺炎を併発したので結果的に入院期間 は2ヵ月になった。3番目のT病院では、「2週 間で退院します」という誓約書に捺印させられ、 4番目のF病院ではリハビリを中心に2ヵ月入 院した。このような短期入院ではリハビリの見 通しさえ立たないことから、もう少し余裕を持 って入院させてくれる病院をさがし、5番目に 国立病院に転院した。「親方日の丸」と思われた 国立病院でも1年数ヵ月後に、「リハビリもこれ

以上は期待できない」として退院をせまられ、 現在、在宅療養をしている。しかし、寝たきり のAさんの体は大きく、喀たん吸引を10分おき に行い、食事はほとんどとれず中心静脈栄養に 頼り、排尿は尿管カテーテルを挿入して行うと いう状況で、家庭で看護することは容易でな い。奥さんの体がいつまでもつか、もう時間の 問題になっている。

一昔前まで、労働者が病気になった場合に上役は、「完全に治してから出てこい」といい、病院側も雇用者の要求に応えて、治療とリハビリにより、時には「試験通勤」もさせて、完全に働けるようになってから退院させたものである。このような病院の姿が、1980年代のいわゆる臨調「行革」による医療の「合理化」によって様変わりしてきた。

なぜ、このようになったかといえば、それは、病院に対して支払われる診療報酬の仕組みが変えられたからである。したがって、良心的な病院かどうかとは関係なく、かりに、自分が出資している民主的な病院でも、同じような扱いを受けざるを得ない。労働者は、いざ、入院という時に備えて、頼りになる病院を1ヵ所予定していたのでは間に合わず、少なくとも2~3ヵ所、Aさんのような慢性疾患になったときのことを思えば数ヵ所の病院をさがしておかなければ、十分な入院治療を受けることができない状態になった。

「臨調行革路線」に基づく医療改革

医療に対して、「臨調行革路線」が何を要求し たかが鮮明に現れているものが、いわゆる NIRA (総合研究開発機構医療経済懇談会) の報 告である、と私は思っている。NIRAは財界の頭 脳集団といわれるが、1981年12月、田中内閣か ら委託を受けた研究結果を、「開業医の活性化の ために」という報告書にまとめて内閣へ提出し た。同報告は、「過剰病床54~68万床を金を食わ ぬ収容施設へ何が何でも転換することが緊急課 題である」といい、また、「営利を目的とする法 人による医療機関の経営と営利法人等への利益 配分を認めるべき」と述べている。前者が、医療 供給の「合理化」を要求したものであるとすれ ば、後者は、医療の「営利化」を要求したもの である。1981年10月、第二臨調の行政改革に関 する第一次答申が、「国際社会に対する貢献の増 大」を理由として、「医療費総額抑制」を打ち出 して以来の80年代の政府の医療政策は、恐ろし いほど忠実にNIRAの報告の方向にそって進め られている。

「臨調行革路線」に基づく医療改革をたどって みると、まず、1981年6月に診療報酬の「6・1 改定」で老人に対する診療制限が始まり、翌82 年8月に老人保健法が成立、老人医療が有料化 される。84年8月に健康保険法を改正して健保 本人の負担を2割(当面1割負担)にした。翌 85年12月に医療法を改正して医療計画制度を創 設し、全国を345の医療圏に分け、各圏域ごとに 病床数のワクを設けた。翌86年12月に老人保健 法を改正して老人保健施設制度を創設し、老人 医療費抑制の尖兵としての役割を担わせた。具 体的には病院病床を転換して入院6ヵ月以上の 老人の7割程度を老健施設へ移して老人入院医 療費の3割を削減する、というものである。翌 87年6月、厚生省国民医療総合対策本部が中間報告を出したが、これに基づく診療報酬改定が翌88年4月に行われ、いわゆる「老人追い出し」が始まり、2年後の90年4月の改定で投薬、注射、検査、看護料を一括した、わが国で初めての定額制報酬が導入された。翌91年9月に老人保健法を改正し、患者負担のスライド制、営利法人の参入を排除しない訪問看護事業制度の創設などを法制化した。以上は、NIRAの報告の「医療の合理化」の部分である。

非営利原則をめぐるうごき

NIRAの報告のもう一つの「医療の営利化」の 部分をたどってみよう。

まず、1988年12月に厚生省の医療関連ビジネ ス検討委員会から、医療法人に老人マンション の経営などを認めるべきとする報告が出され、 続いて89年5月に経済企画庁の医療関連ビジネ ス研究委員会が、営利法人に病院経営をさせ、 配当を認めるべきとし、そのための当面の課題 は「情報公開」であるとの報告を出している。 同じ89年6月に民間事業者による老後の保健及 び福祉のための総合的施設の整備の促進に関す る法律を施行、看護、介護の事業に営利法人が 参入することを正当化し、翌90年12月には医療 関連ビジネス振興会を発足させ、営利法人の医 療参入を支援する体制をとっている。翌91年1 月に米国の国務省と国際貿易管理局が「米国産 業展望1991」を発表、この中で、米国病院産業の 日本上陸のために医療法改正を要求している。 同じ91年4月に日本公認会計士協会は、病院の 経理を投資家に分かり易いものにする必要があ るとして医療法人外部監査ガイドラインを発表 した。

こうした動きのなかで政府は1990年5月、医療法改正案を提出、国会議員、国民向けパンフ

レットを大量配布してその成立を図っている。

今後の最大の争点になるもの

今後の最大の争点になるものとして、「アメニティ論」と「医療の営利化」がある。前者は、医療サービスの一部をアメニティ(快適)部分として社会保険の給付からはずし、社会保障としての公的医療を縮小、民間保険による私的医療の拡大により国庫負担を削減、患者・国民への転嫁を目指すものである。後者は、「コメ」の次は「メディカル・ビジネス」というスローガンを掲げて日本上陸を狙う米国医療産業界の要求に応え、資本投資(株式や債権の発行)と配当を前提とした営利法人による病院経営を認めようとするものである。その具体化としての医療法の改正、健康保険制度の改正、診療報酬の「33年ぶりの抜本改革」等が予定されている。

医療法の改正は、「医療提供の理念」として生命の(質の)尊厳を旨とし、良質かつ適切な医療を国民自らの努力を基礎として、医療提供施設の機能に応じ、効率的に提供しなければならないとしている。

医療を「機能に応じ」て「効率的に提供」するものの一つとして、「療養型病床群」という病院(病棟)が新設される。この病院に入院させる患者は「主として長期にわたり療養を必要とする患者」であるとしており、その数は入院患者の4割程度が予定されている。この病院の人員基準は現行の一般病院の医療法上の基準に比べて医師は3分の1(48対1)、看護婦は3分の2(6対1)に削減される。この基準は現在の老人病院と全く同じであり、看護補助者を老人病院よりも多少増やす程度に過ぎない。東京保険医協会は、①患者を病状でふるい分けたりたらい回しするようになる②医師、看護婦の人員削減により医療・看護基準が格下げになる③一

般病院が減少し地域保健医療体制に支障がおきる——など「七つの問題点」をあげている。

医療法改正の最大の問題点のもう一つは、非 営利原則の実質的な見直しである。

医療法人に対して現行の医療法は、

- ①営利を目的としない (営利目的の禁止)
- ②商売に手を出さない (業務範囲の規制)
- ③収益を私的に使わない (公益法人会計原則 の適用)
- ④出資者に配当しない (剰余金配当の禁止)
- ⑤宣伝による競争をしない (広告の規制)

の5つの「しない」を義務として定め、人命を 金儲けの対象にしないよう株式会社など営利法 人による病院の開設、経営を禁止している。今 回の医療法改正案には業務範囲の拡大、企業会 計原則の導入、広告宣伝の規制緩和が盛り込ま れており、非営利原則は実質的に形骸化される ことになる。

厚生省の沢健康政策局総務課長(当時)が「効率化で患者がある程度不便を感じても仕方がない」といっているが、医療法改正が行われたあとの病院は、国民にとってますます利用しにくいものにならざるを得ない。

憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」が国民に医療の面で保障されるためには、

- ①医療を平等に受ける自由(国民皆保険)
- ②最善の医療を受ける自由(医師の裁量権)
- ③医療機関を選択する自由(フリーアクセス)
- ④医療機関開設開業の自由(自由開業制)
- ⑤資本に支配されない自由(非営利原則)

以上の「5つの自由」が保障されなければならない。医療法改正案は、これらの権利を奪うものであり、とくに、「資本に支配されない自由」の剝奪にポイントがある。

診療報酬の改定も診療を受ける側からみて無 視できない。そのことは80年代のいわゆる「老 人追い出し」にみられる医療供給体制の改変が、診療報酬の仕組みを変えることによって行なわれてきたこと、今日の看護婦不足の主要な原因が過去10年間に診療報酬がわずか1%しか引き上げられなかったことにあるからである。

医師や看護婦の給料に直接的な影響を与える診療報酬は厚生大臣が告示する「点数表」に定められている。点数表はどこで(施設)、誰が(専門職)、どの程度(質)のものを、どれだけ(量)行なうか、という医療基準であり、その基準ごとの値段を点数で定めたものである。厚生省は、「33年ぶりの抜本改革」を行うため中央社会保険医療協議会に診療報酬基本問題小委員会を設置したが、国の基本方針は医療法改正に対応して、原則出来高払いの診療報酬を定額制に変え、保険給付をカットして差額徴収を増やし、その分を民間保険に肩代わりさせることにある。

健康保険制度の改定の最終目標は健保・共済本人負担を2割に増やす保険制度の一元化であるが、日経連は「3割負担も検討せよ」と提言している。日経新聞(1991.9.30)によれば厚生省は重い病気は2割負担、軽い病気は3割負担という「給付率変動制」を検討している。その前提として国保保険料の引き上げを抑えている市町村に対して引き上げを強制する保険料の「平準化」、低所得者を国保から排除する「制度のスリム化」を実施してくるものとみられる。

社会保障運動の歴史から考える

社会保障の後退によって国民の権利が侵害されている今日の悲劇は、労組・議会の変質にある。91年9月、老人保健法を審議した参議院は与野党が逆転しており、国民の信託を得た野党が反対するならば法案は成立しなかったにもかかわらず健保連政治連盟から1億5715万円の献金攻勢を受けた、日本共産党以外の野党がネコ

のように転び、わずかの「修正」で成立した。

今日の情勢は社会保障に対する全面的な攻勢 に対して労働者階級を中心とした統一戦線が構 築されていないという点で「昭和29年闘争」の ころによく似ている。当時、朝鮮戦争後の世界 的不況の中で、アメリカの要求を受けた政府が 自衛隊を発足させる一方で社会保障予算に大ナ タを振るった。このとき、総評は今日の連合の ような状態にあり、社会保障の削減に反対して 立ち上がったのは患者、保険医であり、労組で は医療労働者と失業対策労働者くらいであった。 しかし、この抵抗がやがて、人間らしい生活を もとめた朝日訴訟運動に発展、その勝訴ととも に生活保護基準とその基準に関連する各種の福 祉基準を大幅に引き上げることになった。その ことが、「老人は敬愛され安らかな生活を保障さ れる」とした老人福祉法の制定に見られるよう に、社会保障の要求運動を発展させ、老人医療 無料化へとつながって行った。私たちはいま、 「昭和29年闘争」を闘ったときと同じような心 構えで、新しく、さらにいっそう強固な統一戦 線を構築するための歴史的任務を担っている。

憲法第97条は「基本的人権は、人類の多年に わたる自由獲得の努力の成果」であるとし、第 12条は「自由及び権利は、国民の不断の努力に よって保持しなければならない」としている。 そうして、第16条では「何人も、請願する権利 を有する」と定めている。私たちは、権利獲得 のための「不断の努力」をしなければならない。 その先頭に労働者階級が立つことによって、社 会保障は必ず拡充できることを、朝日訴訟の運 動が、そして、最近の看護婦増員要求運動、国 民医療を守る共同行動などの実績が教えている と思う。

(東京保険医協会事務局次長)

高齢者の住宅保障問題

小泉 英雄

はじめに

高齢者の住宅問題を考えるとき、単に住宅の 大きさや構造だけで論ずることはできない。余 程の豪邸でない限り、毎日家の中で生活してい て、肉体にも精神にも良い筈がない。しかし、 現在の車に満ち緑の乏しい町で、老人が安心し て戸外の生活を楽しめるだろうか。

環境問題だけではない。家庭を含めて社会が、今、高齢者に生きがいを感じさせられるように機能しているだろうか。高齢者がふえると、当然、体の不自由な人、日常生活に介護を要する人もふえる。今の家庭にこれらの老人を介護する能力が十分あるだろうか。また、独居老人は誰が世話すればよいか。

高齢者の体の様子や家庭の状態などの関係で、どうしても老人ホームや老人病院などに入らねばならない人もでてくる。今、これらの施設は十分に老後の幸せを保証するものになっているだろうか。

これらのことを十分考え、今から対策を講じておく必要がある。その一つとして住宅問題がある。

住宅の狭小さと構造の不備

去る10月19日、自民党総裁選挙に関する NHKの番組で放映された、ドイツのシュミット前首相の言葉が印象に残った。即ち「1人当 りGNPの高い日本の市民が、先進国中で最も 小さい家に貧しく住んでいる。新首相は、先づ 国民の基本的な生活を向上させることに務める べきだ。そうすれば貿易摩擦等も自ら軽減され る」というのである。

まことに、70年頃のフランス人による *ウサギ小屋 * 発言以来、日本の貧しい住宅事情は世界の注目するところとなっている。しかし、政府にこの問題を解決する意欲は見られないし、国民の間の意識も十分とは言えない。

このことは後で論ずるとして、貧しい住宅の 最大の被害者は高齢者である。以下、簡単にい くつかの例をあげる。

寝たきり老人と痴呆老人は、最も不幸な"人生の最後"であろうが、この2つの発生に住宅の狭さが大いに関係している。

住宅が狭いと、どうしても小さな部屋にこも りきりになる。それだけでも体や心によい筈は ないが、そこにちょっとした腰痛や、長いカゼ などで寝込んだのが動機で、横になっている時 間が長くなり、遂には寝たきりになった例が非 常に多い。

この場合、孤独な老夫婦や独居老人でなくても、大家族でも子や孫に対する遠慮や煩雑感から老人は自ら閉じこもりがちである。また、老人の気力や生きがい感も大いに関係し、今まで何とか自立していても、配偶者を失った途端に寝たきりに進むような場合も多い。

小さな部屋に閉じこもっていると会話が少なくなる。老人性痴呆の中には、アルツハイマー病など、今のところ予防できないものもあるが、多くは、誰にでも何時かはくる記憶力や判断力の低下が、より早く、より激しく来るものであって、かなりの程度、防げるものであり、その防止に最も良いのが会話である。週に1万語しゃべらなければ呆けるという研究もある。

読書が会話の代用になることもあろう。しかし、高級な本を1日中読んでいられるのは特殊な人に限り、一般の老人に適するものではない。テレビもないよりはマシであろう。しかし、現在の番組は主にヤングから中年向けに作られており、老人の孤独をなぐさめ、活力をつける番組は少ない。

家の狭さと同等に、あるいはそれ以上に高齢者を苦しめているのは、日本の家やマンション、アパートの構造上の問題である。

案外知られていないが、我が国では家庭内事故が甚だ多く、年間1万人の死亡者がでており、交通事故によるそれに匹敵する。けが人は年間100万人を超えると推定されている。

その家庭内事故は高齢者に圧倒的に多いが、その半数を階段での事故が占めている。狭いわりに2階建ての多い日本の家の階段には、3つの悪しき特徴がある。急なこと、踏みしろの小さいこと、手すりのないことであり、この特質は、かなり高価なマンションや分譲住宅にもみられる。

尚、階段の昇り降りだが、元来心臓の病気の 人や、少し弱った老人では、上るより降りる方 が苦しいと訴える人が多い。最近の高層住宅 で、2階毎、あるいはそれ以上の階毎に出入口 があるエレベーターの設置されているものを見 受ける。上るときにも下るときにも階段を上ら ずにすむ、という発想からであろうが、これは 若い健康な人の発想である。

階段と共に、高齢者のケガのもとになっているのは家屋内の段差である。段差は家を豪華に見せる効果があるからか、新しい家にも意識的に作られている場合があるが、これがケガのもとになり、また、老人に家の中の移動を億劫がらせ怖がらせて、閉じこもらせる原因になっている。

高齢者の増加につれて、車椅子で生活せざるを得ない人も当然ふえる。しかし、今直ちに車椅子生活が可能な住宅は、日本には殆んどないと云ってよく、改造も難しいのが多い。今まづ、改造可能な建て方を普及し、また必要となれば、無理をしても改造しなければならない。しかし、これらは個人の力では不可能で、国や自治体の責任に属する。(1)

粗末な住環境

古くからある狭い道路にも、1960年代から急速に自動車がふえ、今や都市も田舎も自動車で満ちている。最近にできた道にはかなり広い道路も多いが、それだけに交通量も多く、高速で走っている。歩道が完備されている道は少なく、近くにあっても家からそこに出るまでに、必ず狭い道を通らねばならない。

この道路状況が高齢者の外出や運動を妨げ、 その健康や幸せに及ぼしている悪影響は計り知れない。今後、道路の整備、歩行者道路や散策 コースの設定も大切であるが、根本的には、今 の経済成長一点張りのあり方を転換して車を減 らすことが必要であろう。

また、たとえ外出が可能でも、今では憩う場所が全く少ない。ドイツでは、どの住宅地からも歩いて10分以内に森や公園があるのが当然のこととして都市が作られている。しかし日本では、これは政策のラチ外にあった。(2)

特集・高齢者生活保障の現代的課題

ただ昔は、車が少なくて狭い道も歩くには広かった上に、到る所に田畑や雑草の生えている空地があり、木の茂るお宮やお寺があった。空地や田畑が減ったのは、現在の政策の帰結としても、寺社の杜が駐車場に変わっているのは奇異な現象と云えよう。

一方、公害地区や幹線道路の近くに住む人に、喘息や慢性気管支炎を患う人が明らかに多く、 それも高齢の人ほど多い。(3)

高齢者の家庭問題と家庭の看護能力

6畳2間の家に共働きの息子夫婦、2人の孫 と住んでいた老女が、孫に「おばあちゃんが死 んだら僕の勉強部屋になるのに」と云われたの がきっかけで、自殺を企図した例がある。

このように、住居が狭過ぎるとどうしても家庭内にあつれきが起こり、老人が犠牲になる。 戦前には、このような問題は比較的少なかった。 それは、その頃は子どもの戸外で遊ぶ空間が多く、また老人が外出しても、そこには貧しくとも暖い地域社会が存在した。

都市化の進んだ現在、周辺地域のコミュニケーションは縮小し、行動範囲の狭い老人は、どうしても小さな部屋に孤立しがちになる。

一方、現在の日本の労働時間と通勤時間の異常な長さが家庭内のコミュニケーションを壊し、家庭の機能さえ危機に瀕している。この状態で、どうして健やかな老後が望めよう。

特に、日常生活を犠牲にして働くのが当然のようになっている現在の男性達が高齢化したとき、彼らは深刻な"生き方にとまどう"生活を余儀なくされる可能性がある。それを避ける意味でも、労働条件を直ちに変える運動に着手し、自らの生活を今からでも180度転換することが急務である。⑷

次に、高齢者が高齢や病気で、日常生活に介

護を要するようになった場合はどうか。

戦前の農村型大家族から、戦後の都市型家族に核家族化が進むにつれ、家族の介護能力の衰退は不可否的である。また、女性の社会進出という好ましい現象が、一方で家庭の介護能力を低下させるのも当然である。ヨーロッパの国々でも、数十年前までは老人の面倒は家庭でみるのが普通であり、福祉制度が進んだのはここ2~30年のことである。北欧で特に発達したのは、北欧で女性の社会進出が特に進んでいたのも一因と云われる。(5)

日本では、今のところ福祉は無いに等しいので、低い能力の家族が能力を超える仕事を強いられ、そこに生じた無理が様々な老人や家庭の悲劇を招いている。例えば、日本独特の"寝たきり老人"の存在である。

もともと、住みなれた環境を変えることに抵抗の強い老人を、家庭で介護できれば、それに越したことはない。しかし、それには十分な数のホームヘルパーと余裕のあるデーイステイ施設が、どうしても必要である。

そして、特に重要なことは、それらの福祉制度が国や自治体、特に国の責任において運用されなければならないことである。

旅行や会合など老人の非日常的な楽しみに果すボランティア活動の意義は大きい。しかし、日常生活の基本的な人権にかかわる部分は、国の責任において行政がやらねばならぬ。因みにスウェーデンでは、主婦が自分や夫の親を介護する場合、国は彼女が老人ホームで働いたのと同じ給料を支給している。(6)

独居老人の悲劇はしばしば新聞をにぎわす。 だが、あれは氷山の一角である。先日もある警察の嘱託医が、3日毎に3回、検屍に呼ばれた が、対象はみな独居老人で、どの屍体にもウジ がわいていたという。 ところで、独居老人は日本だけのものではない。先進国なら、どこでも同じ位の数の独居者が居る筈である。それなのに、社会福祉の発達した国々では、何故こんな悲劇が起こっていないのか。

それは、これらの国々では、ホームヘルパー等による日常の世話が行き届いている上に、危急の場合にはボタン1つで通報できるシステムが完備し、その連絡に対応できる人材が四六時中待機しているからである。(7)

言うまでもなく、これらの情報技術は日本の 方が発達していて、車内で携帯電話を使ってい る人を普通に見かける。だから、やる気があれ ば日本でも直ちに可能である。要は、優れた技 術を、より金を貯めるために使うか、老人や障 害者の福祉のために使うかの違いである。

老人ホームと老人病院

家庭の介護能力を超える状態にある高齢者が 施設に収容されるのは止むを得ないが、それは、 あくまで老人ホームか特別養護老人ホームであ って、高齢による機能障害で年余にわたって病 院に入院している日本の現状は、極めて異常で ある。

ところで、この老人ホームも日本のそれは殆んど体をなしていないと云ってよい。何故なら、公営のものには個室は殆んどなく、1室4人が普通である。これは老人ホームの老人達は入所した途端に基本的人権を奪われるということであり、近代国家では見られない筈のものである。それどころか、北欧の国々では、調度品やカーテン等も家庭で使っていた物を持ち込ませる。できるだけお年寄りに、今までと変らない生活を楽しんでほしいからだ。

一般に、西・北欧の老人ホームは、老人の残 存能力を引き出し保存するよう、つまり、でき ることは自分でさせるよう介護するのに対し、 日本では、何でもしてあげる、介護者が手を出 し過ぎると云われている。これは、後者の方が 人手が少なくてすむからである。

一見、西・北欧の方が酷のように見える。しかし、昼は起きて生活し、用便も出来る限り自分でたすのが人の最低の望みであり、権利でもある。しかし、それをかなえるには介助が要る。真の福祉国家では、このための介護の人手と、高価な補助器具に費用を惜しまない。それで、これらの国々には寝たきり老人は殆んどなく、それを老人達のノーマリゼーションと言っている。(8)

高齢化社会へ向けての住問題

明治維新以来、政府は富国強兵の政策をと り、国民の生活を全く顧みずに、一貫して経済 成長を求めてきた。この間、国民もこの考え方 に慣れ、特に住問題では、住宅の大小は個人の 甲斐性、つまり経済成長への貢献度によるとい う感情が定着し、住問題を人権問題としてとら える気運は育たなかった。

1945年の敗戦によって富国強兵政策は破綻したものの、経済成長一本槍の政策はむしろ増大した。国民も、戦前に培われた企業に対する忠誠心のせいもあり、ウサギ小屋に住む働き蜂と云われるほど生産に懸命で自らの生活を省みなかった。賃上げには成果を挙げてきた労働組合も、住問題を労働者の人権問題ととらえる感覚に欠けていた。

金のみが絶対的な価値を持ったこの時代に、 もともと投機の対象であった地価が暴騰するの は、むしろ当然の帰結であった。そして今や"豊 かな住生活"は多数市民の夢物語になった感が あるが、市民は今なお、これを直視することを 避け、ゴルフ、トラベル、グルメに逃げている

特集・高齢者生活保障の現代的課題

傾きがある。

この風潮の最大の犠牲者は子どもで、次が老人である。子どもの問題は今は暫く措くとしても、高齢化社会を迎えつつある今こそ、私達が根本的に考え方を変え、日常生活を基本に据えて、万人が生きる幸せを感じる社会をつくる好機である。

また、福祉において人権にかかわる部分は、 国の責任においてなされねばならないことは 度々述べたが、それには相当の財政負担がいる。 その税負担は消費税のような大衆課税ではなく、 所得による累進課税でなければ意味をなさず、 現に北欧諸国では70~80%に及ぶ所得税を国民 は喜んで払っている。課税の公平さや使途の不 明朗さが改革さるべきも当然である。

最後に、住宅問題に関する限り、欧米諸国は

我が国と比較してかなり成功している。しかし、これは決して傑出した為政者の力によるものではない。それは、住民の、住民による、住民のための長くて苦しい闘いの結果である。そして、今なお、各国の多くの市や町で、よりよくしようとするラジカルな住民運動が行われていると云う。(9)

〈注〉

- (1)、(3)小泉英雄:健康のための住宅読本 岩波ブックレット '90
- (2)、(4)暉峻淑子:豊かさとは何か 岩波新書 '89
- (5)、(6)、(7)、(8)山井和則:世界の高齢者福祉 岩波新書 '91
- (9)早川和男:欧米住宅物語 新潮選書 '90 (小児科医師、兵庫県保険医協会副理事長)

読者の広場

去る2月、新しい労働組合を結成しました。今回専門部を作って、 本格的な労働運動を取り組もうと思っています。それにはまず勉強 です。経営者を説得していくにも、理論が必要です。労働総研に期 待しています。

(K・Y/福岡)

本誌のとじ込みハガキにて、あなたもご感想・ご意見をお寄せ下さい。



ILO「旅館・飲食店に関する条約及び勧告」について

大木 寿

去る6月5日から25日まで、スイスのジュネーブで開催された、第78回ILO総会で、「旅館(含むホテル)・飲食店(含むレストラン)及び類似事業所における労働条件に関する」条約及び勧告が採択された。

私どもは、ILOが同業種に光をあてたことを 評価し、その内容に注目していた。

全労連は、6月6日付けで「同条約及び勧告 案にたいする見解」をILOに提出し、「日本の現 在の当該労働者が、他の産業に働く労働者と比 較して相当低い労働条件に置かれており、条約 がこれらの労働者の労働条件の改善に役立ち、 また今後営業をはじめる事業所における労働条 件の基準になるものとして、条約の採択を支持 する。」としたうえで、日本の現状を踏まえて意 見をのべた。

はじめに同条約と勧告の要点を全労連の翻訳 にもとづいて紹介し、次に日本における現状を 踏まえた感想をのべる。

条約と勧告の内容について

ILOは条約の前文で、その目的について「労働条件に関する全般的適用基準を定めた国際労働条約及び勧告は、同業種の事業所の労働者に適用できることを想起して、…同業種の労働の特殊性のために国際条約及び勧告の適用を改善

し、同時に急速に拡大しているこの業種における役割に対応した地位に関係労働者が享受できるための特定の基準をもってこれらの基準を補い、かつ労働条件、訓練及びキャリア形成の見通し、及び職務の安定を改善によって新しい労働者をこの部門に引き付けることに留意し」と述べている。

以下内容について要点を記載する。 (勧告の内容は、「勧告」とする。)

1. 適用される労働者

- (1) 下記の事業所に雇用されるすべての労働者に適用される。
 - (a)宿泊のサービスを提供する旅館及び類似 の事業所
 - (b)食物、飲料もしくはその双方を提供する 飲食店及び類似の事業所
- (2) 条約を批准する各加盟国は、関係する使用者団体及び労働者団体と協議したあとで、その適用範囲を観光業のサービスを提供する他の部類の事業所にも拡張することができる。

2. 労働時間及び休息時間について

(1) 関係する労働者は、国内の法律と慣行に したがって、通常労働時間と時間外労働に 関する道理にかなった規定を享受する権利 を持ち、1日あたり及び週当たりの道理に

かなった最低の休息時間を与えられる。 「勧告」として、

- ① 通常労働時間を定め、残業を規制する 措置は、使用者と関係労働者またはその 代表との協議の対象とすべきである。
- ② 労働時間と超過勤務が正しく算定及び 記録され、各労働者がこれらの記録を閲 覧できるように確保するための措置をと られるべきである。
- ③ 実行可能な場合には常に、なるべく団体交渉を通じて分割勤務を漸進的に撤廃すべきである。
- ④ 可能なかぎり、実行可能な場合には常に連続した期間であるべき36時間以上の 週休を受ける資格を有するべきである。
- ⑤ 一日あたり平均10時間の連続した休息 時間を受ける資格を有するべきである。
- (2) 関係労働者は、可能なところでは、個人 及び家庭の生活をそれなりに予定できるよ うに、作業時間表について十分事前に通知 を受ける。
- (3) 労働者が公休日に勤務する場合には、団体協約の規定にしたがって、あるいは国内の法律ないしは慣行にしたがって、時間または給与によって適切に補償される。
- (4) 関係労働者は、団体協約の規定あるいは 国内の法律ないしは慣行による長さの有給 休暇を受ける資格を有する。

「勧告」として、

年次有給休暇の長さが一年の勤務期間に つき4週間に満たない場合には、団体交渉 を通じてもしくは国内慣行にしたがって、 同休暇をその水準まで漸進的に延長するた めの措置をとるべきである。

3. チップについて

チップに関わりなく、関係労働者は最低の

給与(固定給)を定期的に受け取る。

4. 訓練について (「勧告」)

- (1) 各加盟国は、関係使用者及び労働者の団体と協議して、ホテル・レストラン及び類似の事業所における異なる職種のために、職業教育、職業訓練及び経営管理能力の開発のための政策及びプログラムを策定しようとする労使または教育機関を支援すべきである。
- (2) 訓練プログラムの主要な目的は、職務上の技能、職務遂行上の質の向上及び参加者の職業展望を高めることにある。

日本における旅館・飲食店の状況と特徴

1. 旅館・ホテルの現状

1988年の調査によれば、ホテル4,563軒(登録ホテル597軒)、旅館78,000軒(登録旅館1,629軒)で、圧倒的な事業所が小零細規模となっている。 雇用者は、1986年の事業所統計で、58万人 (1975年47万人)となっており、約10年間で10 万人以上の増大となっている。

雇用者のうち、臨時・日雇・パート・委託業務が20%を占めている。大手都市ホテルの人員構成は正社員65%、ビシネスホテルは35%となっている。

産業構造の転換、東京一極集中、さらに全国的に展開されているリゾート開発によって、ホテルの建設ラッシュがつづいており、雇用者が急増しているが、人手不足によって上記のように不安定雇用労働者が多数をしめている。

2. 飲食店・レストランの現状

1989年では、一般飲食店が、50万軒(1982年54 万軒)で、雇用者は230万人(1982年198万人)と なっている。

雇用者4人以下の飲食店が、78%を占めており、パート比率が30%(全産業平均9%)とな

っており、雇用者はパート・アルバイト、外国人 労働者が急増している。

この業界は開業・転廃業率とも高率で推移しており、食品産業、商社、流通業界などによる 買収が活発となっている。

外食産業化によるレストラン、専門店も急増 し、規模の拡大が進んでいる。

3. 労働状態と労働条件の特徴

- ① 旅館・ホテル、飲食・レストランの業界は、日本企業の24時間操業にともなって、24時間労働体制になり、早朝・深夜・休日労働が増大し、年中無休体制の企業も多くなっている。
- ② この業界は、小零細企業が圧倒的であり、規模の大きいところでは不安定雇用労働者の占める率が高い状態である。

労働組合の無い事業所が圧倒的で、たと え組合が存在しても、不安定雇用労働者を 組合員として組織しているところはほとん どない。

③ この業界の労働条件は、正規労働者でも他の産業に比べて低く、さらに不安定雇用労働者は一層劣悪な労働条件と無権利・不安定な状態に置かれている。

ILO条約についての感想

- 1.条約の特徴は、すべて重要な労働条件については、労資協議、国内法及び慣行に従って決めていくとなっており、日本では労働組合が 圧倒的に少ない業界であり、その上、不安定 雇用労働者が多い状況下では、その効力・影響力はきわめて弱いといわざるをえない。
- 2. 労働条件についての条項は、抽象的な内容 になっており、「勧告」は労働時間や休息期間 について、一定の指標になるものを提起して いる。賃金については、チップに関わりなく

固定給を定めるとしており、重要な条項といえる。

日本の旅館・ホテルでは、チップ収入を前提 とした賃金となっており、収入は不安定とな っている。チップについては漸次廃止し、固 定給とすべきである。

3.以上の点からみて、旅館・ホテル及び飲食・レストラン及び観光事業のきわめて劣悪で無権利な状態におかれている労働者に対して、光をあてたことは評価するとしても、ILOが前文でのべているような「業界の特殊性、そして急速に拡大している業界」に働く労働者の「労働条件の向上」と「地位向上」のための国際的な労働条件基準としてどの程度の効力と影響力を持つのだろうか。疑問をもたざるをえない。

(全労連・全国一般労働組合〈団体会員〉、書記長)

混迷のソ連労働組合運動

小林 勇

クーデターをめぐって

クーデター派が8月19日(1991年)に行動をお こした翌20日、ソ連のナショナルセンターであ るソ連労働組合総連合幹部会が出した宣言は、 「権力の危機、経済の崩壊、無秩序と飢えと荒 廃の現実の脅威のもとで、この国にとって破滅 的なその進行をくいとめるためには、もっとも 決定的な措置をとる必要がある」ことを指摘し ながら、「こうした諸決定はすべて、ペレストロ イカの過程でかちとられ、ソ連の法律で保障さ れている文明社会の民主的規範や人権と自由を 最大限に尊重しながら、憲法に則って行われ、 実施されるべきである」として、2、3日中に ソ連邦最高会議をひらき、憲法にそった合法的 決定を行うよう主張している。さらにこの宣言 は、一般市民にたいする暴力の行使に反対する とともに、対決や内戦回避の予防策をとること の重要性を強調している。

この宣言で注目されるのは、クーデター派の 反動的行動を真っ向から非難する言葉などなに 一つなく、そのやりかたにたいしても間接に批 判するだけに終わっていることである。憲法の じゅうりん、民主主義の侵犯にたいする怒りな ど全く見あたらない。そればかりか宣言は最後 に、労働者と労働者集団にたいし、自制して「生 産の中止や完全な経済的混乱」をさけるようよ びかけている。この点、一部の独立労組がスト をよびかけたのとは大きな違いである。

ソ連労働組合総連合はゴルバチョフ共産党書記長(当時)のよびかけたペレストロイカのもと、90年10月の第19回大会で全ソ労働組合中央評議会が解散、再編成された新たな全国労働組合組織である。この大会で報告を行ったチェルバコフ副議長は「これまでの労働組合は行政指令システムの一部となり、組合員の利益を擁護する力をもっていなかった」と率直に自己批判し、全ソ労評が労働者の信頼を失ってしまったことを認めたのである。

全ソ労評の活動にたいする批判は、ペレストロイカの開始とともに、急速に強まった。ゴルバチョフ大統領が共産党書記長に就任したのは1985年、それから2年後の87年2月に開かれた全ソ労評の第18回大会でゴルバチョフ書記長は、労働組合がペレストロイカで「後続部隊の役割にとどまっている」ことを批判し、これまでの御用組合的な体質の徹底的改善を迫ったのだが、この発言をきっかけに代議員のあいだから組合の指導機関や活動スタイルにたいする批判が噴出した。とりわけ上級機関の官僚主義やテクノクラート的傾向、つまり生産課題を優先させ、労働者の福祉をあとまわしにする労働組合指導部の姿勢がきびしく指摘されたのである。

新組織に再編されたソ連労組総連合はその基本原則として、国家や政党などからの独立とと もに、中央集権を廃して、傘下組合の行動の調 整や共同をめざす新たな役割を強調していた。 だがその指導部は、チェルバコフ副議長の議長 への格上げにも見られるように、旧組織時代と 本質的な違いはない。しかもこんどのクーデタ 一の責任者であるヤナエフ副大統領は旧組織が 解散するまでその議長だった人物。これでは新 組織の幹部会がクーデターにきびしい態度をと れるわけがない。この組織に自主的、民主的労 働組合運動など、もはや期待できそうにもない のだ。

労働組合運動の分裂

クーデターに反対してストライキに入った独立労組の中心勢力は炭鉱労働者だった。かれらは89年夏のストでかちえた政労合意が、その後いっこうに実行されないことに不満を強めて、昨年4月、独立炭鉱労働組合を結成した。全ソ労評傘下の単産で分裂したのはこれが初めてである。

ロシア共和国に独立労働組合連合が結成され たのは、その前の月の3月のことである。ソ連 領土の4分の3、全人口の2分の1をしめるソ 連最大の共和国で、モスクワを同じく首都とす るロシア共和国には従来、地評がなかった。全 ソ労評傘下で地評をもたないのはロシア共和国 だけだった。そこでペレストロイカによる各共 和国の自主的権限強化にともない、この共和国 にも地評がつくられるとになったのだが、その 結成大会最終日に突然、全ソ労評に反旗をひる がえし、独立労組として発足することになった のである。これが全ソ労評再編の直接の引き金 になったのは確かである。 クーデターの3日間、 モスクワで約10万人の労働者が街頭に出て戦車 にたちむかったが、これらの労働者は、そのほ とんどがロシア共和国の独立労組連合系とみら れている。

クーデターに反対する炭鉱労働者やモスクワ 労働者の行動は、民主主義擁護のための闘いと して西側から高く評価された。たしかに、かれ らの行動はクーデターに反対しておこなわれた ものであり、そのかぎりにおいて評価に値する が、これをもっていまやソ連にも民主主義が根 づいたというわけにはいかない。ソ連問題の専 門家のなかには、国民の抵抗を評価して、長い ロシア史のなかでようやく民主主義的市民社会 があらわれたと結論するものもいるようだが、 市民社会の伝統のないロシアが突然民主的に変 わるわけはないという主張もある。恐らくその 通りであろう。

かれらの行動で見おとせないのは、それがロシア共和国エリツィン大統領のよびかけにこたえたものであるという点である。かれらはエリツィン支持派なのだ。ロシア共和国独立労組連合はその規約で「勤労者の権利、自由、利益擁護、民主主義、人道主義、社会的公正の原則」を謳った自主的労組として結成されたはずなのだが、その指導部がエリツィン大統領にひんぱんに会い、緊密な関係にあるのは事実である。今年3月から2カ月余にわたる炭鉱ストも反ゴルバチョフの政治的性格をもち、エリツィン大統領が現場に出かけて、はじめておさまった。

西側では、クーデター反対の最前線にたった エリツィン大統領にたいしても、まるで民主主 義の救世主でもあるかのようにもちあげたが、 その後、同大統領の反民主的、権力主義的本質 が表面化するにつれて、さすがに手放しの礼賛 はどこかに消えた。

混乱状態の労働運動

ペレストロイカのかけ声にもかかわらず、一 貫した方針を欠くゴルバチョフ政権の経済政策 のもとで、ソ連経済は混乱の度を強めるばかり

である。91年1月の5パーセントもの消費物資 売上げ税の導入にひきつづく 4月の消費物価、 交通料金、サービス料のいっきに 2倍から 3倍 の値上げ実施でインフレが加速化され、国民の 不満を噴出させた。白ロシアの首都ミンスクで は、多数の労働者が値上げの撤回や大幅の賃上 げだけでなく、ゴルバチョフ大統領の退陣をも 要求してストを敢行、ウクライナ共和国の首都 キエフでも労働者がストに入った。これらのス トは海外でも報道されるほど大規模なものだっ たが、企業のレベルでストライキ委員会がつく られ、労働者が職場を放棄するといった事態は、 この数年来、ソ連では日常茶飯事となっている。 ストに参加した労働者の数もソ連全体で、89 年は1日平均3万人、90年(上半期)は6万5、 000人に上るとか、89年は10万人で、90年は13 万人だとかといったぐあいにさまざまに伝えら れているが、いずれにしても自然発生的に職場 放棄がふえてきていることだけは確かである。 注目されるのは、ストが生産現場だけでなく、 最近では監獄や軍隊にまでひろがってきている ことである。モスクワからの報道によると、待 遇改善を要求して囚人がストに入っただけでな

放棄がふえてきていることだけは確かである。 注目されるのは、ストが生産現場だけでなく、 最近では監獄や軍隊にまでひろがってきている ことである。モスクワからの報道によると、待 遇改善を要求して囚人がストに入っただけでな く、看守までが職場を放棄したという。またタス 通信によると、この10月には、ハバロフスクに 司令部をおく極東軍管区所属の建設部隊が生活 条件の劣悪な山岳地帯への移動に抗議してハン ストに入ったと伝えられ、またソ連海軍の北方 艦隊や黒海艦隊内にもストライキ委員会が結成 され、待遇改善を要求して、スト突入を警告し ている。ソ連海軍にストライキ委員会が結成さ れたのは史上初めてである。

ゴルバチョフ大統領はこの春の炭鉱ストが終わった5月、大統領令で基幹産業のストを禁止するとともに、労働意欲を刺戟するため各企業にたいし、労働に応じた賃上げの自由を認めた。

大統領令は企業の操業停止で国民経済が死活的 状況に陥っているとのべ、電力、石炭、石油、 石油化学、ガス、金属、鉄道輸送の基幹産業で のストを全面的に禁止し、生産の妨害や企業内 での秩序違反には、刑事責任などの法的措置を とるとしている。こうしたスト禁止の大統領令 の当否は別として、ロシア共和国独立労働組合 連合では、民主的な手続きなど一切ふむことも なしにいきなり、スト禁止令を拒否すると言明、 10月下旬から減税などの要求で波状ストを実施 するという。これでは、エリツィン流の超法規的 行動の労働組合版というほかない。ソ連の労働 組合運動はすでに秩序を失い、混乱状態にある ということができよう。

経済情勢が悪化するなかで失業者も急速にふえている。その総数はすでに1千万に達しているともいわれているが、ゴルバチョフ政権の失業対策としては、ようやく7月1日に実施に移された新雇用法で、失業手当が最高39週間出るようになっただけ、あとは市場経済の導入による経済の建て直しと海外からの経済援助を待つしかないのだ。だが市場経済で失業者が減るどころか、逆に数千万にふくれ上がるものと推定されているのである。

問題は、このような情勢のもとで、労働者の 利益擁護のために活動すべき労働組合自身が活 動の指針を失い、労働組合運動全体が混迷を深 めていることである。こうした混迷からぬけ出 し、真の自主的民主的労働組合運動を確立でき るかどうかは、今後の大きな課題といえよう。

(理事・国際労働運動研究者)

過労死をめぐる国際世論の形成

---過労死弁護団の国際活動から----

川人 博

はじめに-

ソ連・東欧の次に倒れるのは、西欧?

先日、高校の在京者の同窓会があり、二次会 の席で、大手電機メーカーの技術開発の第一線 で働く友人たちが、長時間労働がいかに日本の 技術競争力を高めているかを語ってくれた。立 川と川崎を結ぶ南武線というJR線があるが、 この沿線に、日本電気や富士通などの大手電機 メーカーの工場ができてから、ラッシュアワー が夜の10時に移ったそうである。彼らによれ ば、かつては技術力を誇ったドイツも、いま や、コンピューター・半導体など重要先端産業 では日本にたちうちできないとのこと。「毎日夕 方5時になると帰社し、夏に5~6週間もバカ ンスをとっている国(ドイツ)が、連日夜10時ま で働き、夏も数日しか休まない国(日本)に勝 てるはずがない」との説明は実に説得力があっ た。そして、その場では、ソ連・東欧の次に経 済が破綻するのは、ドイツ・フランス・スウェー デンなど西・北ヨーロッパの時間短縮先進国で はないか、との予測まで出た。

経済評論家の佐高信氏は、EC幹部が住友商事 常務であった故鈴木朗夫氏に、「毎日夜おそくま で働く日本企業社員は軍人と同じであり、軍隊 (日本企業)と市民(EC企業)がたたかった ら、軍隊が勝つのは明らかだ」と批判したエピ ソードを紹介している。(佐高信著「会社は誰の ものか」など)。

日本の長時間労働は、諸外国からの批判の的となっている。しかし、だからと言って、日本がヨーロッパなどに近づく保証はなにもない。逆に、日本が経済的に他国を凌駕(りょうが)することによって、過労死を含め日本の長時間労働が海外に輸出される危険性の方が高いのではないだろうか。この意味で、過労死をめぐる闘争は、すぐれて、国際連帯の課題である。

過労死弁護団の国際活動

1988年6月以降、「過労死110番」がスタートしたことが契機となって、過労死問題が大きくクローズアップされ、内外のジャーナリズムによりくり返し報道されるようになった。

KAROSHIを本格的に紹介した最初の海外報道は、アメリカの有力紙シカゴ・トリビューン(1988年11月13日)であった。ここで、Death from overwork と訳された過労死は、その後1~2年間に、世界各国の新聞・TVなどに繰り返し登場することとなった。

しかし、私たちは、過労死がもつ国際的意義 に照らして考えるならば、ジャーナリズムによ りいわば受動的に紹介されるだけでは、決定的 に不十分であると考えた。そして、1989年後半 から、より主体的に過労死問題を世界に訴える 活動の検討に入った。

そして、1990年から91年にかけて、つぎのよ

うな弁護団の国際活動を実践してきた。

第一に、KAROSHI国際版の出版である。

なによりも、過労死に関する総合的な海外向 けの出版物が必要と考え、1990年春から研究 者・医師などの協力も得て執筆と翻訳作業に入 り、1990年12月、窓社から英語日本語対訳の本 を発刊するに至った。

私自身初めての国際出版の経験であったため、通常の出版の倍以上の労力を要したが、出版社の大いなるご協力のおかげで、出版に漕ぎ着けることができた。窓社では、1989年から季刊「窓」誌上で、日本的経営に関する国際論争を行っており、出版社側と私たちの問題意識が共通していたことが成功の要因であった。

当時調べて見ると、日本的経営を賛美する海外向けの本は沢山あっても、日本の労働現場を 批判的に紹介している本は、鎌田慧氏の「自動 車絶望工場」の英訳本くらいであった。その意 味でも、この出版は大きな意義を持つものであ った。

発刊後1年経過し、英語訳本のみの発行も行い、アメリカなどで直接販売も進んでいる。現在、ロシア語・ドイツ語・フランス語・中国語などの翻訳版を検討中である。

国際自由労連機関紙が過労死を紹介

第二に、海外労組などへの直接のアピール を、国際版の普及と結びつけながら行った。

私は、1991年1月、ヨーロッパにある国際労働組合組織や各国の労働組合、研究者を訪問してまわった。関係者のご協力のおかげで、国際自由労連(ICFTU)の担当者をはじめ、英国のTUC(ナショナル・センター)・MSF(製造科学金融労組)、ヨーロッパ労連(ETUC)・ドイツIGメタルの各役員、書記、研究者と会い、話しあうことができた。

国際自由労連本部では、過労死問題について、健康安全担当のレッグ・グリーン氏と話しあった。同氏は、私との会談を踏まえて、国際自由労連機関紙「Free Labour World」1991年1月31日号にて、「KAROSHI国際版」の書評を詳しく述べ、「過労死が世界の他の地域に拡がることを防ぎ、日本で改善されるために、欧米の労働組合は、日本の仲間とともにこの問題をくわしく検討すべきである」と指摘した。

その後、国際金属労連(IMF)も、機関紙で、 同じように紹介記事を掲載した。

この他、91年8月、ニューヨークで、アメリカの労組へのアピールも行った。もとより私たち弁護団だけでなく、多くの労働運動家・研究者の方々が、様々な国際会議の場で過労死問題を報告し、国際版の普及にもご協力下さっている。

「過労死110番」海外窓口の設置

第三に、1991年初頭から、ニューヨークとブリュッセルにも、「過労死110番」海外相談窓口を設置した。

担当の大塚正民氏、須網隆夫氏は、いずれも、 日本の弁護士資格を有しながら、現地の法律事 務所で仕事をしている弁護士である。

1988年「過労死110番」開設当初より、海外出張・海外赴任に関係した過労死相談はあったが、1990年11月に三井物産課長の過労死事件が報道されることによって、この種の相談が一層増えている。

毎年100万人以上の日本のビジネスマンが海外出張をしているが、休息をまともにとれず、 時差・気候差のなかで、健康を悪化させている。

すでに、海外で死亡した遺族からの相談がアメリカ窓口に入っている。また、現地の日本の新聞は、この海外窓口を大きく報道しており、窓口の存在自体が現地の日本人社会に影響を与

えている。

国連人権小委員会での訴え

第四に、国際機関が過労死をとりあげるように活動を続け、1991年8月29日、ジュネーブの 国連人権小委員会で取り上げられるに至った。

すなわち、同日、国連登録NGOのIED(International Educational Development = 本部ワシントンDC)の代表戸塚悦朗弁護士が、過労死を放置している日本政府は国際人権条約違反であると報告した。これに対して、その場にいた日本政府代表は、一切の答弁を行わないという、例を見ない対応をとった。

この国連での討議は、ロンドン留学中の戸塚 弁護士と過労死弁護団が1991年春から準備して きた活動の成果であった。

ニューヨーク・タイムズ意見広告

第五に、広告労協などと協力しあい、91年9月9日、ニューヨーク・タイムズに過労死に反対する意見広告を出した。

この広告は、かつて労基法改悪反対のたたかいにおいても行われ、大きな反響を呼んだ活動 形態である。すでに、9月9日以降、意見広告 を読んだアメリカの一般市民・研究者・人権団体 などから手紙が約30通届けられている。日本の 労働省に直接抗議の手紙も届けられている。

過労死弁護団としては、過労死をなくする国際世論の形成をめざして、日本企業・日本政府を包囲していく国際連帯の活動をめざして、今後とも一層活動を強化していくつもりである。

国際活動の発展ために

最後に、この間の活動の経験を踏まえて、若 干問題提起をしたい。

①日本の労働実態をどう伝えるか。

海外の人々に日本の長時間労働を伝えるのに、 労働省統計をそのまま使わないこと。日本の労 働省のいう年間平均労働時間約2100時間という 数字を示しても、欧米と比較して10~30%程度 長いだけであり、過労死を生み出す日本の過酷 な労働実態を説明したことにならない。(「経済 セミナー」91年8月号拙文など参照)。

「サービス残業」の実態、年間3000時間以上の 労働があちこちの職場で常態化している異常さ をリアルに語ることが必要である。

また、「日本的経営の長所を見るべき」との議論に対しては、「日本的経営の最も『優れた』点は、労働者が死ぬまで働くように仕向ける点」にあることを実証的に説明することが必要であると思う。

②国際労働組織との提携について

私はこの一年間、過労死問題について、国際自由労連の役員、及びその有力構成労組たるTUC (英国)・DGB (ドイツ)・AFL-CIO (米国)の役員諸氏と話し合ってきたが、いずれの人々も、世界の労働者の生活と権利のために真剣に活動している。

日本では、この国際自由労連を、「独占資本の 政治に追随するしかない『労資協調主義、反共 主義』」と評価する意見が労働運動活動家の中に あるが、首肯できない。

国際自由労連機関紙には、前記書評の他にも、中央・東ヨーロッパへ企業が進出するなかで、 職業病や労災、公害の防止にどのように取り組 むかなど極めて貴重な記事がある。

政治・経済の国際化が進行するなかで、労働 運動の国際的連帯の課題はますます重要になっ ている。日本の労働組合が、他国の労働組合、国 際労働組織との正しい連携をより形成していく ことを期待する。

(弁護士・過労死弁護団全国連絡会議事務局長)

公立学校共済組合の「証券不正事件」について

中ノ目新治

はじめに

日本証券協会は、7月末から9月下旬にかけて、野村証券など大手4社をはじめ、準大手・中小証券による損失補塡リストを公表した。これらを総合すると、87年10月から91年3月までの期間、公表されただけでも787件、2164億円にものぼることが明らかになっている。補塡リストには、日立、松下、トヨタなどの大企業が網羅されており、リクルート事件にひきつづくこれら一連の「証券不正事件」は、個人投資家をはじめ、国民犠牲のもとに、政府、財界、証券会社、大銀行が一体となった事件であることが、明白になっている。

公立学校共済組合は、公立学校に勤務する全 教職員が加入し、組合員は年金や健康保険の給 付を受けるため、毎月掛金を積立てている。こ の積立金は5兆5千億にも及ぶが、年金や健保 への給付、組合員への貸付、病院やホテルの経営 資金とともに、債券や特定金銭信託などにも運 用されてきた。

1.「不正事件」への関与が全面的で悪質

教職員の大切な資金を預る公的団体である公立学校共済組合本部(学校共済本部)が、今回の「証券不正事件」に深く関与していたことは、極めて重大である。関与の実態は、次のようなことである。

第1は、学校共済本部が証券会社からうけた 損失補塡は日興が51億円、三洋12億円、国際が 6億円など総額で74億8千万円にのぼり、公的 団体としては最高額である。

第2は、学校共済本部が89年秋に複数の証券会社に対し、損失補塡の強要とも受取れる公式文書を出している。その内容は「営業特金の運用は7%を下回っており、通算利回りが7%を下回る場合は、契約の解約もありうる」というものである。

第3は、大蔵省の営業特金正常化通達を受け、日興証券と学校共済本部が「損失補塡を行わない」との確認書を交し、大蔵省に提出した後に確認書を破って補塡したことである。確認書を締結したのは90年6月15日、日興証券は同年7月から9月にかけ14億8千万円の補塡を行っている。

第4は、学校共済本部が、実際には損失が発生していないのに利益の上乗せを受けている。 88年9月から90年3月まで、野村証券など大手 4社が損失補塡したうち、学校共済本部がこの 間9億余円の利益があったのに、37億余円もの 補塡を受けている。

2. 政府・文部省がバブル経済を督励

(1) 公立学校共済組合の財政悪化の要因は、政府・財界による軍拡臨調「行革」攻撃のもとで、 年金・医療制度の度重なる改悪にともなう国庫 負担の削減によるものである。学校共済本部がこれらの政府の施策を容認し、証券会社の裁量に任せる不健全で危険な営業特金などに多額の資金を運用してきたことは、組合員の要求とは相容れないものである。資金運用について地方公務員共済法第25条は、「安全かつ効率的な方法により、かつ組合員の福祉の増進、……中略……運用しなければならない」としており、その基本方針からも逸脱するものである。

- (2) 学校共済本部が発行している公済時報の90年6月号は「長期経理の資金運用について」という総務部経理課の記事を載せている。その冒頭で「長期経理(年金)の運用に当っては、当然のことながら商品先物取引のような収益性は高いがハイリスクを伴う投資は認められず、安全性が強く求められている」と指摘している。しかしその一方で「特定金銭信託による運用は、文部大臣の承認を受けており、運用対象として株式、転換社債等、ハイリターンが期待できる」と述べ「運営審議会においても資金の効率的運用への関心は深い」として、安全性を軽視し、特定金銭信託への運用を正当化する結論となっている。
- (3) 全教との交渉のなかで、学校共済本部は営業特金(資金の運用を証券会社と相談して任せる仕組)への運用を認めた。営業特金については、国債の利率が低下するなど、年金財政が厳しいとして文部省は86年8月に、その残高が総資産の10%以下であればよいとの承認を与えており、学校共済本部はその条件を守っていると当然のことのように回答している。しかし「どの証券について補填したかは、証券会社から言って来なければわからない」など無責任な態度をとっている。

7%の運用利回りを強要した公式文書については、8月始めの時点では「7%は共済本部が

決定したもので、証券会社が約束したものでは ない」と回答した。これは、現行法制では証券 会社に対しては禁止法制が該当するものの、顧 客(学校共済本部)の側には該当しないことを 承知の上で、証券会社を弁護しようとしたもの である。しかしその後、日興証券との間で、補塡 をしないとする確認書を交わしたあと補塡を受 けていたことが発覚し、両者の合意のもとに行 われていたことが明らかになっている。また、 補塡をしないとする確認書手交後の補塡は、証 券会社が法律違反に当る「損失保証」の疑いが 極めて濃厚である。この点について文部省の井 上総務審議官は、衆議院証券・金融特別委員会 で事実関係を認め陳謝するとともに、大蔵省の 松野証券局長も、「確認書を取った後まで補塡が 行われていたことは、大きな問題として受けと めている。我々としても厳正に対処したい」と 答弁せざるをえなかった。

学校共済本部が、損失がないのに37億円もの 補塡を受けていた問題についても国会で追及を うけ、松野証券局長は「事前に利回りを約束す る損失保証ではないか調査している」と答弁し ている。橋本蔵相も、「ほとんど顧客からの要望 があった」として学校共済本部など公的機関を 含め、顧客から運用を改善するよう求められた 結果生じたとの判断を示した。

3. 文部省は、民主的運営の確立と、 「不正事件」の責任を明確に

(1) また、今回の事件の背景には、「学校共済本部の運営が民主的に行われてこなかったのではないか」という重大な疑惑が生まれている。とりわけ多くの教職員が結集している全教や日高教の代表が公立学校共済本部の運営審議会委員や理事のポストから不当に排除されていることは、極めて不正常な事態である。資金運用に責

任のある運営審議会では、資金運用の一部として営業特金にあてることを文部省は承認していたのに、運営審議会では全く検討されなかったこと、この損失補塡問題が発覚して2ヵ月を経過しても運営審議会が開かれていないなど、無責任極まりない情況であり、学校共済本部の運営の民主化と運営審議委員及び理事の公正な選任を行うことは、急務となっている。

(2) 全教は、今回の事件の監督官庁である文部 省と二度交渉している。そのなかで、「文部省 が、不健全な営業特金に資金を充てることを督 励し、会計監査も行っており、責任は免れな い。文部省の責任で選出されている運営審議会 委員の会議でも営業特金などの検討がなされて いない」などを指摘し、事件の徹底究明と、運 営審議委員の民主的選任を要求した。また、学 校共済本部が証券会社から損失がないのに補塡 を受けていたことや、損失補塡をしないとする 確認書を大蔵省に提出後も補塡を受けたことに ついては「新たに公表されたことについては驚 いている。共済本部に正確に調査するよう指導 している」として文部省の監督責任に全く触れ ようとしない態度に対し、交渉参加者から「文 部省自らが調査することを考えていないのか」 と批判の声が相次いだ。責任問題について「国 会では"遺憾である"と述べているだけで陳謝 してはいない」と開き直っている。運営審議会 委員の任命についても「問題はない」と述べて 無責任な態度に終始した。

4. 証券不正事件の背景

(1) 一連の証券・金融スキャンダルは、政府・自 民党、大蔵省、財界、証券会社、大銀行が一体 となってバブル経済を演出し、政治家や暴力団 も介在して、国民を踏みつけにして異常なボロ 儲けをしてきたことを示している。この背景に は、アメリカの双子の赤字増大への対応として、ドル高を是正するため85年プラザ合意(五カ国蔵相会議)にもとづいて、各国が協力して公定歩合を大幅に引き下げた。史上空前の超低金利政策のなかで大企業が競って株と投機に走り、地価・株価の高騰で大企業、大手証券、大銀行が莫大な利益をあげてきて、その結果国民は、金利が最低の基準であった二年半の目減りだけでも約30兆円の損害をうけたという。こういう仕組をつくり出したのが政府・自民党である。政府は超低金利政策とともに、株、土地投機を野放しにし、大蔵省は80年に営業特金を認め、大企業が株投機に走る仕組をつくった。

共済組合に対する損失補塡について朝日新聞 (8月1日付)は「安全をモットーとする共済 組合が財テクに雪崩をうって走ったのは、監督 官庁の指導が引き金」と報じている。このことは、政府・大蔵省・文部省主導で行われていたことを示している。

(2) 先の121臨時国会の開会中も、証券・金融スキャンダルの驚くべき実態が次々と明らかになり、国民の不信、批判が高まった。こうしたなかで政府・自民党は、「証券金融問題特別委員会」を設置し、証券喚問、参考人質疑などをおこなったものの、全容を覆い隠して幕引きをはかり、短期間の審議で終了させた。しかし不十分ながらも、証券取引法に損失補塡などに対する罰則などをもり込んだ改正案を成立させている。文部省、公立学校共済組合本部は、11月15日になって広報を出し、はじめて事件の経過を説明しているが、単なる報告にとどまっている。

全教は、これら一連の証券・金融スキャンダルとともにその一環としての文部省・学校共済本部の証券不正事件の責任追及と真相究明のため、ひきつづき奮闘する決意である。

(全教〈団体会員〉・中央執行副委員長)

男女雇用機会均等法をめぐる最近の動き

坂本 福子

はじめに

女性労働者は、近年一貫して増加し続け、 1991年には1,834万人となり、雇用者総数の37. 9%を占めるに至った。

しかし、このように増加し続ける女性労働者 達の職場の状況は、格差が厳然と存在している。 例えば、政府統計資料によっても、雇用の入口 である募集については、技術系では4年制大学 新卒で50.0%、高校新卒で49.9%と、約半数の 企業が「男子のみ」募集を行ない、事務・営業 系でも4年制大学新卒で26.3%の企業が男性の みを募集している(労働省、「平成元年度女子雇 用管理基本調査」)。また、管理職についてみて も、女性の占める割合は、係長相当職で5.0%、 課長相当職で2.1%、部長相当職で1.2%である (前記労働省資料)。その結果は、当然賃金格差 にあらわれる。即ち、パートタイマーを除いた 男女の平均賃金の所定内給与の比率は男性100 に対し、60.2%であるが(企業規模10人以上)、 パートタイマーを含めた場合(事業所規模30人 以上)の現金給与総額は1975年の55.8%から 1991年には49.6%と拡大している。

男女平等を規定したとされる均等法が施行され、91年で5年を経る。施行後、5年を経た今日、未だ以上のような男女差別が残る現状について、均等法の見直しが論議されてきている。均等法附則20条では、「施行状況を勘案し、必要

があると認めるときは、…必要な措置を講ずるものとする」と規定している。もともと、均等法は成立当初より、不備な法律として、多くの女性団体や、組合、民主団体等から批判を浴びるものであった。5年間の実態にてらして、当然見直しの論議がされてしかるべきである。しかし、注意しなければならないのは、この見直し論議の中心は、企業及び政府側における「平等」を口実に、労基法の女性に対する保護規定の改定が大きく話題になっていることである。政府・資本の狙いは、この労基法の「改正」にあるといってよいであろう。即ち、労働力人口の不足の中で、いかに女性を使用し、資本の効率を高めていくかという意図である。

政府・資本側の動き

91年1月に発表された日経連の「労働問題研究委員会報告」においては、「労働力不足対策として」「女性」「高齢者」の「一層の活用」が掲げられ、「女性が仕事と子育てを両立させるための条件」として、『フレックスタイム制の導入』『育児休業制度の導入』等をのべる一方、「女性についての原則深夜業禁止などは、意欲のある女性の活躍の場を奪うものであり、すみやかに是正すべきである」として、現在、労基法に規定されている女性に対する原則深夜業禁止の「改正」と合わせて労基法上の女性に対する保護規定の見直しを打ち出した。この深夜業について

は、国際的には、90年6月、ILOで、夜業に関する条約・勧告・議定書が採択され、男女に対する夜業規制が打ち出されたが、従前のILO89号条約の女性に対する夜業についての原則禁止を緩和するものとなった。このような中で、深夜業をはじめ、女性に対する労基法上の「保護規定の見直し」が政府サイドから提起されるに至っている。

91年5月、通商産業省から発表された「産業 労働問題懇談会報告一女性、高齢者の多様化す るライフスタイルに応えて一」では、「深夜業規 制は、女子の保護という観点から導入されたも のであるが、男女平等という観点からはむしろ 女性の活躍の場を狭めるという指摘が行なわれ ている。例えば、制御技術の進歩により計装化 が進み、…」と技術の進歩の面を掲げながら、「女 性は深夜業規制があるため交替制をとる場合に は採用できない。」また、「総合職等が増えている 中で、就労時間に制限があることが、女性の総 合的な能力発揮の障害になっている」と述べて いる。

91年6月、総務庁より発表された「婦人就業対策等に関する行政監察結果に基づく勧告」でも、「各種の実態調査結果等によると、配置・昇進の取扱いを始め、男子のみの募集、男女別定年制の実施等なお男女雇用機会均等法の趣旨の徹底が不十分な実態があり、実質的に男女の均等な機会の確保に向けて、各種施策を効果的に推進するとともに…」として、職場における男女平等が確立していないことを指摘する一方、労基法上の女性に対する規定について、「労働時間等男子を含む全体の労働環境の動向を踏まえつつ、検討される必要があるが、このうち、妊娠及び出産に係る母性保護規定を除いた時間外労働、深夜業に関する女子保護規定については、男女の均等な処遇等を一層推進するという観点

から、更に緩和すべきであるとの意見が事業者 団体等を中心としてあり、…」「従って、労働省 は、雇用における男女の均等な機会および待遇 を実質的に確保する観点から、労働基準法の女 子保護規定のうち、女子の時間外労働、深夜業 等の規制の基本的な在り方について検討を進め る必要がある」として、労基法上の女性に関す る規定のうち、時間外労働・深夜業等の規制の 廃止を打ち出している。

また、91年7月30日発行となった「労働白書」 は、「女子労働者・若年労働者の現状と課題」を 副題とし、職場での男女の平等については、「募 集・採用・配置・昇進等の面で男女の機会均等 を一層推進すること…」と指摘すると共に、労 基法上の女子保護規定については、「49年(1974 年)に報告された婦人少年問題審議会建議にお いては、…母性保護以外の規定については本来 廃止すべきである」としている。「また、…女子 差別撤廃条約においても、母性を保護するため に必要な措置以外の女子保護措置についてはこ れを改め、究極的には男女同一の扱いにするこ とを求めている。母性保護を除く女子保護規定 の存在は、女子の職業選択や能力発揮の幅を狭 める場合もあり、雇用の分野における男女の機 会均等及び待遇を確保する観点からも、労働時 間等の労働環境の改善、男女の家庭責任の在り 方の見直し、女子の就業と家庭生活との両立の ための条件の整備等を踏まえつつ、将来的には 廃止に向けて検討する必要があろう」と述べ、 同じく、女性に対する深夜業規制や、労働時間 制限の見直しの方向をうち出した。しかし差別 撤廃条約では、「母性保護を目的とする特別措置 …を締約国がとることは差別とみなしてはなら ない」(第4条2項)、「保護立法は、科学的・技 術的知識に照らして定期的に検討するものとし、 必要に応じて修正し、廃止し又はその適用を拡

大する」(第1条3項) とあり、社会状態にてら して平等に達する迄の女性の保護規定の必要性 を規定しているのである。

こうした中で、労働省は、「来年4・5月頃には、…雇用機会均等法への企業の対応を取り上げて、幅広く実態を調査し、同法の見直しの検討材料とする」、またこの調査とは別に、「均等法の問題点とその対応策を研究するため、学識経験者らによる検討会議が年内に発足される予定」と報じている(1991年8月11日付、読売新聞朝刊)。

働く者の立場から~法律家団体の動き~

一方、職場での平等の確立を目指して、真の平等が確立するための実効性ある均等法改正への要求も強い。1991年3月には、日本弁護士連合会から、「男女雇用機会均等法等施行後の見直しに関する意見書」が発表され、また、同じ時期、自由法曹団からも、「均等法等見直しに関する意見書」が発表された。

これらの意見は、各々若干ニュアンスは異なるが、現在の均等法が、募集・採用、配置、昇進の平等取扱いについて、事業主の努力義務規定であることを改め、強行規定にすること、より実効性をあらしむるために、間接差別の禁止や積極的差別是正措置をとり入れることを提起し、又、日弁連の意見書は、現在、大きく問題になってきているセクシャル・ハラスメントについての規定も提言している。

更に差別の解消が進まないのは救済措置について強制力のないことによることを指摘し、強制力ある救済機関の設置を提起している。

労基法の改正については、直接妊娠・出産に かかわる規定(例えば産前・産後休暇の日数の 拡大や、休暇中の全額補償等)について、より 一層の強化を提起すると共に、問題となってい る女性のみに対する労働時間の規制や、深夜業規制については現在の長時間労働等の実態に照らして男女に同じく規制を設けることを提言している。両意見書共、人間の生活が一日を基本として営まれることを基調にすえ、所定内労働時間については、1日7時間、週35時間、残業時間は1日2時間、1週6時間、年間120時間、割増賃金については、現行の25%から50%へ、週休2日制を提言している。

深夜業については、人間の健康を害し、社会生活上も弊害が大きいことを指摘した上、男女共に、公益上・公共上必要な場合を除き原則禁止とし、深夜業を認める場合については100%の保障を提言する。

均等法は、平等を規定した「日本国憲法の理念にのっとり」成立した法律であり、職場での平等を促進するために、実効性のあるものでなければならない。しかし最初に指摘したように、現存する差別の是正のためには現行均等法は余りにも不備といえよう。

政府・資本もさすがにこの点についてはテコ 入れせざるをえない状況にきている。が、同時 に男女「平等」を口実に、人間の健康や人間と して営むべき家庭生活を破壊させ、そして男女 差別のみならず、女性間差別を拡大し、企業効 率をあげるための労基法改悪の動きを見逃して はならない。

(弁護士)

プロジェクト研究部会報告

「日本の団体交渉制度一その実態と改革方向」プロジェクト

わが国の団体交渉をめぐる問題点を明らかに し、改革の方向を見出すことが、われわれのプロジェクトに課されている基本的な課題である。 言い換えれば、企業別交渉が重きをなしている わが国の団体交渉の実態を解明し、そこでの交渉方式や交渉内容にはらまれている問題点を整理し、改革の方向をできるだけ具体的に提言することが求められているわけである。以下では、これまでの研究会の活動経過ならびに今後の計画内容の一端を紹介することにしたい。

研究会の発足とこれまでの経過

研究会のメンバーは現在7名で、全員が大学ないし大学付属の研究機関に属していたり、何らかの関わりをもっている。メンバーの専攻分野は、6名が社会政策・労働問題で、1名が経済原論である。研究会は91年3月に発足し、その後、8月と9月を除き、ほぼ毎月1回の頻度で開催されている。そのなかで、プロジェクトの課題を達成するためには独自のインテンシブな調査を実施しなければならないことが明らかとなり、これまで調査票の作成および調査実施のための段取りにかなりの時間を割いてきている。

実態調査について

調査票はA、B、Cの3種類からなり、合わせ

高橋 祐吉・村 木 正

てB 5 版33ページにおよぶ膨大なものとなった。 調査票Aは、組合の組織の概要(組合の財政問題を含む)を明らかにする項目からなっており、 調査票Bは、組合の団体交渉機能の現状を知る ために、交渉相手、交渉方式および交渉にあたっての組合の「力」を意味する闘争体制や指導 体制などを明らかにする項目からなっている。 また調査票Cは、交渉をささえる組合の組織強 化対策の現状を知るために、雇用・合理化対策 や産業政策、さらには組合の日常活動や連帯・ 共済活動などを明らかにする項目からなっている。

今回は全労連に加盟している単産のみを調査対象とすることにしたが、もしも可能ならば将来は加盟単組や友好単産にも広げてみたいと考えている。現在、各単産のしかるべき責任者に調査票への記入を依頼したところであり、11月中には回収する予定である。なおこの調査は、その結果をまとめて報告書とするために実施するものではない。あくまでもプロジェクトチームの研究活動のための重要な基礎資料として位置付けており、内部資料としてわれわれが活用するためのものである。

プロジェクトにおける研究の視点

では、なぜこのような調査があらためて必要

となるのだろうか。この点はプロジェクトチームにおける研究の基本的な視点に関わることなので、ここでそれを明らかにしておこう。

もともと団体交渉は、一方では労資(使)の 主張がぶつかりあうといった意味で、労資(使) 関係の凝縮された「場」であるとともに、他方 では交渉にのぞむ組合側の諸問題、たとえば組 織機構や日常的な運営・活動・方針、さらには 政策形成のあり方など、総じて組合のすべてが 問われる「場」でもある。すなわち、団体交渉 においては事実上、経営者側のあり方とともに 組合側のあり方が問われているといってよい。

こうした労資(使)関係と労働組合のあり方という二つの側面に着目しつつ、わが国の団体交渉の現状を把握し、改革の方向を明らかにするためには、現にある制度や実態としての団体交渉を前提として問題点を検討するだけではすまないであろう。そこからなにがしかの改革プランを提示できたとしても、それはきわめて内容の乏しいものにならざるをえない。

それゆえ、われわれとしては、できるだけ視野を広げ、既存の団体交渉のあり方そのものの再検討をも研究の課題に含めたいと考えている。たとえば民間労組の場合、企業別交渉のあり方だけでなく、産業別交渉の展望をどのように描くことができるのか、また官公労の場合、労働基本権の完全回復を展望しつつ、団体交渉のあり方とその「場」をどのように描くことができるのか、といった問題なども研究の課題に含めている。

このように、研究の課題をできるだけ広い視野で大胆に設定した場合には、どうしても労資 (使) 関係と労働組合の総体を把握しなければならない。調査票の内容が包括的で膨大なものになったのはそうした理由による。

当面の計画

現在、記入を依頼している調査票を回収ししだい、研究会の各メンバーが、担当している単産の記入責任者から、ヒアリングをおこなう予定である。そして、各単産における問題点の所在を明らかにし、その共通性と特殊性を整理しながら、研究会として共通の現状認識に立ちたいと考えている。また調査とは別に、団体交渉についての文献研究もあわせておこない、理論的にも問題を深めていくつもりである。そのうえで、わが国の団体交渉についての改革の方向と展望を提示したい。それを各単産や全労連本部と共同で検討し、そこでの議論をふまえながら、93年度春までには、なんらかのかたちで成果をとりまとめるつもりである。

(高橋祐吉・会員・専修大学教授) (村木正・会員・労働問題研究家)



討論のひろば

猪瀬房子氏

「新『育児休業法』と日本の労働者」を読んで 山田 郁子

本誌No. 3 (1991年夏季号) 猪瀬房子氏の論文 について、全体の感想はあるのですが紙面制約 のため、2点について意見を書きます。

① 19ページ左欄で、育児休業法制化要求の4 原則である本人選択制、有給制、原職復帰、代替要員確保を、日本の労働運動の中から生みだされたものとされているのはその通りなのですが、「この『4原則』化の提唱は、日本の労働者のおかれている実態から共通の声となり所属する労働組合やナショナルセンターの違いをこえた立法化運動の大きな力となった」と述べられている点は、実際にそうだったといえるのでしょうか。

ナショナルセンターの中では全労連のみが4 原則要求を堅持していましたが、他のナショナ ルセンターは「連合」はもとより解体前の総評 も、「代替要員」は意図的に欠落させています。 いわゆる4党法案は、「全労働者からの費用徴 収」と、この「代替を要求しない」のために、 全労働者の要求にはならなかったのです。

社会党糸久八重子議員は代替要員を要求しない理由を、「一般の民間事業については、その事業は(中略)任意に行われる私的営利事業であるから、労働者が育児休業をしたことによりその事業に係る業務の一部が停滞するのを避けるために『代替』者を配置しようと、あるいは『代替』者を配置せず業務が停滞するままにしてお

こうと、それは事業主の自由であり、その裁量に全く委ねられている」(同氏著「育児休業法」P201. 労働教育センター刊)と述べていますが、4原則要求の1つである代替要員の問題は、現代日本の労働運動の中で、「ナショナルセンターの違い」によって決定的に考えかたが異なった問題なのでした。

② 21ページ右欄では、「有給制の実現」に関連して、7年前の国会での田中美智子元議員の主張(雇用保険会計からの助成等)を紹介されており、それは国会発言の事実紹介ですからそれでよいのですが、政府がやる気になれば「国からの助成は可能である」ことを猪瀬氏が強調するあまりに、「ましてや、育児休業取得によって零歳保育の措置負担は減少するのだから」と書いておられることには納得がいきません。

政府の思惑はどうあれ、労働者の要求としての育児休業は、「零歳保育の措置負担を削って育児休業を」でもなければ、「産休あけ保育よりも育児休業を」でもなく、安心して子育てができるように、「零歳保育も育児休業も」もっともっと充実させ、予算規模を拡大すべきだというたたかいです。

もちろん猪瀬氏も最後の項のタイトルで「乳 児保育の拡充」を言われていますが、文章では 「育児休業あけ保育」となっています。産休あ けも育休あけも含めて「零歳(乳児)保育の拡 充」運動を展開すればいいはずなのに、なぜ「育 児休業あけ保育」といわれるのかも疑問です。

(会員・関西勤労者教育協会講師)



鈴木直次 著

『アメリカ社会のなかの日系企業 ――自動車産業の現地経営――』

相沢 与一

日本的多国籍企業の対米進出と日本的経営の国際移転問題

わが国の対外直接投資は、1980年代に増勢を増し、なかでも1985年のG5ののち急増し、80年代には西独を抜いて米国、英国に次いで第3位に躍進し、わが国大企業の多国籍企業化がすすんだ。しかも、海外直接投資残高(ドル建て)は、87年末と比較して88年末に、伸び率が米国の6.1%、英国の8.6%に対しわが国が43.9%も伸び、全世界(推計)に占める比率も、8.1%から10.7%に増大した。なお88年末のその比率は、米国が31.7%、英国が17.8%、西独が9.4%であった。そして、とくにこの間に対米直接投資が飛躍し、英国に次いで第2位となり、米国は89年末に直接投資でも純債務国に転落した。

わが国の製造業の対外直接投資累計を1971年 度末と89年度末についてみた資料によると、71 年末には、アジアが461(100万ドル)で全地域計 の36.8%も占め、北米が269で21.5%、欧州が58 で4.6%であったのに、89年末には、アジアが 15591と33.8倍も増大しながら、全地域計に対す る比率は23.6%に低下し、北米は33529と124.6 倍も増えて、その比率が50.7%にもなり、欧州 は7949で12.0%に増加した。(以上、安保哲夫他 著『アメリカに生きる日本的生産システム』東洋 経済新報社、1991年、3~4頁の表1-1、1-2から計算)。だから、近年の日本的多国籍企業 の躍進の主舞台は、米国への進出だったのであ る。 それに対応して、安保哲夫氏らの日本多国籍 企業研究グループが、日米共同の実地調査プロ ジェクトを推進し、あい次いでその成果を発表 されている。その「調査研究の焦点は、日本製 造企業の競争力上の比較優位を支える日本的経 営・生産システムの国際的移転可能性にあり、 このシステムの強みである人間がらみの諸側面 が日本社会の歴史的文化的特性と強く結びつい ているとすれば、制度、慣習など社会的環境の 対極的なアメリカへの移転はかなり困難を伴う のではないか、という点にあった」(前掲同書、 1ページ)。鈴木直次氏の本書も、この研究潮流 の中にある。

2. 本書の概要

本書の章別構成は、次のとおりである。 はじめに

第1章 日本車のアメリカへの進出と自動車 摩擦

第2章 対米事業の各社別の展開

第3章 現地経営の諸側面

第4章 アメリカの経済・社会

「はしがき」によれば、「本書の主題は、わが国の自動車産業のアメリカへの進出を素材に、日米関係の新たな焦点となりつつある直接投資、とくに製造業の対米投資について、その特徴や課題、日米関係への影響などを考えることにある」(7ページ)。「現地生産の開始によって、わが国の製造業は新たなさまざまな経営課題に直面することになった。なかでも本書で注目する

のは、日本企業がアメリカの工場で、どこまで 日本に匹敵する品質とコストの製品を作り、現 地企業と競争できるか、言いかえれば、日本企 業の強みを支えた原理が、経済的、社会的ひい ては文化的に異なる環境のなかでどこまで有効 か、という点にある。これらは、『日本的経営の 国際的移転可能性』として、近年、大きな注目 を集めている問題でもあった」(7ページ)。

本書の構成を簡単に述べれば、著者自身はこう紹介している。「まず第1章では、現地生産の前提となった事情を論じる」。当初の完成車輸出中心、その背景をなす日米の競争力格差と、その後の現地生産の急増を促した自動車をめぐる貿易摩擦などについてである。

「第2章では、アメリカへと進出した7社につ いて、各社別に進出決定から現在までの現地生 産の過程を追う。各社間に共通する現地生産な いし対米事業の方向を確認すると同時に、それ ぞれの会社の対米戦略における個性をもあわせ 論じよう。第3章では、主として、関係者から のインタビューで得た情報をもとに、現地経営 のさまざまな側面を考慮する。操業を開始する までの立地選定、現地工場で用いられる生産技 術と作業慣行、それを支える人事や部品調達の 慣行などがテーマである。最後に、第4章では、 進出企業と直接ふれあう地域社会やアメリカの 自動車業界は現地生産によって、いかなる影響 を受け、また、それにどのように反応したの か、日系企業とアメリカの経済・社会との接触 について考えたい」(8ページ)、というのであ 3.

要するに、主に経営側からの聴き取りを素材 として、日本自動車経営の米国進出の経営的諸 条件、適応と摩擦の実態を検討し、日本的経営 の対米移転の成否を明らかにしようとし、そし て若干の摩擦にもかかわらず大むね成功してい るとみている。

本書の主題が日本的経営の海外移転可能性であることに応じて、本研究の中心も、第3章「現地経営の諸側面」にあり、作業慣行、人事慣行、情報の共有化と平等慣行、部品調達、現地経営の成果と展望などの節を設定し、もっとも稠密な情報の蒐集と整理を行ない、現状認識に貢献している。

3. 研究方法の反省

――本研究の意義と限界によせて

本研究は、「日本的経営の国際的移転可能性」の研究としては、現地経営での聴き取りを行ない、それを生かし、かなりの実証性をそなえ、自動車産業という基幹産業の日本的多国籍企業の展開形態をあるていど整理して紹介しているという点で、有意義なものであろう。ただし、そのかぎりでも、著者自身も記しているように、調査そのものの精密さに問題を残すとともに、何よりも聴き取りがほとんど経営側に偏った点が、事情が分からなくもないが、やはり重大な難点となっている。

現代世界の、そして日米資本主義の中心問題のひとつをなす多国籍企業問題の現状分析に役立つものである。この種の研究のそれなりの意義を認めつつも、多国籍企業と経済民主主義や多国籍企業と労働運動の関連把握の視点、あるいは国際労資関係論的な観点からみると、いろ大きな注文も出したくなる。おそらく経営論的バイアスをもち、経営側を偏重する著者たちにとっては、ないものねだりだったり、あるいは逆のバイアスに偏よると解されるかもしれないが、われわれ自身の社会科学的方法を発展させるためのよすがとしてのべてみたい。

第一に、そもそも現代における多国籍企業の 展開を、経営論的に偏らせると、それが単なる 国際的な分業と生産力の発展ではなく、すぐれ

て現代的独占資本主義の国際的な展開形態であ るという独自性が見失われ、したがってまた国 際化する独占資本的経営の寄生性を明らかにす る視点が失われることである。もちろん、国際 的独占体の生産と市場での相互の競争と浸透は、 一面では、日本的生産システムの生産力優位の 拡延と国際化などという生産力の拡大・発展の 過程ではある。しかし、それは同時に、原理的 には独占資本の搾取・収奪のグローバルな拡 大・深化であるとともに、本国の労働者・住民 ばかりでなく、ますます広くグローバルに、他 国民・他民族を日本企業のアジア進出において は極度に低劣な賃金・労働条件と非民主主義に 寄生して、あるいは欧米への進出においては、 「過労死」を続発させるほど強力な日本的経営 との競争に圧迫されての雇用不安と失業の増大 によって労働者・労働組合に既得権利を放棄さ せて生産性と搾取率を高めるものなのである。

さらにまず何よりも、肝心の日本的経営の本 国における寄生性が見失われている。なるほど その日本的生産方式には、私見によれば、かつ て『資本論』第一巻中での大工業論が「労働の 社会化」として、結合労働の発達における労働 の流動化、その全面発達の可能性などと指示さ れていたものを、労働の極限的、人権破壊的な 寄生的搾取システム、「多能工」化など「柔軟な 職務構造」に転用しているが、それはあくまで も「憲法なき」職場でのものとしてである。一 部の「マルクス主義者」さえ、前者の側面のみを みて日本的経営を最先進的で進歩的なものでさ えあるかのごとく錯覚している。日本的経営に おける小集団活動も、囲われた疑似民主主義・ 「自主性」によって民主主義と自主的労働組合運 動を代替し去勢し破壊する働きをしている。日 本的経営はまた、広大な下請・系列化を固有の システムとし、いわばその種の「生産の社会化」 を展開し、それを重層的格差構造に寄生しての「系列」的収奪・支配システムとして用いているのである。したがって他面では、民主的に規制して民主化し、反民主的外被を除去できれば、少なからず進歩的な生産および労働の社会化に転化できる諸要素をも潜在させているものである。

第三に、以上の重大な系論として、基本要素
たる賃労働と労働運動の主体性を軽視し、研究
をなおざりにする傾向である。該博な戸塚秀夫
氏はこういわれている。「日本の北米への直接投
資が急増するにともなって、日本からも少なか
らぬ研究者が現地の日系工場を訪ね、既に若干
の仕事も公刊されているのであるが、そのほと
んどすべては、工場管理者たちから提供された
情報、資料をもとに書かれたもので、そこで管
理され働いている人々、そこで運動している
人々との接触はいたって貧弱、あるいは全く欠
けている、といっても過言ではない。」(「米国自動車産業における『日本的経営』」『賃金と社会
保障』1991年3月下旬号、17ページ)

もっとも、本書は、労働運動への言及も忘れてはいないし、その点でも有意義なものであるが、やはり調査も分析も手薄であろう。貿易および投資摩擦だけでなく、文化的および社会的、とりわけ労資間の摩擦の内在的、実証的研究も必要とされる。また、日本的経営の進出と民主主義および労働者・住民福祉の発達との関係、日本的経営の寄生性に対する日米労働運動の共同闘争と共同規制の方途とその可能性などの研究も緊要なのである。

(東洋経済新報社. 1991年刊) (理事・福島大学教授)



労働運動総合研究所編・加藤佑治監修 『フレキシビリティー・今日の派遣労働者』

本書は、そのはしがきに述べられているとおり1990年春に、発足まもない全労連が労働総研に委託した労働者派遣法の見直しにあたって、3年間の法施行による実態と問題点の解明を契機として多くの研究者による全労連への報告書と、その後の学会(社会政策学会)へのレポートとしての調査・研究の成果によって完成されたものである。

"労・学"というか、運動と研究"というか、戦後史のなかでの40年の空白を乗り越える階級的ナショナルセンター発足による国政に反映すべき課題に対する"協力・共同"の所産であることはまぎれもない。全労連はこの報告をもとに政府に対する要求をとりまとめた。その内容は本書の第6章で7点にわたってあげている緊急の是正点と一致している。

ところで、フレキシビリティー・柔軟性の対語は硬直性であるが、本書でみる通りに財界や政府の雇用・労働政策においては "勝手気ままな搾取と収奪"の放任であり、その仕組みや政策形成は第1章「派遣労働の今日的意味」で、そして日本的特徴は第5章「欧米の経験とわが国の特徴」によって解明される。法制定や3年後の見直しにあたって政府が財界の意向に合せるために国内の実態も、外国の事例もネジまげ、欺瞞してきたかを実証する。本書の労作である理由は第2章「コンピュータ情報処理産業における派遣労働問題」、第3章「都市銀行における

派遣パート労働者」、第4章「外国人建設労働者 と派遣労働」におけるリアルな実態調査とそこ での問題点の簡潔な指摘である。

就労先企業の派遣労働者の就労が60~70%もの中間マージンで消えること、銀行の窓口の大半が派遣労働者でありその労働条件がいかに劣悪であるかが、現場の調査やアンケートによって報告されている。

現実に拡大している派遣労働が日本の労働者 全体にどのような意味と影響をもたらすかを解 明するのが本書の最大の眼目である。

中間搾取の禁止、営利目的の労働者供給事業の禁止という労基法、職安法の根本規定をフレキシビル化した今日の財界と自民党政府の無制限な搾取と人間としての権利も尊厳もじゅうりんする雇用・労働政策への労働者・労働組合のたたかいが呼びかけられているのである。

"すべての労働者を視野にいれた"運動構築に おける"底辺"をつかむうえで最新の実態と問題 点のわかる時官を得た好著である。

> (新日本出版社・1,900円) (草島和幸・会員・全労連)

山口孝、野中郁江著

『旭化成・三菱化成』

大月書店から刊行されている「日本のビッグ・ビジネス」は全12巻が完結した。これは各産業の代表的巨大企業2社をえらんで分析しているもので、第5巻・化学産業は明治大学の山口孝教授、野中郁江講師の両氏が旭化成、三菱化成の両社を対象として執筆された。化学産業は、国民生活に欠くことのできない多くの製品を生産しており、製造業中での規模はほぼ鉄鋼産業なみの地位を占める基礎素材が中心である。もちろん、医薬品、フィルムなど直接消費に結び

ついている分野もあるが、基礎素材とくに高度 成長、技術革新の花形であった石油化学も、消 費者の眼からはとらえにくい。そして、バイオ をはじめとするハイテク素材などニューケミカ ル、化学技術の有効利用による将来展望はある と、本書は序論部分で述べている。

旭化成といえば、マラソンや「なるほど・ザ・ワールド」というTV番組で国民になじみがあろうが、繊維会社として分類される場合が多い。しかし、本書が述べているように、売上高中、繊維はわずか18%、半分が化学で、正に世界に比肩しうる総合化学企業である。1931年延岡で、野口遵が創業したベンベルグ製造会社が、戦後旭化成として新出発、現会長宮崎輝は61年社長に就任、82才にいたる今日もトップの座を占めて拡大路線を展開してきた。本書はその抜群の収益力の秘密、とくにライバルであった東レを追い越して独走してきた歴史を分析しているが、ワンマン経営化に危惧も表明している。

化学ビッグビジネスの双璧、三菱化成といっても、消費と直結する分野は少なく、国民には、名称から三菱の化学部門といったイメージであろう。1934年その前身日本タールが黒崎での染料からスタートして、今日の総合化学企業へと発展してきた。最近では数次の石油ショックの影響で赤字が発生、無配に転落、アルミ切り捨てなどでそれをのりきり、ファイン化へ猛烈な脱皮をはかっている。そして、バブル経済といえば、金融、不動産中心の感じも与えているが、エクイティファイナンスによる低コストの資金調達がいかに三菱化成にも貢献したかを、本書は豊富なデータを駆使し、批判会計学の立場から明らかにしている。(上場企業全体では89年度に24兆の巨額に達した。)

労資一体の労資関係にもふれ、同じ連合でも、 旭のそれは民社推進路線、三菱のそれは全くの 企業内路線と分析しているが、福岡知事選での 連合の対応を不満として三菱の組合が会費を凍 結したことでも裏づけられている。ひろく本書 をみなさんに、おすすめしたい。

> (大月書店・1,500円) (塚田義彦・会員)

ダグラス・ラミス/斉藤茂男著 『ナゼ日本人ハ死ヌホド働クノデスカ?』

小さな読みやすいこの本は、実は日立製作所を相手にたたかっている、あの残業拒否の田中さんの裁判闘争とのかかわりからできたものである。裁判闘争についてのシンポジウムの記録がもとになり、もっと広く知ってもらいたいという願いが、岩波ブックレットという形でまとまった。田中さんの裁判闘争そのものは全体の1ページぐらいしかないが、もっと根源的に日本人はなぜこのように働き、働かされているのかを問いつめる、小さいながらも重い課題に取り組んだ本だといえる。

しかも、なぜなのかだけでなく、どうしなければならないかも論じられている。もちろん、「労働組合運動の民主化」も語られ、「人間の生活の場へ男が帰ってきて、そこで開眼して運動を組織し直す」(斉藤) ことや、労働組合運動の「復活」や「企業の民主化、仕事の民主化」は「政府がやるものじゃなくて、働いている人がなにかの組織で、自分の労働組合が御用組合ならば、組合のなかでもう一つの組合をつくって頑張る以外、変えようがない」(ラミス)とか、「新しい形の労働運動」が生活のレベルから話されている。

だが、もっともこの本で強調され、示唆にと むものは生活倫理、労働倫理の確立というテー マである。企業や職場集団での「滅私奉公の構 造は、同時に会社人間の男たち *ホモ的関係" と裏腹」であり、「達成の快感を共有する仲間同士」の「心理的な相互依存の関係」のなかで「男はますます長時間労働になっていく」(斉藤)。そこでは「なんのために、何をやるのか」を問いただすことが運動にとっても不可欠なことになる。それは「性別役割分業と長時間労働と環境破壊がセットになっている」「三位一体構造のもとで」の「男性優位社会の侵略性」(斉藤)を融解させる労働観、生活観を運動の側がもつことだと思う。

確かに「いっしょうけんめい人を犠牲にして自然破壊をして、わけのわからないガラクタをつくっている人」(ラミス) が労働者の今のところ多数であろう。たたかう労働組合が、そのような人々の深奥にある共鳴板にとどくような労働倫理・生活倫理を確立することができるならば、たとえ少数派であったとしても多数派になる水路は開かれると思うのである。

(岩波ブックレット・350円) (木下武男・会員・法政大学講師)

山田洋次・三上満著 『めんどうくさいもの・人間』

私も正月休みには必ず「寅さん」を観にいくが、冬の寒さの中でも映画館からでてくる時には、ホッカホカの気分になっている。43作も作り続け、それでも毎回期待を裏切らない。そのすぐれた作品を魔法のごとく次々と生み出し続けている映画監督の山田洋次さんと、教育の道のドンと呼ぶにふさわしい、三上満全教委員長が対談をしてまとめたものがこの本である。話しことばなので読みやすく一気に読めてしまったが、その内容は立派な「哲学書」といえよう。

人間はだれもが完璧ではない。その不完全さ

に時に落ち込み、自分に対する劣等感に苦しむが、その苦しみと懸命に立ち向かう中でこそ、人間的な成長が育まれる。また、どんな人でもその人自身の中に輝くものを持っている。この生を価値あるものにしたいと願っている。このことは、わかっているようでなかなか実際は難しい。特に教師という立場なら、子どもたちの可能性を引き出すという本来の仕事と現実とのギャップに苦しんでいることだろう。対談の中で、神戸の校門圧死事件を機に、全教の大会で、その事件の持つ意味や学校のあり方を徹底的に議論したという話もあり、その学校問題の深刻さは、極限にきているという感がある。

しかし、その中で、教師やもちろん私たち自身もだが、どう生きていくべきなのか。寅さんは、教師ではないが、旅先で出会う人たちに"大切なもの"を与えてくれる。それは生きる力とでも言おうか。人間の弱さを受け入れ、苦しみや悲しみを共感できる力、人のために打算なく動くその姿は、映像をみつめる私たちの心を安心させるのである。山田洋次監督は、「あこがれとでもいうべきものでしょうか」と話している。また「そんな寅さんを『困ったやつだ』といいながら、暖かく見守っている地域の人間社会もやはりこうあってほしいという作者の願いをあらわしたもの」とも言っている。

人間を愛し、人間にこだわり、人間の可能性 を引出す事業に携わってきたこの二大人物が語 りあう人間論、教育論は、まさに今の学歴偏重 社会、管理統制教育に対する異議であり、人間 社会再生への力強い希望と確信である。

(労働旬報社・680円)

(渡辺純子・全国福祉保育労〈団体会員〉)

- 創刊号〜第4号・総目次 --

| AITH D /4000/T 40 D | | | |
|------------------------------------|---|--|------------------------|
| 創刊号(1990年12月)—— | WATER AND ANTHONY | 4 程 | -16 |
| | 総研クォータリー」の創刊にあたって | | |
| ●労働問題 | 題研究の今日的課題 | ·······j | 市木田嘉 |
| 鼎 談●激動する | 3世界と日本経済の動向 | ······································ | 関 恒 調 熊野 剛加 米田 康 |
| 研究報告●■ILO 労働網 | 「夜業条約」および同第89号条約議员 総研プロジェクト・チーム見解(案)につ | E書に関するランドでの要約 | 永山 利利 |
| ■労働 | 者派遣法に対するわれわれの見解 … | | 加藤 佑活 三富 紀 |
| 国際・国内動向●■ヨーロ | コッパの鉄道政策と国鉄の「分割・民 | 営化」 | 妥 井 1 |
| ■欧米は | こ見るパートタイムに関する政策提言 … | | 三富 紀 |
| ■ ILOS | ジュネーブ本部で初の家内労働問題 国 | 图際会議 | 神尾 京 |
| ■「連合 |)」・日経連2人3脚の住宅政策 全労連の土地・住宅政策との差異が無 | 羊明に― | 文野 富力 |
| プロジェクト 研究部会報告 ●「現代日 | 本における生活保障体系」プロジェク | h ₂ | 大木 一 |
| 書 評●日野秀演 | 逸著『世界の医療・日本の医療』 … | s | 字和川 ; |
| | 会調査の水脈―そのパイオニアたちをデ 南俊太郎/『41歳寿命説』西 | | |
| 第2号(1991年3月)—— | | | 200 |
| ● 国際政治 一湾岸 | 治経済の動向と日本の位置 岸戦争はなにをもたらすかー | | 长田 康 |
| 特 集●現代日本 | 本の生活と労働者 | | |
| ■現代Ⅰ | 日本における生活保障要求 | | 大木 一 |
| ■「働き: | 過ぎ」の歯止めへの一提言 第3回過労死を考える集いでの問題提 | 起から― | 尹藤 セ |
| | 問題の今日的課題 | | |
| 失対制机一新力 | 度「廃止」の攻撃と労働者の闘い たな「高齢者闘争」に向けて― | | I口 英· |
| 国際・国内動向●■ ^{国鉄問} | 闘争をめぐる国際連帯 民営化反対は世界の労働組合の重要 | 問題— | 加藤 益 |
| | の保育事情 | | |
| ■日本の | の外国人労働者政策と、国連における新 | 「マイグラント条約の採択」 | 永山 利利 |
| ■ EC統 | 合問題とフランス労働総同盟 | / | 小森 良 |
| ■「日経 | 連・労働問題研究委員会報告」批判 | 钊 ······ | 高木 督 |
| ■教育多 | 条件改善の闘いに関連して | 5 | 平田 耕 |

| プロジェクト 研究部会報告 | ●「規制緩和問題と経済民主主義」プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 继 |
|------------------|--|------------|
| 書評 | ■R・ビーン編著『国際労働統計』―手引と最近の動向―山田 ■高橋祐吉著『企業社会と労働者』 | 貢朗 |
| 新刊紹介 | 下●『国際比較 日本の労働者―賃金・労働時間と労働組合―』三富紀敬/『外国人党者の人権』松林和夫/『ワールドウォッチ 地球白書』'90~'91黒川俊雄/「立・東芝―ハイテク摩擦に直面する電機メーカー』加藤佑治 | 清 働 |
| 第 3 号(1991年) | 夏季号)———————————————————————————————————— | |
| | ●戦費拠出と国民の負担増 安藤 | 実 |
| 特 集 | ■女性労働と今日の政策課題 | |
| | ■新「育児休業法」と日本の労働者・猪瀬 原 | 手子 |
| | ■ 欧米の親休暇に関する政策提言 一わが国の育児休業構想に寄せて一 | 己敬 |
| | ■日本の看護婦と世界の看護婦吉津佳代 | 亡子 |
| | 男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間予備調査報告女性労働研究音 一賃金・生活費・生活時間をセットで男女平等にするには一 | |
| | ■女性労働者に関する労働組合による最近の調査中嶋 晘 | |
| 国際・国内動向 | ラ● ■ 英国の日系企業と労働組合 スコットランド労働組合会議大会に参加して感じたこと *********************************** | 青彦 |
| | ■インド労働者のたたかいにふれて岸本 直 | 直美 |
| | ■成長・連帯の欲求と「自己啓発セミナー」中 原 | 学 |
| プロジェクト 研究部会報告 | ★ ●労働時間問題研究部会·····西村 直 | |
| 書 | 平●片岡曻・萬井隆令編『労働時間法論』 | 这么 |
| 新刊紹介 | ↑●『看護婦をふやして』引間博愛/『労働問題実践シリーズ』(全 8 巻)佐々木三/『シンポジウム・新しい世界秩序とアジア』加藤益雄 | に昭 |
| 第 4 号(1991年 | 秋季号) | |
| | ●東アジア経済と労働問題 ・・・・・・・・大 谷 | 巌 |
| 特 | 集●労働時間問題と日本の労働者 | |
| | ■ 労働時間短縮闘争の推進西村 直 | 直樹 |
| | ■労働時間問題の現代的課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 右吉 |
| | ■交通・運輸労働者の労働時間と生活 | 兑子 |
| | ■男女労働者の「生活時間」インタビュー・・・・・・・女性労働研究部 | 邓会 |
| 国際・国内動向 | あ● ■アメリカ労組の国家的保健制度要求闘争 | 良夫 |
| | 史上最大の組織合同ラッシュとの背景 | 印彦 |
| | 中小企業研究の現代的動向 | 刊和 |

https://rodosoken.com/

| ■家内労働運動と労働組合の役割 一二つの家内労働問題国際会議に出席して— 神尾 | 京子 |
|--|----|
| 会社のやりたい放題…だから「組合をつくりたい」 一各地方の「未組織はがきアンケート」から一 | 康浩 |
| プロジェクト 研究部会報告 ● 首都圏地域開発と労働運動プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 辰男 |
| 書 評●■野中正徳・木下滋・大西広編『自立と協同の経済システム』中西 | 啓之 |
| ■飯田哲也・遠藤晃編著『家族政策と地域政策』鈴木 | 敏子 |
| 新刊紹介●『建設労働と外国人労働者』椎名恒/『日本的労資関係の変貌』栗山嘉『戦後日本の民主主義』内山昻/『新しい労務管理と女性労働』伊藤啓子 | |

次号 No.6 (1992年春季号) の主な内容

〔巻頭論文〕

労働時間短縮の日本的障害―その克服への道―……藤本 武

[特集]

【規制緩和問題と経済民主主義】

[国際·国内行動]

全労連国際シンポジウムについて ウルグアイラウンドと農業自由化 過労死問題と国連人権規約 92春闘への取り組みについて

(題はそれぞれ仮題)

他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、書評、新刊紹介

発行予定日 1992年 3 月15日

今号で第5号となり発行2年目に入った。今後とも叱咤激励を。 巻頭の佐々木論文は、ソ連・東ヨーロッパ社会主義体制との歴史 的対立を前提にしていたEC統合が、その一方の極の崩壊、日本多国籍企業がEC 域内市場の発展過程に関わりはじめ、ヨーロッパ 労働運動と直接に対立する関係が 形成されている現実の中で、ヨーロッパ資本主義研究、日本の労働運動とヨーロッパの労働運動の共通の課題での連帯が極めて重要になっていることを指摘している。 わが国の高齢化社会への進行の中で、高齢者の生活保障をめぐる諸問題は、政府・財界の側と国民の側の視角の質的相違の中で矛盾を拡大している。「<特集〉高 齢者生活保障の現代的課題」は、これに応える内容になっていると思う。また、編 集企画の中で重要な位置づけをしている国際・国内動向欄は、今号も時の焦点、関 心の強い問題を取り上げている。 (T・U)

労働総研クォータリー 第5号 1991年12月15日発行

編集•発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3−3−1

ユニオンコーポ 403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

〒112 東京都文京区小石川3-33-6

TEL 03 (3813) 9163

FAX 03 (3813) 9162

頒 価 1 部 1,000円 (郵送料 210円)

定期購読(年4冊分)4,000円(郵送料含む)

振 替 東京 4-191839

全労連編

定価1200円(税込)〒畑

人間らしく生き、人間らしく働くために

民におしつけようとする政・財・官。 バブルで大もうけした一方で、バブル崩壊のつけを 管理春闘を打破 玉

国民春闘構築のための一冊!

労働者教育協会編

定価1200円(税込)〒別

で裏付け。春闘方針づくりや職場の要求討議に基本的 全労連の春闘方針、「春闘白書」を具体的で豊富な資料

国立病院つぶしは許さない 国民の医療と国立病院・療養所を守る中央連絡会議監修 国民の願いに逆行する厚生省の計画。長寿園闘争をは な資料を提供する。活動家必携の資料集。 じめ全国で闘いは広がった。 医療をまもる 1500円 (税込) 〒100

92年4月に施行される育児休業法の問題点と活用の

定価1500円(税込)〒畑

かたを条文にそって解説する。

世界の資料も豊富

坂本福子著

学習の友社

FAX03(3434)7301 振替東京0-179157

ついに

5 労

働

組

たたかつてこそ未来がある

シリーズ社会を科学する

各巻定価1500円(税込)〒200 セット価9000円(税込)

完結!

〒105 東京都港区新橋6-19-23 ☎03(3433)1856

③ 経 ④現代の資木主義入門 資本主義社会のヒミツ 済学

入 田中礼蔵·辻岡靖仁著 門

村本

敏著

過労死・ホームレス・金融スキャンダル 小泉 宏著

山田敬男著 大場秀雄著

⑥ 社

会主

目由で豊かな社会をめざして

「豊かな社会」の。牢獄、性 ②人間・社会・歴史観入門 好評発売中のシリーズ社会を科学する 主義とヒューマニズムの哲学を考える。 族主義でなく人類の普遍的立場に立ち、す べての人びとの自由と平等を尊重する民主

科学的思考に基づく哲学、排外主義的な民 よりどころにする哲学、人間の理性を信頼 空想や幻想ではなく、正確な事実や現実を しない神秘主義や非合理主義の傾向を問う 鯵坂 真

生きること・働くこと

学習の友社 FAX03(3434)7301 振替東京0-179157